

荒川区花と緑の基本計画

花と緑を通して幸せを実感できるまち



平成21年3月

荒川区



こころ
老れた日

花を見れば
花は静かに咲く

悲しく花を見れば
花はときに悲しみ
うれしく花を見れば
花はときに
よろこぶ

花 つわぶき
詩画 星野富弘

はじめに

まばゆいばかりの満開の桜を見上げながら新たな出会いを予感し、心躍る春。夜露を宿し、鮮やかに咲く朝顔の花に魅せられて、さわやかな一日が始まる夏。金木犀の香りや金色のイチョウの葉に深まり行く秋を感じ、凍てつく透き通った空気を吸い込んで、木立の間を霜柱を踏みしめながら散策する冬。

このように、私たちは、意識せずとも花や緑に触れ、花や緑から季節の変化を感じ取り、日常を過ごしています。

花や緑は、私たちに多くの恩恵をもたらします。公園の緑、道路に並ぶ街路樹、庭先の草花や玄関前の鉢植え、花壇に咲く花など、すべての花と緑は、まちに彩りを添え、私たちを癒（いや）し、災害時には延焼防止に役立ち、また、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化やヒートアイランド対策としても大きな効果があります。

しかし、本区における花や緑の量は、23区の中でも少ない状況にあるため、あらゆる機会をとらえて少しずつでも増やしていく必要があります。そして、量的に増やすことに加え、すべての区民の皆様が、花や緑を育て、慈しむことに何らかの形でかわり、参加することが、心豊かで健やかな区民生活の実現に結びつくものと信じております。

このたび、策定いたしました「荒川区花と緑の基本計画」は、荒川区基本構想の将来像である「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向け、花や緑を通して、幸せを感じることが出来るまちを築いていくための目標や具体的な施策を定めたものであります。

私は、区と区民の皆様とのパートナーシップにより、本計画に示しました施策を一歩ずつ確実に前進させ、花と緑あふれるまち「あらかわ」を目指してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提案をいただきました区民の皆様をはじめ関係各位に心から御礼を申し上げます。



平成21年3月

荒川区長 西川 太 一 郎

- 目 次 -

第1章 計画の位置付け	1
計画の前提	2
1 荒川区花と緑の基本計画とは.....	2
2 荒川区花と緑の基本計画の位置付け.....	2
3 荒川区花と緑の基本計画の目的.....	3
4 計画のフレーム	3
5 用語の定義	4
計画の構成	5
1 計画の視点	5
2 計画の構成	6
第2章 みどりの現況と課題	7
自然的条件	8
1 自然の骨格	8
2 みどりの状況	12
3 接道部緑化の状況	37
社会的条件	42
1 区民意識と意向	42
2 土地利用	43
3 防災関連条件	45
4 市街地整備状況	48
人文的条件	49
1 歴史・文化的資源の分布状況.....	49
2 みどりに関する区民活動	50
3 みどりに関するイベント等.....	53
計画策定に向けての課題.....	54
第3章 計画の目標と基本方針	57
みどりの将来像	58
基本理念と基本方針.....	58
1 基本理念	58
2 基本方針	59
みどりと土のネットワークの形成	60
みどりの確保目標量.....	63
1 緑被率	63
2 区民一人当たりの公園面積.....	64
「花と緑を通して幸せを実感できるまち」をつくるために	65

第4章 施策別計画	67
施策の体系	68
個別施策の内容	70
《基本方針1：環境に資するみどりをまもりつくるための施策》	
1 公園・緑地等の整備・充実	70
2 みどりの保全	73
3 緑化の推進	75
4 面的なみどりの整備・緑化の推進	82
《基本方針2：花と緑の名所をつくり育てるための施策》	
1 全区レベルの花と緑の名所づくり	84
2 日常生活レベルの花と緑の名所づくり	89
3 花と緑の名所づくりの支援・普及	93
《基本方針3：花や緑とのふれあいの心を育てるための施策》	
1 花や緑とのふれあいの促進	94
2 取組の体制づくり	98
3 管理の充実	100
第5章 地域別方針	101
地域別方針の構成	102
1 地域区分	102
2 みどりにかかわる現況・課題の項目	103
3 地域別のみどりにかかわる方針	104
地域別方針	105
1 南千住東地域	106
2 南千住西地域	110
3 荒川地域	114
4 町屋地域	118
5 東尾久地域	122
6 西尾久地域	126
7 東日暮里地域	130
8 西日暮里地域	134
第6章 計画の実現に向けて	139
区、区民、事業者のパートナーとしての協働	140
推進計画の策定	140
進行管理	141
庁内の推進体制	141

資料編	143
計画策定の経緯	144
荒川区みどりの基本計画策定委員会	145
区民参加の記録	159
公園・児童遊園等一覧	165

《詩画について》

作者の星野富弘氏は、不慮の事故で手足の自由を失いましたが、口に筆をくわえて詩画を描くという新しい分野を独自に切り開きました。星野氏の作品は、多くの人々に生命の尊さを伝え、深い感動と生きる勇気を与えています。

この作品は、『花の詩画集 あなたの手のひら』に収められており、本計画のテーマである「花と緑を通して幸せを実感できるまち」にふさわしい作品として荒川区顧問である仙道作三氏の御紹介により掲載を承諾していただきました。

題材となっている“つわぶき”は、古くから日本にある植物です。つやのある美しい葉は、一年中観賞することができ、晩秋から初冬にかけて咲く鮮やかな黄色の花は、花の少ない季節に彩りを添えています。

第1章 計画の位置付け



第1章 計画の位置付け

計画の前提

1 荒川区花と緑の基本計画とは

荒川区花と緑の基本計画は、都市緑地法及び荒川区みどりの保護育成条例に基づき、荒川区における緑地の保全や緑化の推進にかかわる将来像・目標・施策等を定め、花と緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するためのものです。

2 荒川区花と緑の基本計画の位置付け

荒川区は、平成19年3月に、「荒川区基本構想」を策定し、おおむね20年後の目指すべき将来像として『幸福実感都市 あらかわ』を掲げ、物質的な豊かさや経済効率だけでなく、心の豊かさと人とのつながりを大切に、区民一人一人が真に幸福を実感できるまちを目指すこととしました。さらに、この基本構想の総合的かつ計画的な実現を図っていくための指針を示した「荒川区基本計画」、基本計画の実現に向けた具体的な事業内容を示した「荒川区実施計画」も併せて策定しました。

「荒川区花と緑の基本計画」は、荒川区基本計画における緑とうるおい豊かな生活環境づくりに焦点を当てた計画であり、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観形成等について把握・評価し、これらの機能を効果的に発揮させるために、みどりにかかわる基本的な施策の考え方とその方向性を示すものです。

また、荒川区はまちづくりの分野では総合的なまちづくり推進のための指針を示した「荒川区都市計画マスタープラン」、環境分野では全般的な環境施策を示した「荒川区環境基本計画」を策定しています。花と緑の基本計画は、花や緑の保全・創造・管理に関する目標や方向性について、これらの計画と整合を図るとともに、東京都の関連計画とも連携を図るものです。なお、本計画に定める基本方針や施策の実効性を確保し、具体的な事業を実施していくため、推進計画を策定します。

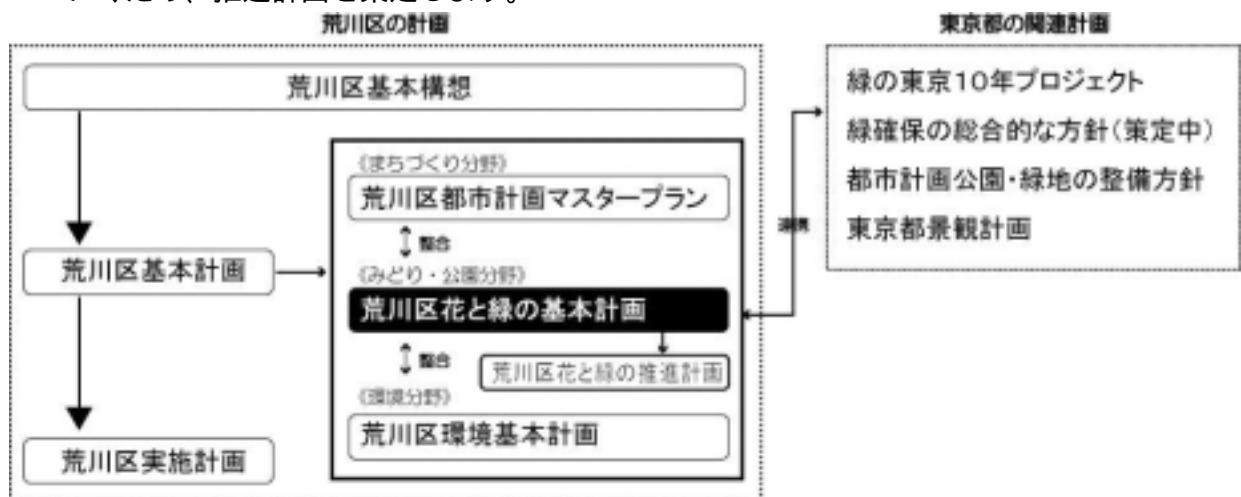


図 1-1：荒川区花と緑の基本計画の位置付け

3 荒川区花と緑の基本計画の目的

本計画では、近年の地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題も踏まえて、花や緑を通して良好で快適な生活環境の形成を図り、区民が真の幸福を実感できるまちを構築していくため、きめ細かにかつ計画的に花や緑を保全・創出するための方策を明らかにすることを目的としています。

4 計画のフレーム

(1) 計画対象地域

荒川区全域 (1 0 2 0 . 0 ha) とする

(2) 目標年次

平成 4 0 年 (2 0 2 8 年) を目標年次とする

本計画は、花と緑の保全と創出に関する総合的な計画としていることから、長期的な視点からみて、計画の目標年次をおおむね 2 0 年後の平成 4 0 年とします。

(3) 人口

	現 況 平成 2 0 年 (2 0 0 8 年)	目標年次 平成 4 0 年 (2 0 2 8 年)
住民基本台帳人口	182,800 人	184,000 人
外国人登録人口	14,900 人	14,500 人
人 口 総 数	197,700 人	198,500 人

現況の平成 2 0 年 (2 0 0 8 年) の人口は、平成 2 0 年 4 月 1 日現在のものである。

目標年次の平成 4 0 年の将来人口は、「東京都区市町村別人口の予測」(東京都総務局/平成 1 9 年 3 月)を参照し、平成 4 0 年の人口を推計したものである。

5 用語の定義

本計画で用いる用語について、下記のとおり定義します。

- (1) みどり：公園や緑地等のオープンスペース、樹木や草花、水辺や土、また、そこに生息する昆虫や野鳥等の生き物、これらの自然により構成される環境を総称して「みどり」と定義します。
- (2) 緑：みどりのうち、樹木や草地、屋上の緑化、芝生、壁面緑化、生垣等、植物のみどりを「緑」と定義します。
- (3) 花：花壇やプランターなどで育てられている花、地先園芸等家庭で育てている花、野原など自然に生育している花、樹木の花など、人の心を和ませてくれる四季折々に咲く花を、特に「緑」と区別して「花」と表します。
- (4) 緑花：花を含む植物のみどりを「花と緑」あるいは「花や緑」と表します。また、日常生活において花や緑を育て、親しみ、触れ合う活動を総称して「緑花」と定義します。



計画の構成

1 計画の視点

平成元年度に「荒川区みどりの基本計画」を策定してから、荒川区のみどりを取り巻く状況は大きく変化してきました。

まず、地球規模の環境問題への対応です。地球温暖化やヒートアイランド現象への対策が望まれる中、植物は、気温の調節によるヒートアイランド現象の緩和や冷暖房等のエネルギー消費の削減による温室効果ガスの排出量の抑制などに効果があると言われ、都市におけるみどりの効用が注目されています。

次に、少子高齢社会の進行や区民のニーズの多様化への対応です。身近な公園や児童遊園等は、子どもの遊びだけでなく、地域コミュニティの醸成や子育て世代、高齢者の活動の場としても大変重要になっています。

さらに、区民や事業者の区政への参加意識が高まりつつあります。現在、公園・児童遊園の管理や花壇づくりなどの分野で、区民の活動が少しずつ広がりを見せています。また、近年、企業の社会的責任(CSR)という観点から、事業者の社会貢献活動が、大きく注目されるようになっています。このような動きをとらえて、区・区民・事業者がそれぞれの立場で役割や責任を分担しながら、連携してみどりの街づくりを進める視点が、ますます重要になっています。

本計画は、こうした社会情勢の変化に的確に対応するとともに、みどりがもたらす様々な恩恵を考慮しながら、ゆとりとうるおいのある暮らしができる荒川区をつくりあげていくための花と緑の総合的な計画として策定しました。

2 計画の構成

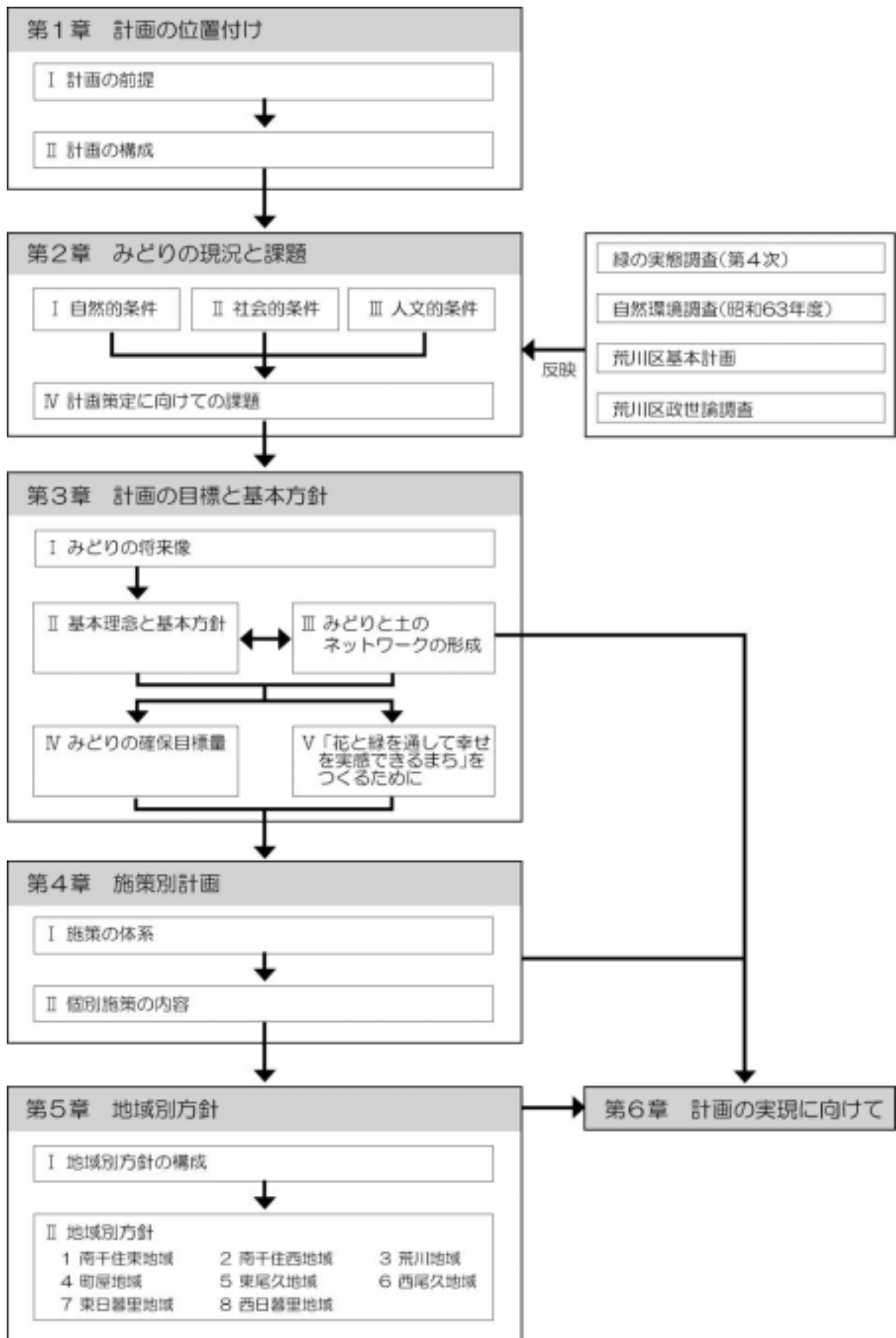


図 1-2：荒川区花と緑の基本計画の構成

第2章 みどりの現況と課題



第2章 みどりの現況と課題

自然的条件

1 自然の骨格

(1) 地形・水系

荒川区は、武蔵野台地の北東周縁部と隅田川に挟まれた地域に位置しています。

区内では、台地が南西部にわずかに分布し、それ以外は低地となっています。この低地は、約 6,000 年前には海でしたが、陸化やその後の河川の氾濫^{はんらん}などによって形成されました。また、河川が造った自然堤防などにより、なだらかな丘陵地（微高地）が分布していますが、現在は明瞭ではありません。



図 2-1：荒川区の地形と地質（出典：荒川ふるさと文化館常設展示図録 / 荒川区 / 平成 12 年）

(2) 植生

東京都が実施した東京都現存植生調査によると、平成 19 年の時点で、区内のほとんどが「緑の少ない市街地・住宅地」に分類されています。

まとまった植生は「樹群をもった公園・墓地など」や、一部の「オオバコ-カゼクサ群集地」「人工シバ草地」等に散在している程度です。

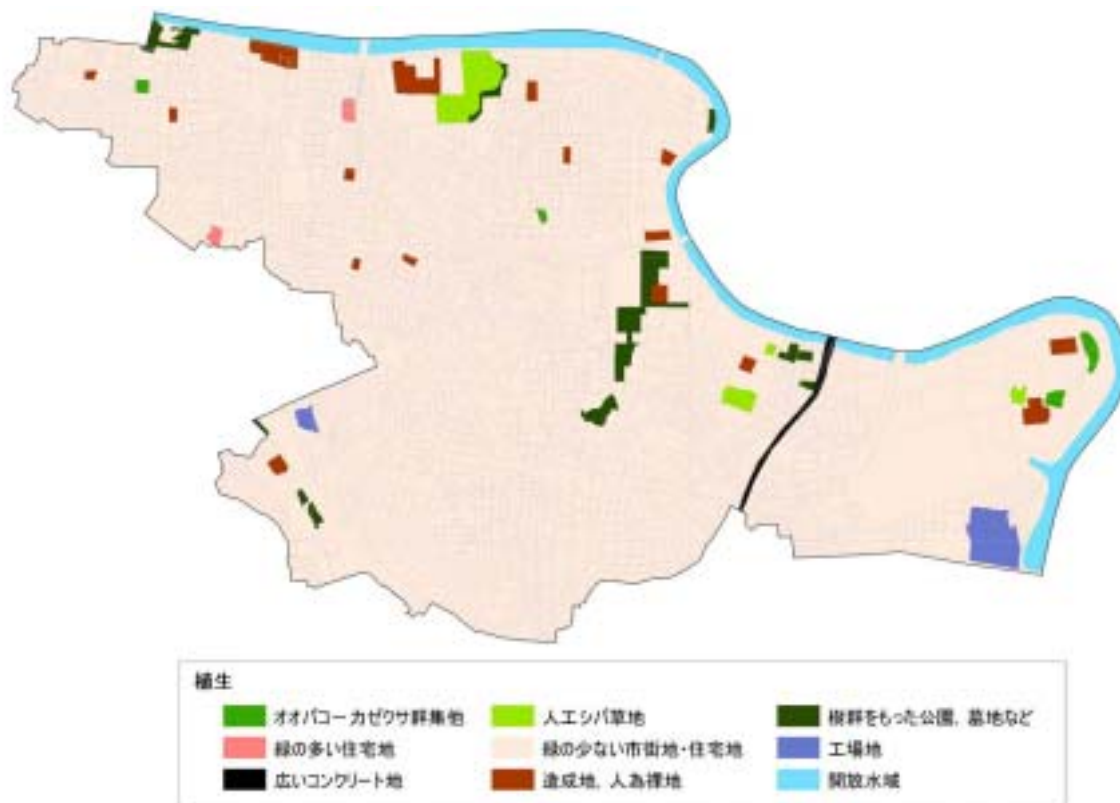


図 2-2：荒川区の現存植生
(平成 19 年度 東京都現存植生図 GIS データを基に作成)

(3) 生き物の分布

昭和 63 年に荒川区で実施した荒川区自然環境調査によると、「鳥類」は、ヒバリ、ツバメ、ハクセキレイなど 74 種、「両生類・爬虫類」はニホンアマガエル、ニホンカナヘビなど 9 種、「昆虫類」はモンシロチョウ、トノサマバッタ、ニイニイゼミ、シオカラトンボなど 260 種が確認されています。

また、国土交通省と全国の地方自治体が行っている河川水辺の国勢調査によると、荒川区の隅田川流域に生息する生き物は、「鳥類」ではユリカモメ、ウミネコ、カワウなど 35 種(平成 13 年度調査)、「魚類」ではボラ、マハゼ、スズキなど 16 種(平成 15 年度調査)が確認されています。個体数では、ユリカモメが鳥類全体の 4 割以上、ボラが魚類全体の 5 割以上をそれぞれ占めています。

(4) 気候

気温

東京都における年平均気温は、過去 100 年間（1900 年から 2000 年で算出）で約 3.0 上昇しています。地球温暖化とヒートアイランド現象という二つの温暖化が同時に進行しており、環境に影響を与えています。



図 2-3：東京都における年平均気温の推移（5 年移動平均）
（東京都管区気象台のデータを用いて作成）

夏季の気温分布に着目すると、荒川区は、ヒートアイランド現象の影響を受けやすい地域であり、ヒートアイランドの頂上に位置しているといえます。これによる熱帯夜の増加や真夏日の増加は、睡眠障害や熱中症の増加等、人の健康への影響も懸念されていることに加え、真冬日の減少、都市型水害の多発等の環境現象も一層顕著になっています。

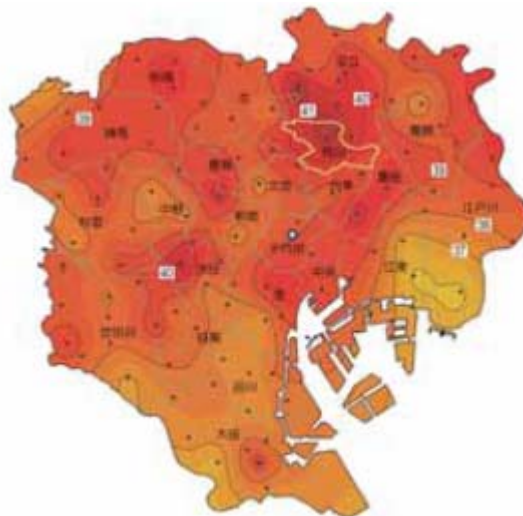


図 2-4：ヒートアイランドの頂上に位置する荒川区
平成 16 年 7 月 20 日午後 1 時の気温分布（第四峡田小学校で 41.4 を記録）
（東京都環境科学研究所調べ）

風向・風速

夏季と冬季の昼間の風向を比べると、夏季は東京湾から吹き込む南南西の風が、冬季は北西の風が吹いています。これにより、夏季の15時の図(図2-5(右図))は、都心から内陸まで延びた広い範囲に高温域がわたっています。

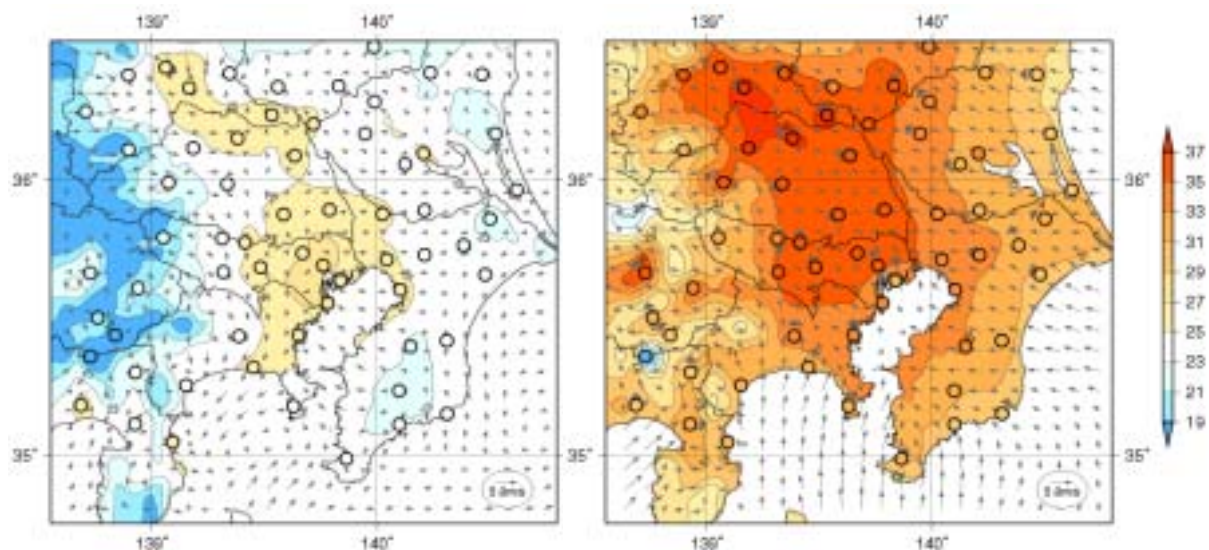


図 2-5 : 関東地方における夏季・2007 年 8 月 11 日の 5 時(左図)、15 時(右図)の
 気温(、等値線)と風の分布(矢印)
 (出典: ヒートアイランド監視報告(平成 19 年冬・夏-関東・近畿地方)/気象庁/平成 20 年)

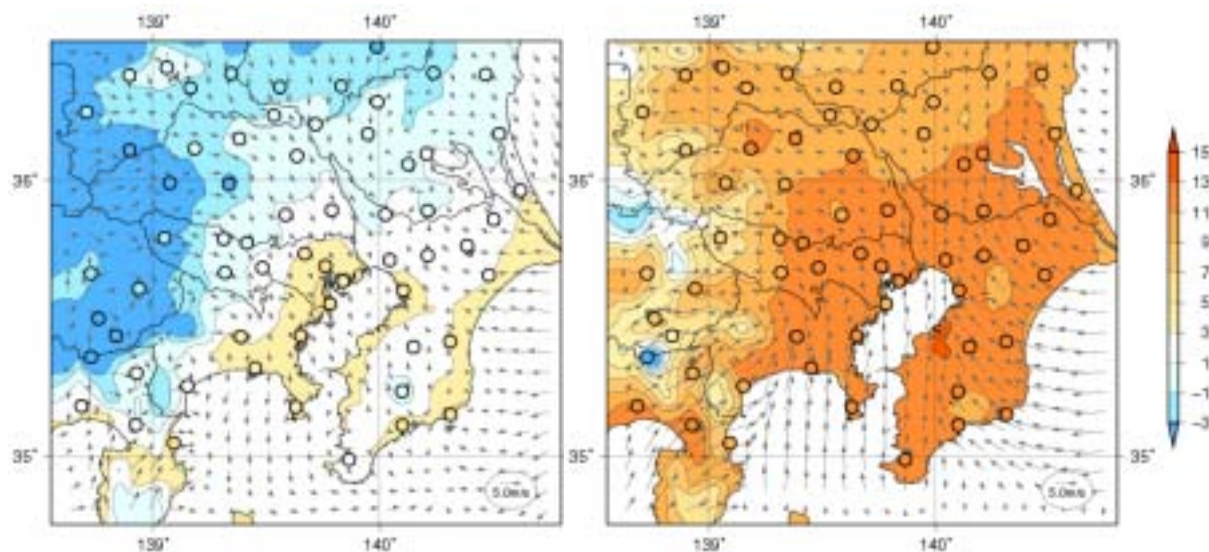


図 2-6 : 関東地方における冬季・2007 年 1 月 16 日の 5 時(左図)、15 時(右図)の
 気温(、等値線)と風の分布(矢印)
 (出典: ヒートアイランド監視報告(平成 19 年冬・夏-関東・近畿地方)/気象庁/平成 20 年)

なお、図中の はアメダス観測点を表す。

2 みどりの状況

(1) 緑被の状況

緑被の状況

平成19年に実施した緑の実態調査(第4次)によると、荒川区全体の緑被率²⁻¹は、12.3%(面積125.51ha)であり、東京23区の中でも低い水準となっています。図2-7の緑被の内訳をみると、緑被地を構成する樹木被覆地は9.6%、草地は2.5%、屋上緑化は0.2%であり、緑被地に公園内の緑で被われていない部分と水面を含めたみどり率²⁻¹が全体の18.5%となっています。図2-8の緑被率の経年変化をみると、区全体の緑被率は、昭和62年から平成10年までの約10年間で約2.2%減少した後、平成19年までの7年間で約5.0%増加しています。緑被率増加の主な要因としては、以下の点が挙げられます。

- ・市街地整備の進捗や都立公園の整備等、土地利用の変化により新たなみどりが創出されたこと。
- ・公園や街路樹などの樹木の成長により樹冠面積が増大したこと。
- ・デジタル航空カメラの使用により緑被地抽出の精度が向上したこと。

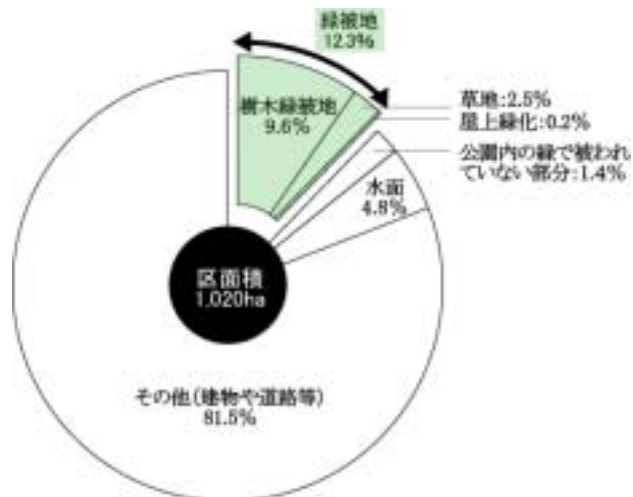


図2-7：緑被の内訳(荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成)

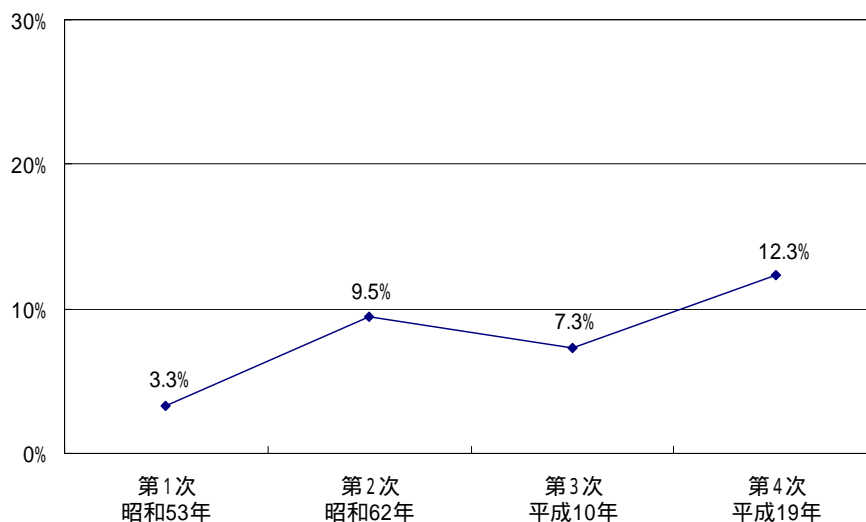


図2-8：緑被率の経年変化

アナログ空中写真を用いて、判読者が緑被地の抽出を行っていた3次までの調査に対して、4次調査は、デジタル航空カメラを使用して近赤外カラーとRGBカラー画像を作成し、緑被地の抽出を行った。したがって、各調査の精度が異なるため、本比較図は参考とする。

また、東京 23 区の他区の緑被率と比較すると、練馬区の 26.1%が一番高く続いて世田谷区、杉並区、渋谷区、港区、千代田区、大田区が 20%を超え非常に高い水準となっています。

一方で、低地部の都市化が進んでいる荒川区、墨田区、中央区、台東区では、東京都区部の中でも低い水準となっています。

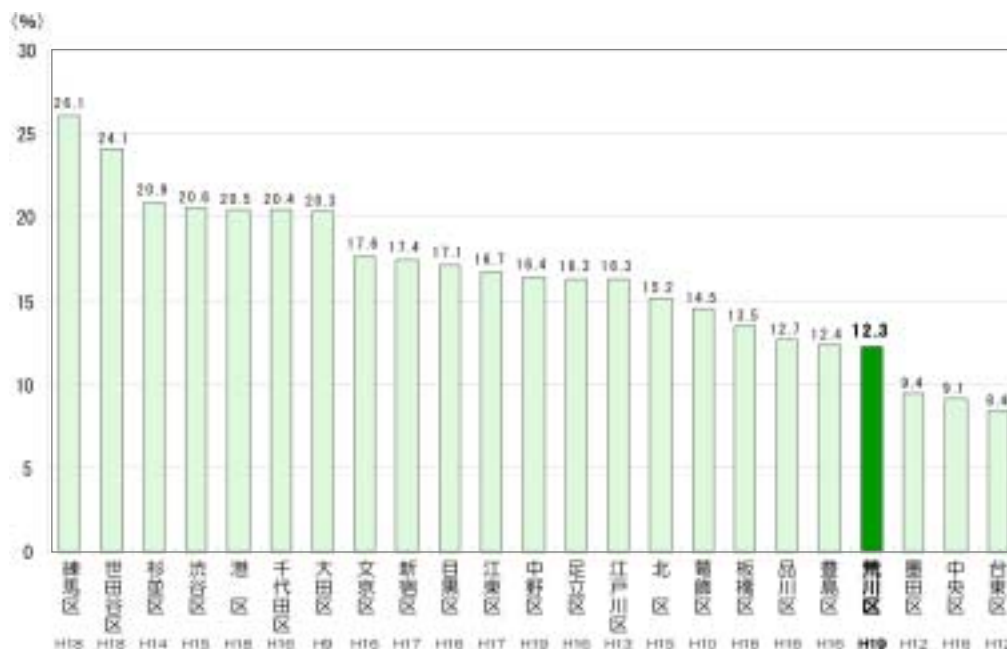


図 2-9：東京 23 区の緑被率の比較

東京都区部が実施しているみどりの調査は、調査年度、調査方法が異なる。
 グラフ内の数値は、基本的に 1 m²以上のみどりを抽出した結果であるが、江東・品川・台東区は 10 m²以上、板橋区は 100 m²以上のみどりを抽出した結果である。

2-1：緑被率とみどり率

《緑被率》

樹木被覆地と草地、屋上緑化等、植物で被われた部分を緑被地といい、ある土地の区域面積に占める緑被地の合計の割合を緑被率という。

《みどり率》

緑被率に、河川等の水面の占める割合と公園内の緑で被われていない面積の割合を加えたもの。

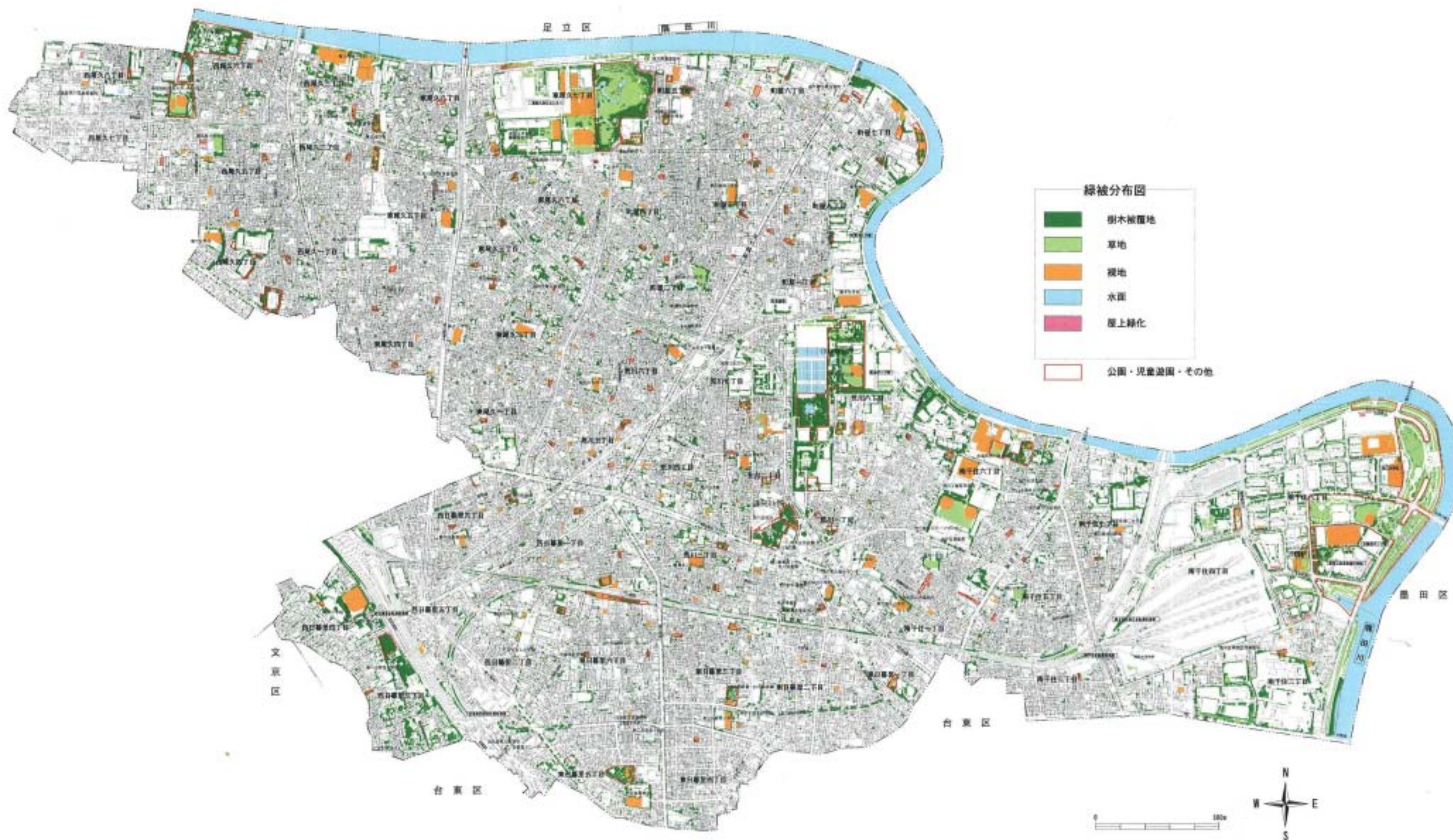


図 2-10：緑被分布図（荒川区緑の実態調査(第 4 次)を基に作成）

町丁目毎の緑被の分布状況

緑被の分布状況を町丁目別に見ると、尾久の原公園のある東尾久七丁目（37.0%）が最も緑被率が高く、比較的規模の大きい公園のある南千住八丁目、荒川八丁目、西日暮里三丁目においても、緑被率20%以上を占めています。

隅田川沿いの地域は、おおむね高い緑被率を示していますが、建物が密集しているエリアの多い荒川・町屋地域は、緑被率10%を下回る地域が分布しています。

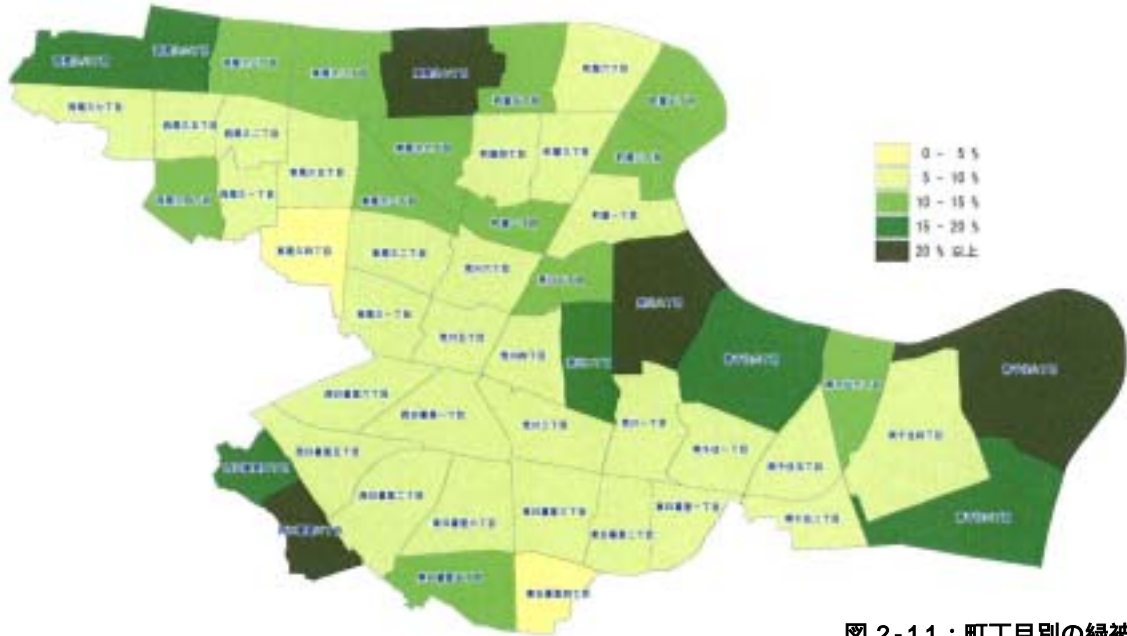


図 2-11：町丁目別の緑被率
（荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成）

まとまりのある緑被の分布

300 m²以上のまとまりのある緑被は、主に公園等で多く見られます。公園として整備されていなくても、隅田川沿いや日暮里台地上には、まとまりのある緑被が見られます。一方で、区を中心部にまとまった緑被はほとんど見られません。

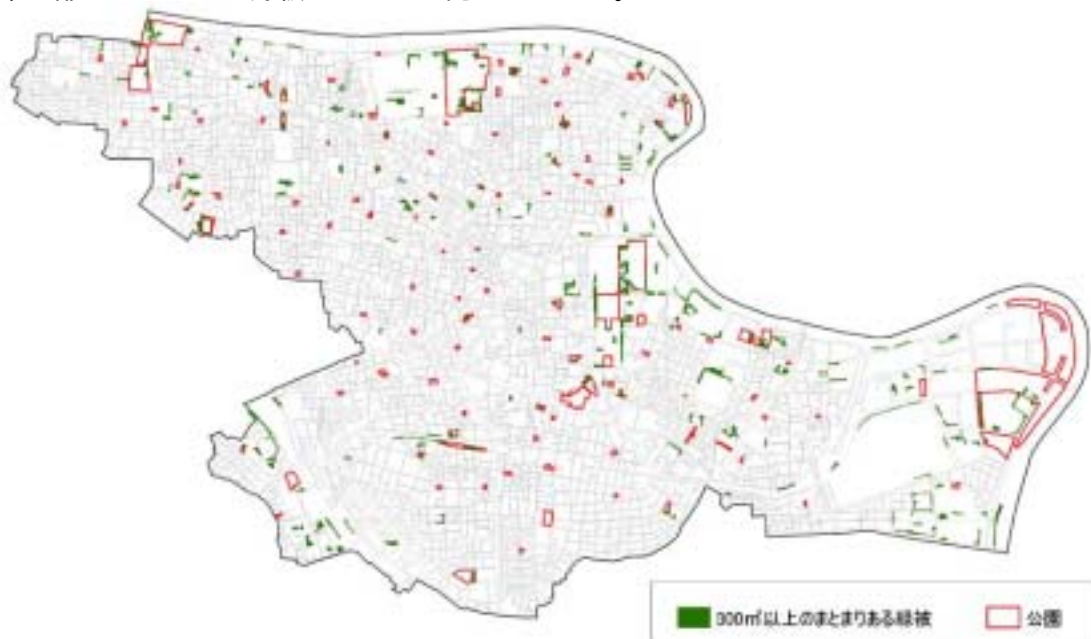


図 2-12：300 m²以上のまとまりある分布
（荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成）

(2) 公園・児童遊園等の整備・改修状況

公園・児童遊園・グリーンスポットの整備状況

区内には、都市のみどりの核となる公園として、尾久の原公園・汐入公園の2か所の都立公園、日常生活に潤いや安らぎをもたらす区立公園・児童遊園は、103か所整備されており、平成20年4月現在の区民一人当たり（住民基本台帳人口）の公園面積は、2.28㎡です。また、公園や児童遊園を補完する地域のみどりとしてグリーンスポットが10か所（0.18ha）あります。

表 2-1：公園・児童遊園等の個所数と面積（平成20年4月現在）

種別	個所数	面積（ha）
都立公園	2	18.8
区立公園	33	19.7
児童遊園	70	3.3
公園・児童遊園計		105
公園以外の公的なみどり	グリーンスポット	10
	広場	4
	遊び場	1
	緑地	4
合計	124	42.9

公園・児童遊園・グリーンスポット等の中には、都市計画法第29条や荒川区市街地整備指導要綱に基づき²⁻²、開発に伴い設置されたものがあり、平成20年4月現在16か所（約0.6ha）あります。また、要綱に基づくものは、平成3年以降から、提供公園ではなく公開広場の設置に規定をかえており、これまでで35か所（約4.6ha）の公開広場が、開発事業者から一般に開放されています。

2-2：開発に伴う提供公園・公開広場の設置

提供公園

都市計画法第29条に基づき、1,000㎡以上（既成市街地では500㎡以上）の開発行為を行う場合、区長の許可が必要である。さらに3,000㎡以上の開発時には、下記の基準を満たして公園等を設置することとなっている。

開発区域の面積	設置内容	公園等の総面積
0.3ha 以上 5.0ha 未満	公園、緑地又は広場	開発区域面積の3%以上
5.0ha 以上	公園	1か所 300㎡以上かつ 開発区域面積の3%以上

公開広場

荒川区みどりの保護育成条例及び荒川区市街地整備指導要綱に基づき、3,000㎡以上の大規模な開発や15戸以上の集合住宅に対しては、開発事業者の自主管理で公開性のある公開広場を設置することを事業者に求めている。

施工区域面積	公開広場
3,000㎡以上	4%以上

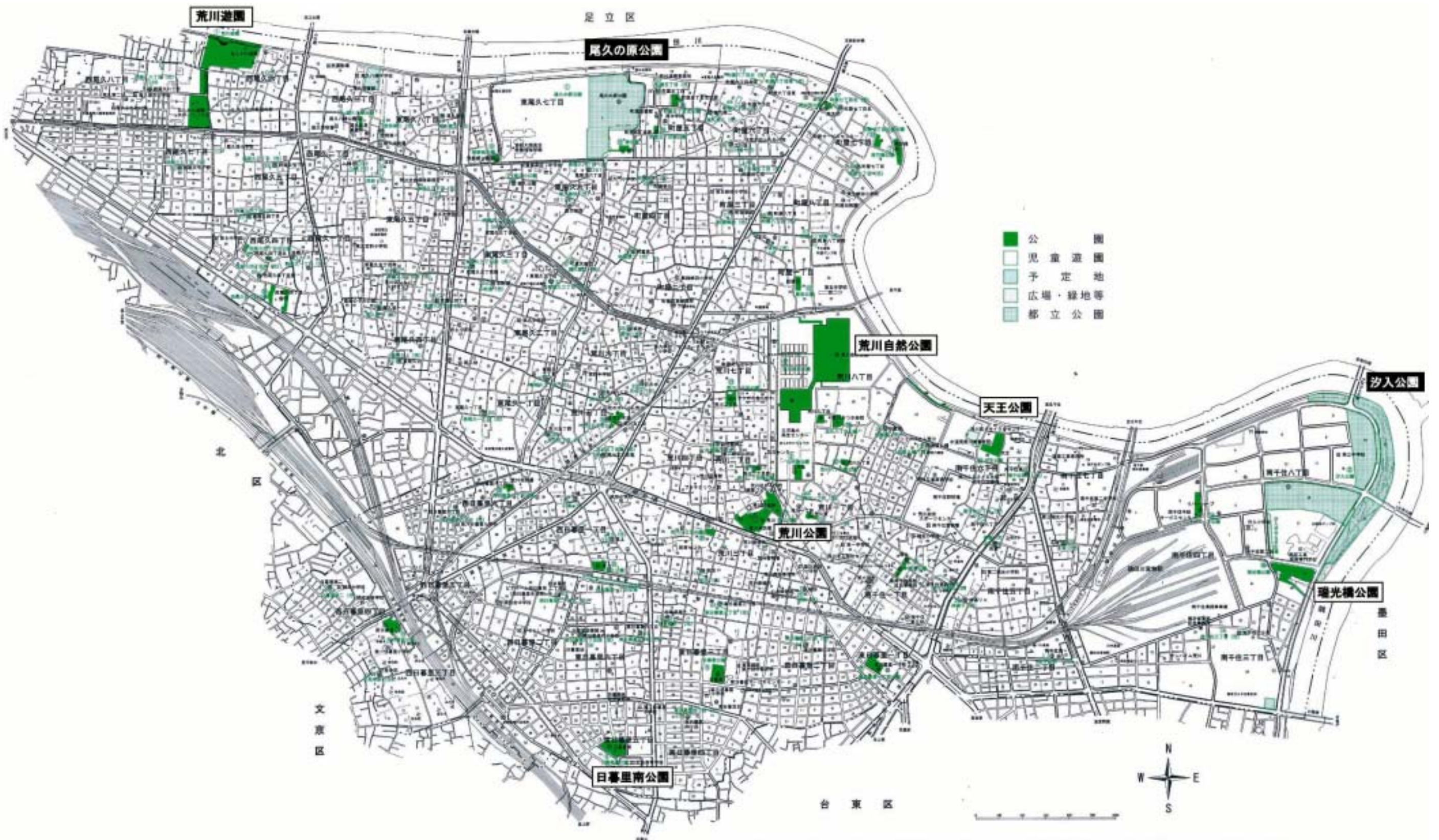


図 2-13 : 公園・児童遊園等の配置図

公園・児童遊園・グリーンスポットの改修状況

既設の公園・児童遊園は、一層区民に親しまれ利用しやすい公園とするため、これまで、「特色ある公園づくり」や「地域に根ざした公園づくり」の事業を進め、平成19年度までに43か所を改修しています。改修に当たっては、テーマ性を付加した改修を進めるとともに、バリアフリーに配慮した入口の改修や、老朽化した遊具等を更新し、区民に対して安心・安全なレクリエーションの場を提供しています。

公園の配置

荒川区における街区公園や児童遊園は、1小学校区毎に街区公園1か所、児童遊園3か所の設置を基準としています。区全体として、公園等がバランスのとれた配置となっているかを把握するため、街区公園・児童遊園の誘致距離²⁻³を当てはめてみると、整備水準の低いエリアがあることが分かります。

2-3：近隣公園・街区公園・児童遊園の誘致距離

都市計画として定める公園は、都市計画運用指針（平成18年11月）において、種別や規模、配置についてその基準が示されている。これを参照し荒川区における公園・児童遊園の誘致距離はおおむね以下のとおりとする。

公園の種類	設定する誘致距離
近隣公園（10,000㎡程度）	500m
街区公園（2,000㎡程度）	250m
児童遊園（500㎡程度）	100m

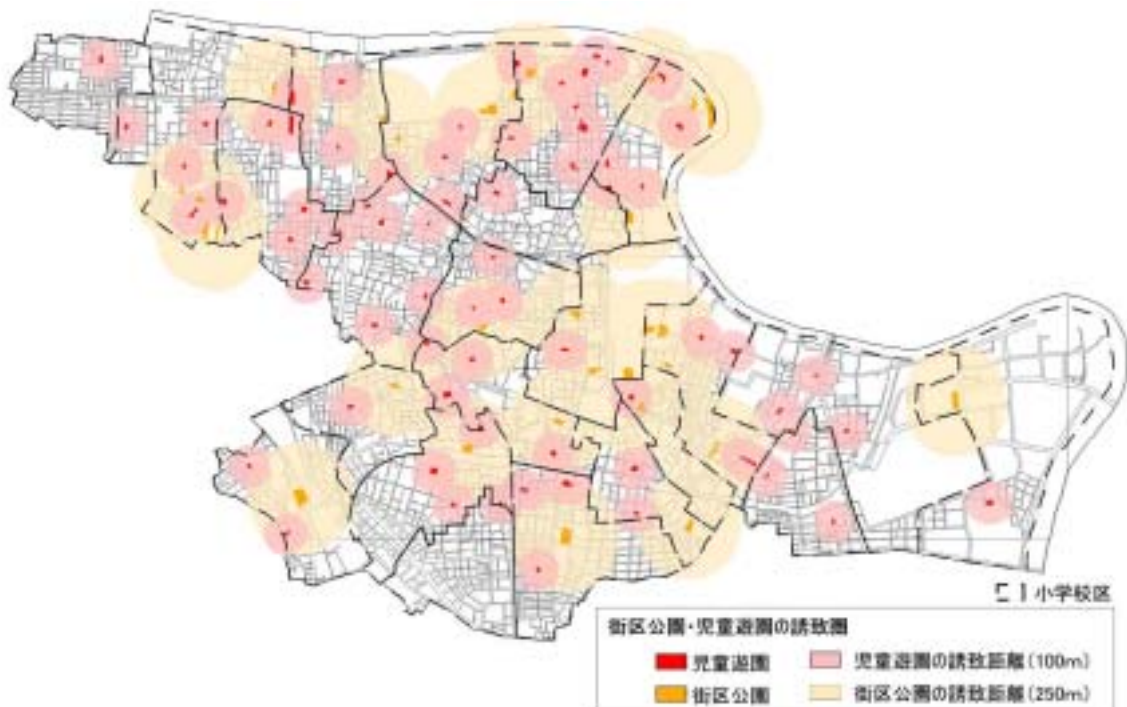


図 2-14：街区公園・児童遊園の誘致圏図

また、近隣公園は、区の中央から東側に分布しており、区の西・北西部では未整備地域となっています。



図 2-15：近隣公園の誘致圏図

公園整備の計画

今後、荒川区の公園整備として、以下を計画しています。

表 2-2：今後の公園整備の計画

公園整備予定	内 容			
尾久の原公園の拡張	東尾久浄化センターの整備に合わせて、上部(面積 3.7ha)を覆蓋して尾久の原公園を拡張する予定である。			
荒川自然公園の整備 拡充	将来、三河島水再生センターの処理施設の改造の際には、上部を覆蓋して第4期の整備を進めていく予定である。			
(仮称)宮前公園の整備	区の北西部にある都市計画公園宮前公園(3.3ha)のうち、優先整備区域(約2.8ha)を段階的に整備していく。			
密集住宅市街地整備促進事業に伴う公園の整備	五つのエリアにおいて密集住宅市街地整備促進事業が実施中又は導入予定であり、それぞれの地区において地域の防災性の向上や憩いの場の確保のため、児童遊園やグリーンスポット等を積極的に整備している。			
	地区名	事業期間	対象面積 (ha)	備 考
	荒川五・六丁目地区	昭和62年度～平成23年度	33.6	
	町屋二・三・四丁目地区	平成11年度～平成25年度	43.5	
	南千住一・荒川一丁目地区	平成11年度～平成20年度	15.1	今年度事業完了予定
	荒川二・四・七丁目地区	平成18年度～平成27年度	48.5	
尾久中央地区	平成21年度～平成30年度	34.5	導入予定	

(3) 保護樹木・樹林・生けがきの指定状況

区内の大径木や生けがきを保全していくため、荒川区では、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、保護すべき樹木・樹林・生けがきを指定しています²⁻⁴。平成20年12月現在、保護樹木210本、保護樹林4,800㎡、保護生けがき185mを指定しています。また、生けがきを造成しようとするものに対して、造成費の一部を助成しています。

2-4：保護樹木、保護樹林、保護生けがき（荒川区みどりの保護育成条例第9～13条）

一定規模以上の樹木・樹林・生けがきの保護を目的として、所有者の協力を得て指定する制度。樹木の維持管理は原則所有者が行っているが、費用の一部を区が助成している。

指定基準

保護樹木 : 地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの

保護樹林 : 樹木の1集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの

保護生けがき : 生けがきを成す樹木の集団で、その生けがきの長さが20m以上のもの

区から所有者への支援

- ・維持管理にかかわる費用の一部を助成
- ・損害責任保険に加入

(4) 緑化の状況

区の木・区の花

区の木「サクラ」及び区の花「ツツジ」は、区民公募の結果を参考に選定委員会で選ばれ、昭和54年11月10日に制定されました。昭和55年度から4か年計画で、『区の木「サクラ」2,000本植樹事業』が実施され、昭和59年度から5か年計画で、『区の花「ツツジ」1万本植栽事業』が実施されています。



写真 2-1 : 区の木「サクラ」(写真左) / 区の花「ツツジ」(写真右)

緑化指導の実績

開発に合わせて、潤いあるまち並みを創造していくことをねらいとし、荒川区では、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、規定の開発行為に対して、一定割合以上の緑化を義務付ける緑化指導²⁻⁵を行っています。

併せて、荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける15戸以上の集合住宅や荒川区市街地整備指導要綱²⁻⁶に示した対象事業を実施する際は、事業者に対して、地上部緑化に加え屋上緑化の施工も指導しています。平成19年度から過去5年間の実績を見ると、緑化指導による地上部緑化は12.7ha(439件)、屋上緑化は1.8ha(92件)となっています。

2-5：荒川区みどりの保護育成条例第19条に基づく緑化の指導

規定の開発行為を一定規模以上で行う際、開発事業者に対して「敷地面積×(1-建ぺい率)×0.2」の面積の緑化の義務付けを行う制度。荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるものは、地上部の緑化に加え、屋上緑化も義務付けられている。

2-5-1：規定の開発行為と規模

開発行為等の種類	敷地面積
宅地の造成その他土地の区画形質を変更する行為	300㎡
建築確認を必要とする行為	200㎡
自動車駐車を設置する行為	300㎡
荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるもの	住戸数15戸以上

2-5-2：荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるものに設けられた緑化の基準

敷地面積	地上部緑化	公開広場	屋上緑化
1,000㎡未満	8%以上		10%以上
1,000㎡以上3,000㎡未満	10%以上		20%以上
3,000㎡以上	6%以上	4%以上	

2-6：荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化の指導

開発対象となる事業が、荒川区市街地整備指導要綱の適用を受ける場合、表2-5-2と同じ緑化基準を設定し、開発事業者に指導している。

対象となる開発は、「店舗等併用型集合住宅で延床面積1,000㎡以上のもの」「6棟又は6戸以上の住宅建設」「延床面積1,500㎡以上の建築物」がある。

表2-3：緑化指導の実績(平成15年度から平成19年度まで)

年度	件数	敷地面積(㎡)	地上部緑化(㎡)	屋上緑化(㎡)	接道部緑化長(m)
平成15年度	67	81,941	7,904	890(12件)	1,689
平成16年度	85	76,757	5,990	867(17件)	1,651
平成17年度	85	528,708	33,476	1,010(18件)	2,682
平成18年度	92	160,569	17,191	3,585(21件)	2,392
平成19年度	110	85,645	8,024	11,347(24件)	2,234

公共用地における緑被率の状況

荒川区において、区の面積の約30%を公共用地が占めています。緑化の推進状況を見ると、公園内の緑被率は64.3%と非常に高く、樹木被覆率も30%を超えています。一方、道路・鉄道は、樹木被覆率・草地率とも低く、それに伴い緑被率も10%程度にとどまっています。

また、区内でも比較的大きな敷地面積を持っている学校とその他の公共公益施設では、屋上緑化も実施しており、緑被率は約20%を占めています。

表 2-4：公有地における各敷地内の緑被率
(荒川区緑の実態調査(第4次)を基に作成)

	樹木被覆率	草地率	屋上緑化率	緑被率 (樹木地+草地+屋上緑化)
公園 (公園・児童遊園/グリーンスポット/広場・遊び場 等)	36.4 %	27.9 %	-	64.3 %
道路	9.5 %	0.6 %	-	10.1 %
鉄道	5.8 %	1.2 %	-	7.0 %
学校 (小中学校/高等学校/保育園/幼稚園 等)	16.1 %	4.0 %	0.4 %	20.5 %
その他の公共施設 (生涯学習センター/ふれあい館 等)	20.8 %	0.8 %	0.6 %	22.2 %

ア 学校のみどり

区立の小中学校の総敷地面積は約23.1haであり、1校あたりは平均0.7ha程度と、大きな敷地面積を持っており、緑化によりまとまったみどりの確保が可能です。これまで国及び東京都の校庭の芝生化事業を導入して、区内の小中学校5校で、総面積約1haの校庭芝生化を実施しました。



写真 2-2：校庭の芝生化（瑞光小学校）

イ 道路のみどり

街路樹は、安全で親しみのある道路環境づくりに役立つとともに、大気の浄化や騒音の緩和等の都市環境負荷の低減にも寄与します。平成 20 年 4 月現在、街路樹は、国道に 106 本、都道に 1,544 本、区道に 2,231 本、計 3,881 本が植栽されています。主な樹種はサクラ・スズカケノキ・イチョウ等となっています。



写真 2-3：道路のみどり（ドナウ通り）

また、東京都は『「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針』²⁻⁷において、街路樹を平成 22 年度までにおおむね 70 万本、平成 27 年度末には 100 万本に倍増する方針を示しています。

2-7：「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（東京都/平成 19 年 6 月）

平成 18 年 12 月に策定された「10 年後の東京」に基づき、緑あふれる東京の再生を目指して今後取り組んでいく施策の基本的考え方や方向性などが示されたもの。

この中の四つの方針の一つに「街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実」があり、街路樹を平成 22 年度までにおおむね 70 万本、平成 27 年度末には 100 万本に倍増する方針が示されている。



図 2-16：街路樹倍増に向けた整備イメージ（「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針から）

ウ 鉄道・軌道敷等のみどり

まち並みの景観の向上や環境対策等のため都電荒川線では、町屋駅周辺の軌道敷に東京都交通局が試験的に芝生等を植栽しています。



写真 2-4：都電荒川線の軌道敷の緑化（町屋駅前停留場）



図 2-17：街路樹の整備状況 / 荒川区 / 平成 20 年

緑のカーテンの推進状況

荒川区では、平成20年8月現在、七つの小中学校及び区役所庁舎、荒川ふるさと文化館で緑のカーテン²⁻⁸づくりに取り組んでいます。地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題について、区民の関心が高まっており、一般の家庭においても100か所以上の緑のカーテンが設置されています。

また、荒川区では、壁面緑化の施工に対して助成する制度²⁻⁸を設けており、緑のカーテンの延長は、年々伸びていくことが予想されます。

2-8：緑のカーテン、エコ助成

《緑のカーテン》

窓の外側にネットやフェンスを設置し、それにつる性の植物をはわせることで、夏の強い日差しを和らげ、室温の上昇を抑えるものです。また、葉の蒸散作用により表面温度が下がることから、室内に涼しい風を送り込むことができ、夏の熱環境対策として注目されている緑化手法の一つです。

《荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策助成金交付制度（エコ助成）》

荒川区環境清掃部環境課で行っている区民、事業者による地球温暖化の防止及びヒートアイランド対策の促進を目的とした制度。

屋上緑化・壁面緑化等7種類の工事を対象に施工費の一部を助成する。

面的なみどりの整備の状況

ア みどりの協定

民有地の緑化を促進するため、地域住民が自主的に緑化を推進していこうという意思を制度化したものと、荒川区みどりの保護育成条例に基づく「みどりの協定²⁻⁹」があります。これまで、町会や企業等30件と本協定を締結しています。なお、平成12年度以降、本協定を締結している事例はありません。

2-9：みどりの協定（荒川区みどりの保護育成条例第18条）

地域住民が区域を定めて、その区域内の土地を所有・管理する住民の合意で決定した植樹計画に則り、みどりの保護と育成を行うことを目的とした制度。

《みどりの協定の概要》

対象：10戸以上の建築物の集団又は事務所・事業所のうち敷地面積が1,000㎡以上のもの

協定内容：協定区域の所在地・面積 / 協定参加者の人数及び面積 / 現在の樹木等の植樹状況（面積・樹種・本数） / 植樹計画（面積・年次計画） / 植樹計画平面図 等

区の支援：樹木や花の苗等の支給

イ 緑化推進モデル地区

特に緑化が必要であると認められる地区において、区と民間の両者が協力して、地域緑化を進めることができる施策として、荒川区みどりの保護育成条例に基づく「緑化推進モデル地区」制度があります。本制度は、おおむね25ha以上の広さを持つ一団の土地を「緑化推進モデル地区」として指定し、策定した緑化計画に基づき地域緑化を進めていくものです。平成2年から平成6年までの期間、南千住六丁目地域84.3haを緑化推進モデル地区に指定していました。

(5) 特徴あるみどりの状況

公園のみどり

みどりが少ない荒川区において、隅田川沿いの広い面積をもつ荒川遊園・荒川自然公園・尾久の原公園・汐入公園、日暮里台地上の西日暮里公園は、多くのみどりが確保されており、区民に加え、区外からの来訪者も含めた多くの人々が訪れる所です。

表 2-5：特徴ある公園のみどり

公園名	設置主体	面積	公園の特徴
荒川遊園	区	5.1 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・東京 23 区内唯一の公営遊園地 ・公園周辺は桜が魅力の場所。園内の隅田川沿いは水辺を臨める空間 ・アトラクションに加え、小動物園やピクニック用の広場、遊具施設、水遊び場等が充実しており、子どもたちが楽しめる遊園地 ・指定管理者制度の導入により、荒川区地域振興公社が管理（ただし、スポーツハウスと多目的運動場運営業務を除く）
荒川自然公園		5.7 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・生きものの観察園・野草園・池等の花や緑が豊かな空間や、交通園・野球場・テニスコート・プールもあり、園内で多種多様な楽しみ方ができる公園 ・「NPOオオムラサキを荒川の大き空に飛ばす会」「荒川区ホタルを育てる会」等の区民団体が、生きものの生息空間の確保や区民が生きものとふれえる機会を設けるための活動を展開 ・公園を含む周辺一帯は、災害時の避難場所に指定 ・昭和 57 年に、新東京百景に指定
西日暮里公園		0.4 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・園内は、5m以上の高木（桜やエノキ等）が約 250 本分布 ・本公園を含む西日暮里三丁目地域は、江戸時代から多くの神社・仏閣が集積し“ひぐらしの里”として親しまれる区民の憩いの場
尾久の原公園	都	6.2 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・旭電化尾久工場跡地に整備した、区で 2 番目に大きい公園 ・園内及びその周辺は、区民や東京都が植樹した約 200 本のシダレザクラが魅力の場所。年 1 回「尾久の原公園シダレザクラ祭り」を開催 ・多くの動植物が生息する都内でも貴重な空間 ・公園を含む周辺一帯は、災害時の避難場所に指定
汐入公園		12.6 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・白鬚西地区市街地再開発事業によって整備された都立公園で、豊かで多様な水辺と緑に彩られた、活力と潤いのある川辺の広場公園 ・展望広場、ふれあい広場、ピクニック広場や多目的の広場等多様な広場とともに、テニスコート等のスポーツ施設や野外ステージ、噴水、日時計、複合遊具等を設置 ・公園を含む周辺一帯は、災害時の地区内残留地区及び避難場所に指定

都電沿線のみどり

荒川区は、延長約 4.8km（両側の延長は 9.6km）の都電荒川線の線路敷において、東京都と協定を締結し「都電沿線のバラ植栽事業」を行っており、平成 20 年 4 月現在、延長約 4.1 km（両側の延長は 6.7km）の区間に、約 140 品種、約 12,800 株のバラを植栽しています。現在、除草・清掃を除き維持管理全般は区が直営で行っています。また、三ノ輪橋、荒川遊園地前、町屋駅前等の各停留場の周



写真 2-5：都電沿線のバラ

辺の花壇に植栽したバラは、区民による活動団体である荒川バラの会が維持管理活動を行っています。これらの都電沿線のバラは、花を觀賞するために多くの人を訪れる荒川区の見所の一つです。さらに、荒川区の「都電沿線のバラによる観光まちづくり」は、（社）日本観光協会が開催する「花の観光地づくり大賞」（平成 17 年度）において大賞を受賞しました。

隅田川沿いのみどり

江戸・明治・大正・昭和と時代が変わっても、隅田川は、人々のレクリエーションエリアとしても親しまれ、舟遊びやお花見、花火大会やボートレース等、四季を彩る多くの行事は、隅田川の風物詩です。

現在、荒川区が隅田川に接するの延長は、約 8 km となっており、その川沿いには、大洪水等による被害から都市を守るために、盛土によって、幅が広く緩やかな傾斜を持つスーパー堤防が 10 か所（延長約 2465m）緩傾斜型堤防が 4 か所（延長約 960m）整備されています。これらの水辺の整備により、親水性の向上、涼感の創出、生物多様性の向上が期待できます。一層良好な水辺空間や憩いの空間を確保するためには、更なる取組が必要です。

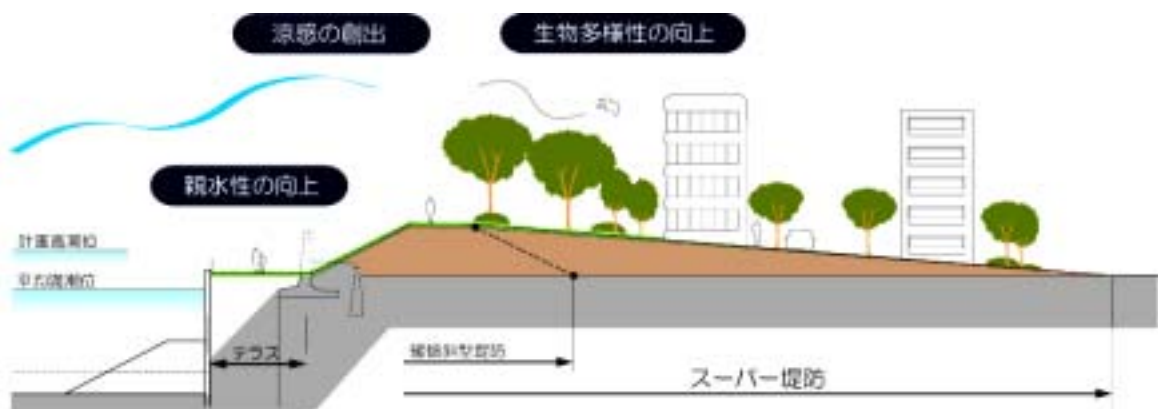


図 2-18：スーパー堤防・緩傾斜型堤防のイメージ



図 2-19：隅田川沿いのスーパー堤防等の整備の進捗

生き物と触れ合えるみどり

市街化された荒川区において、区民が豊かな自然を体感することが困難であります。尾久の原公園のトンボ池、荒川自然公園内の池周辺、瑞光橋公園の浅瀬、隅田川沿いのサンクチュアリでは、ヨシ等の水生植物が生い茂り、区民が身近な自然や生き物に触れ合える空間をつくり出しています。特に尾久の原公園では、環境省によって準絶滅危惧（現在は絶滅の危険度は小さいものの、生息・生育条件の変化によって絶滅が危惧されるもの）に分類されているタコノアシ、ミゾコウジュ、シランといった貴重な植物も生育しています。

小学校では、区内の8校でビオトープが整備され、生き物の生育や身近な自然を学ぶ環境教育の場として活用しています。また、ホタルや国蝶であるオオムラサキを飼育している学校もあり、子どもたちの生き物を大切に育てる心の醸成に役立っています。



写真 2-6：(南千住地域)



図 2-20：生き物と触れ合えるみどりの分布

歴史・文化伝承のみどり

サクラソウの自生地であった尾久の原、スミレやレンゲソウが咲き乱れた荒木田の原、一株に百輪の花をつけた牡丹があった佐治玄琳牡丹屋敷、花見寺や雪見寺があったひぐらしの里等の花や緑は、江戸有数の名所として広く知られていました。これらの名所は、現在は消滅してしまっています。



図 2-21：江戸時代の花と緑の名所となっていた位置



写真 2-7：尾久の原・桜草（江戸名所花暦）

民有地のみどり

東日暮里地域にある民有地内の藤の花は、建物の3階（約12m）まで続いており、「藤の大滝」という愛称で、区民だけでなく多くの来訪者にも親しまれています。



写真 2-8 : 藤の大滝

(6) 花の状況

「花」は、季節感の演出やテーマ性の表現が効果的にでき、しかも区民が親しみやすく、取り組みやすい素材であり、様々な場所や方法でみどりをつくっています。

公園・児童遊園や道路、都電沿線のバラなどの公共で管理するものほか、平成13年度からはじめた「区民主体の街なか花壇づくり」事業では、区と活動団体とが協定を締結し、区が花壇の整備、花苗の支給、道具の貸与等の支援を行い、区民が管理をしています。平成20年12月現在で、29か所（参加人数396人）の街なか花壇があります。

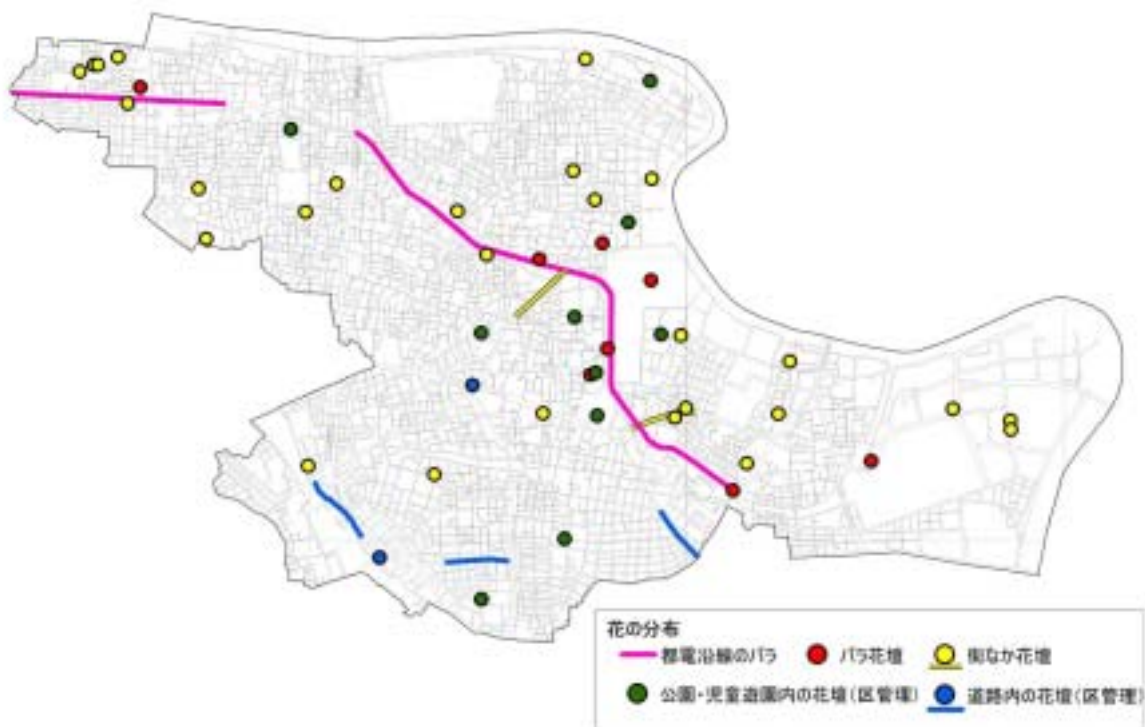


図 2-22 : 花壇等の整備状況

(7) 事業者の緑化活動等への貢献

近年、企業の社会的責任（CSR）に対する意識の高まりから、緑化活動や資材提供等の面で、事業者による荒川区のみどりのまちづくりへの参画が見られます。

苗木寄贈・植樹

「JR 東日本東京支社」は、地域と連携した環境保全活動の一環として、鉄道沿線からの森づくり事業を実施しており、平成19年には荒川区においても地域の人とともに天王公園や宮前児童遊園に約500本の花苗を寄贈・植樹しました。

「東京トヨペット株式会社」は、緑豊かな街づくりを目指し、地域に根ざした社会貢献活動の一環として、ふれあいグリーンキャンペーンを毎年1回実施しており、苗木や花苗を日本全国の自治体に寄贈する緑化活動を行っています。荒川区も平成14年から平成19年までに、520株の苗木の寄贈を受けています。

表 2-6：事業者の参画による緑化活動の実績（苗木寄贈・植樹）

事業者名	参画方法	事業名・活動趣旨	時期	場所	内容
JR 東日本 東京支社	苗木寄贈 及び植樹	鉄道沿線からの森 づくり事業	平成 19 年	天王公園	ドウダンツツジ：300 株 カシワバアジサイ：10 株
				宮前児童遊園	ドウダンツツジ：133 株 オオムラサキツツジ：63 株 赤土・腐葉土・パーライト等
東京トヨペ ット 株式会社	苗木寄贈	ふれあいグリーン キャンペーン	平成 14 年～ 平成 19 年	-	ハナカイドウ：150 株 ヤマツツジ：50 株 ヒメシャラ：50 株 キンモクセイ：100 株 ガクアジサイ：50 株 レンゲツツジ：30 株 ウノハナウツギ：30 株 ヤマブキ：30 株 ユキヤナギ：30 株



写真 2-9：天王公園植樹式（写真左）/天王公園のドウダンツツジ（写真右）

公園等の設置

事業者からの無償貸借により、区民に開放している児童遊園が、区内に3か所あります。

表 2-7：企業による公園設置の実績

土地所有者	名称	面積	開園年	位置
東京電力株式会社	宮前児童遊園	1,848.6 m ²	昭和40年	東尾久五丁目
東京ガス株式会社	南千住三丁目児童遊園	686.4 m ²	昭和46年	南千住三丁目
東京電力株式会社	宮前第二児童遊園	1,134.5 m ²	昭和47年	東尾久八丁目

みどりの協定の締結

1,000 m²以上の事業所をもつ事業者のうち、以下の2社が、緑化計画を作成し、自主的に緑化を進める、みどりの協定を荒川区と締結しており、地域の環境・景観レベルの向上に貢献しています。

表 2-8：企業によるみどりの協定の実績

協定締結者	協定区域	位置	協定の締結年度
中屋ビル株式会社	313 m ²	東日暮里一丁目	昭和61年度
東京ガス都市開発株式会社	3,204 m ²	南千住三丁目	平成6年度

3 接道部緑化の状況

接道部は、小さなみどりでも大きな緑化効果が期待できる場所です。また、玄関先や路地等の接道部を花や緑で彩る地先園芸は、荒川区の重要なみどりの文化です。

これまで荒川区では、民有地における接道部の緑化を促進させようと、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、生けがきを造成しようとするものに対して、造成費の一部を助成しており、平成20年4月現在、総延長2,351m(211件)を助成してきました。さらに、平成20年度から、緑のカーテンや草花での接道部緑化を通じて、区民の緑化意識と環境意識の啓発を図るとともに、実践事例を検証し、今後の緑化施策への活用につなげることを目的に、「花と緑の推進モニター」制度を開始しました。平成20年8月現在、37名のモニターが緑のカーテンづくりと草花の育成に取り組んでいます。

今回、さらに接道部緑化の現状を把握するため、以下のとおり現地調査を行いました。

(1) 調査の概要

調査対象地の選定

地域の特性から、区内の52町丁目を4タイプに分類し、各タイプの典型地区として、以下の調査対象地を設定しました。

表 2-9：接道部緑化の調査対象地と特性

典型地区	地域の特性	典型町丁目	調査対象地
典型地区 1	みどりが比較的多く残っている地区	西日暮里三丁目	西日暮里三丁目町会
典型地区 2	住居系を中心とする市街地が広がっている地区	東尾久六丁目	東尾久六丁目旭町会
典型地区 3	比較的商业系の多い市街地が広がっている地区	荒川三丁目	荒川三丁目東町会
典型地区 4	狭小な建物・細街路が多く見られる地区	南千住一丁目	南千住一丁目西町会

調査手法

四つの調査対象地の全路線について、机上調査及び踏査調査を実施しました。各調査の視点や手法は以下のとおりです。

表 2-10：調査項目と手法

項目		手法や視点	
接道部の状況	道路状況	机上調査	・道路状況は、道路の幅員等を把握
	緑被の分布状況		・緑被の分布状況は、樹木被覆地、草地を把握
	土地利用の状況		・土地利用を、住宅用地、商業用地、工業用地、公共用地(公共公益施設、社寺を含む)、公園用地(都市公園・緑地、墓地を含む)に区分
接道部緑化の状況	囲障の有無	現地踏査	・囲障を、緑(植え込み、生垣を含む)、フェンスのみ、ブロックとフェンス、ブロックのみ、囲障なしに区分
	建物までの距離		・道路境界から建物までの距離を、0~45cm、50~99cm、100~299cm、300cm以上に区分
	緑の種類別		・道路境界から建物までの緑の種類を、樹木、植え込み、生垣、構造物の囲障と緑、プランターに区分

(2) 調査の結果

四つの典型地区の調査結果は、「接道部緑化の状況」を図として整理しました。現況と課題は以下に示すとおりです。

西日暮里三丁目地区

社寺や公園が多く立地する本地区は、まとまったみどりが多く残っており、緑陰をもたらすボリュームのある大木の連なりが、接道部に特徴をもたらしています。

民地においては、境界部に何らかの囲障を設けている敷地も多いですが、囲障から建物までの距離にゆとりをもたせ、庭として利用している場合が多く、公道を挟んだ社寺や公園、民地のみどりが互いに張り出し、一体となって豊かなみどりの空間をつくり出しています。

また、西日暮里駅から西日暮里公園や諏方神社を通り、谷中霊園に続く道は、地区の住民ばかりでなく、区外からも多くの人々が訪れる道となっています。



図 2-23 : 西日暮里三丁目地区の接道部緑化の状況



写真 2-10 : 西日暮里三丁目地区の接道部緑化

東尾久六丁目地区

住居系を中心とする市街地が広がる本地区は、幅員が比較的広い道路に接道して、住宅が建っています。建物の周辺は、十分な日照が確保され、庭先やプランター等での花づくりが盛んであり、華やかで色とりどりの草花や花木が、接道部の特徴的なみどりでです。地区内は、視覚を遮るような囲障が少なく、隣り合う2、3軒が揃って花づくりを楽しんでおり、それによって形成される連続したみどりや、道路の角地に植えられた樹木がアイストップとなり、道行く人々の目を楽しませています。

しかしながら、地区全体をみると、みどりの量は十分とはいえない状況にあります。



写真 2-11：東尾久六丁目地区の接道部緑化



図 2-24：東尾久六丁目地区の接道部緑化の状況

荒川三丁目地区

細街路に面して商業系の建物が多く点在している本地区内は、まとまったみどりがほとんど見られない無機的な空間が多いのが実態です。しかしながら、所々に見られる背丈の低い樹木やプランター等が特徴的であり、これらが本地区の住民の心のよりどころとなっています。

また、幹線道路周辺の大規模敷地は、刈り込まれた低木等の整然としたみどりが多いのに対し、細街路は、樹木と植え込みとプランター等の組合せにより、個性的なみどりの空間をつくり出しており、新旧の接道部のみどりのあり方に違いを感じる地区です。



写真 2-12：荒川地域の接道部緑化



図 2-25：荒川三丁目地区の接道部緑化の状況

南千住一丁目地区

狭小な土地に木造住宅が密集し、細街路が多くみられる本地区は、区内でも、特に地先園芸が盛んに行われています。中・低木やプランター等を組み合わせた立体的なみどりが、特徴的であり、これらのみどりにより形成される魅力的な道路が本地区の住民の心のよりどころとなっています。



写真 2-13 : 南千住一丁目地区の接道部緑化



図 2-26 : 南千住一丁目地区の接道部緑化の状況

社会的条件

1 区民意識と意向

過去6年間の荒川区政世論調査結果によると、今後力を入れるべき区の事業について、「地震等の防災対策」との回答が、常に上位を占めています。災害時、公園等は避難・復旧活動の場として重要な役割を果たし、街路樹や生けがき等は延焼・危害防止になること等から、まちにみどりを増やし、それらのみどりを連続させることが重要です。

表 2-11 : 「今後、力を入れるべき区の事業」という設問に対する区民の回答上位五つ（過年度比較）
（出典：第33回荒川区政世論調査 / 荒川区 / 平成20年）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
H20	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	地域防犯への取組	幼児・児童の子育て支援対策	健康づくりなどの保健衛生対策 / 学校教育の充実
H19	地震等の防災対策	高齢者福祉対策	地域防犯への取組	街の環境美化対策	子どもの安全対策
H18	地震等の防災対策	高齢者福祉対策	地域防犯への取組	子どもの安全対策	街の環境美化対策
H17	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	街の環境美化対策	低所得者の福祉対策	小中学校の教育環境の整備
H16	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	街の環境美化対策	公園の整備充実・緑化対策	道路・交通網の整備
H15	高齢者福祉対策	地震等の防災対策	街の環境美化対策	低所得者の福祉対策	青少年の健全育成対策

平成17年度に実施した第30回荒川区政世論調査において公園・緑に関する設問を行った結果、増やしたい区内の緑について、最も多かった回答は「道路の街路樹の緑」の49.9%、次いで「公園・緑地の緑」の42.6%でした。

また、身の周りの花や緑を増やすために取り組んでみたい・取り組めることについて、もっとも多かった回答は、「玄関や入口に鉢植えを置く」の49.5%、次いで「ベランダや窓際に鉢花を飾る」の40.8%となっています。

表 2-12 : 「増やしたい区内の緑」という設問に対する区民の回答
（出典：第30回荒川区政世論調査 / 荒川区 / 平成17年）

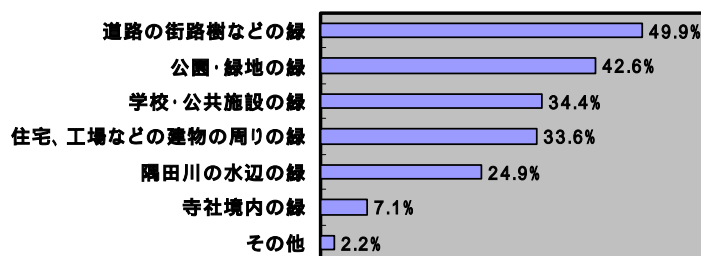
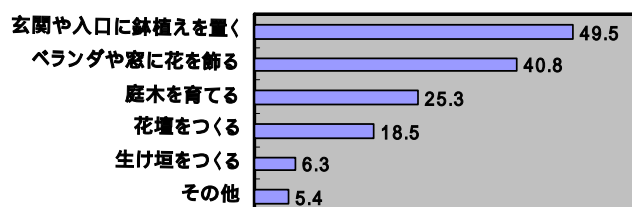


表 2-13 : 「身のまわりの花や緑を増やすために取り組んでみたい・取り組めること」という設問に対する区民の回答
（出典：第30回荒川区政世論調査 / 荒川区 / 平成17年）



2 土地利用

(1) 土地利用の変遷

江戸期、荒川区は農村地帯であり、人々は主に稲作を生業とした地域でした。次第に、造園業や運輸業等を営む人も増えてきたものの、明治後期までは、土地利用のほとんどが水田でした。

大正期に入り、荒川放水路が完成し、それまで多発していた大きな洪水の心配もなくなり、隅田川沿いに、煉瓦工場・変電所・電化会社を中心に大小の工場が進出しました。

関東大震災以降には、住・工・商が混在した市街化が急激に進行しましたが、これに都市基盤整備が追いつきませんでした。

昭和40年後半からは、隅田川沿いにあった工場の移転が続き、やがて工場跡地を利用する公園や公共施設、新市街地の創出等の計画が進み、また、都心に近いことから、マンション等の共同住宅が進出する傾向にあったため、駅周辺や既成市街地において、再開発事業も進みました。

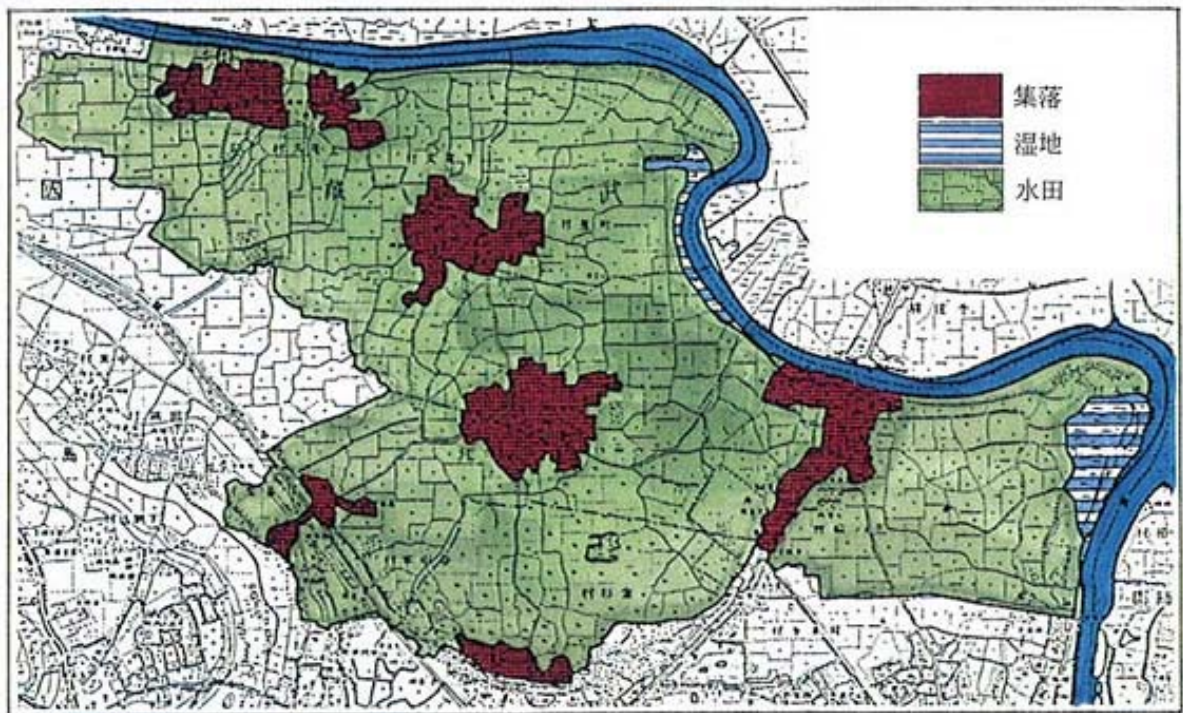


図 2-27 : 明治後期の土地利用

(2) 土地利用の現況

平成 18 年に東京都が実施した土地利用現況調査によると、荒川区の宅地の土地利用構成は、住宅用地が 50.2%と半分以上を占めており、公共・商業・工業用地は、住宅用地を除いたエリアにおおむね均等に分布しています。

また、住宅用地は年々増加傾向にあります。



図 2-28：用途別の土地利用の変遷（「東京の土地利用 平成 18 年 東京都区部」を基に作成）

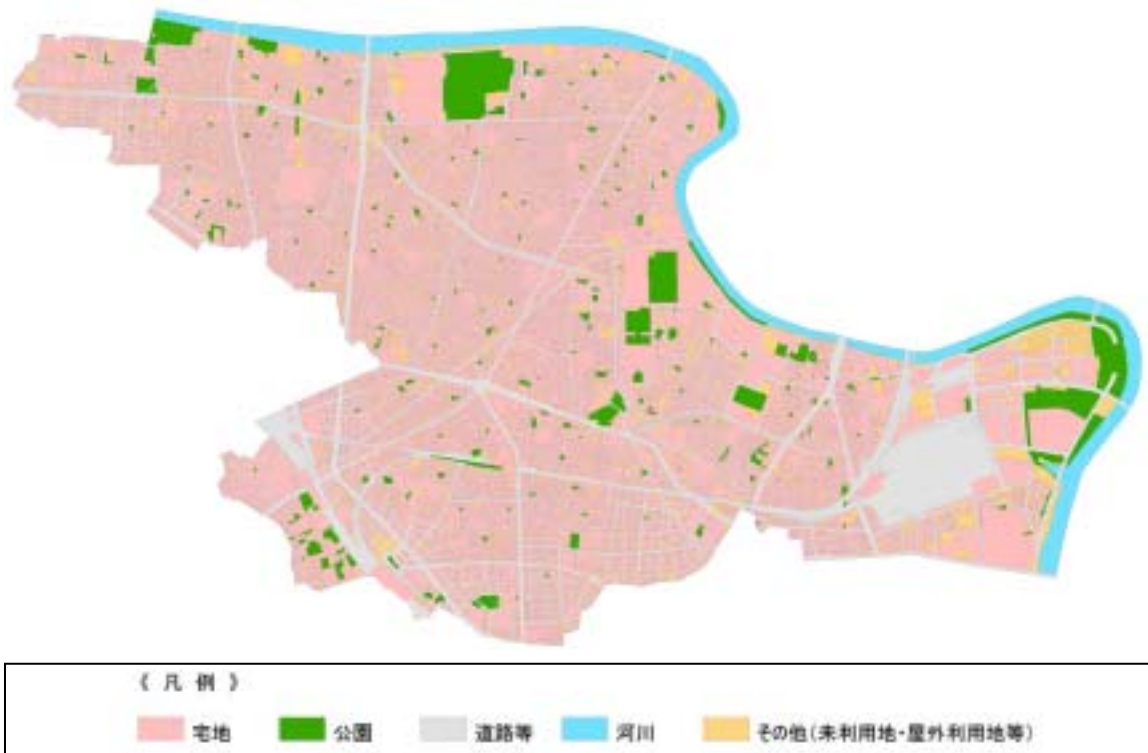


図 2-29：土地利用の現況（「東京の土地利用 平成 18 年 東京都区部」を基に作成）

3 防災関連条件

(1) 防災関連条件

東京都は、東京都震災対策条例に基づき、昭和50年からおおむね5年毎に「地震に関する地域危険度測定調査²⁻¹⁰」を実施しています。本調査では、都内の市街化区域の5,099町丁目について、各地域の地震の揺れによる「建物倒壊」や「火災」の危険性を一つの指標にまとめた「総合危険度」を5段階にランク分けしています。

この結果、荒川区は、ほとんどの町丁目において、総合危険度が高く、西尾久二・五丁目、東尾久六丁目、町屋二・三・四丁目、荒川二・三・五・六丁目、東日暮里三丁目、南千住一・五丁目は、区内でも特に総合危険度の高い地域です。これらの地域においては、災害時の対策を十分に検討する必要があります。

2-10：地震に関する地域危険度測定調査／東京都／平成20年
 都内の市街化区域の5,099町丁目について、各地域における地震に関する「建物倒壊危険度」「火災危険度」「総合危険度」を測定し、それぞれ5段階にランク分けしている。

建物倒壊危険度
 地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの

火災危険度
 地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性があり、その危険性の度合いを測定したもの

総合危険度
 各地域の地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を1つの指標にまとめたもの



図 2-30：総合危険度ランク図（町丁目別）
 （地震に関する地域危険度測定調査（東京都/平成20年）を基に編集）

(2) 避難場所等の分布

荒川区では、震災等の災害時に備え、6か所の広域避難場所、55か所の一時集合場所を定めています。また、これ以外にも地域の防災活動の拠点として利用するために、貯水槽や防災倉庫を備えた防災広場を19か所整備しています。

表 2-12：防災広場一覧

	名称	所在地	面積
1	荒川六丁目	荒川 6-55・59	477.79 m ²
2	荒川二丁目	荒川 2-47	493.19 m ²
3	東尾久四丁目	東尾久 4-22	324.93 m ²
4	荒川七丁目	荒川 7-3	349.44 m ²
5	東尾久二丁目	東尾久 2-4 4	459.79 m ²
6	西尾久一丁目	西尾久 1-25	429.02 m ²
7	町屋一丁目	町屋 1-12	338.04 m ²
8	町屋二丁目	町屋 2-15	344.75 m ²
9	荒川一丁目	荒川 1-23	361.44 m ²
10	東尾久八丁目	東尾久 8-37	571.20 m ²
11	東日暮里三丁目	東日暮里 3-7	467.63 m ²
12	町屋八丁目	町屋 8-3	366.82 m ²
13	西日暮里一丁目	西日暮里 1-45	330.94 m ²
14	南千住五丁目	南千住 5-39-17	646.81 m ²
15	西尾久二丁目	西尾久 2-28-14	647.12 m ²
16	東尾久六丁目	東尾久 6-1 5-17	622.17 m ²
17	東日暮里六丁目	東日暮里 6-19-11	536.12 m ²
18	南千住六丁目	南千住 6-52-8	496.07 m ²
19	南千住一丁目	南千住 1-43	335.31 m ²
			8,598.58 m ²



図 2-31：広域避難場所の位置図
(出典：震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定 / 東京都 / 平成 20 年)

表 2-13 : 広域避難拠点一覧

(出典：震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定 / 東京都 / 平成 20 年)

避難拠点	割当地区 (町丁目)	避難計画人口 (人)	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	一人当たりの 面積(㎡/人)
谷中墓地	【台東区】上野桜木二丁目、一丁目の一部、谷中一～七丁目 【荒川区】西日暮里二～五丁目、東日暮里五～六丁目の各一部	32,100	143,600	48,500	1.51
上野公園 一帯	【台東区】下谷一～三丁目、元浅草一～四丁目、根岸一～五丁目、三ノ輪一～二丁目、三筋一～二丁目、寿一～二丁目、小島一～二丁目、松が谷一～四丁目、上野七丁目、上野公園、上野桜木一丁目の一部、西浅草一～三丁目、千束一～三丁目、四丁目の一部、浅草二～五丁目の各一部、浅草橋一～五丁目、蔵前一～四丁目、台東一～四丁目、池之端一～四丁目、鳥越一～二丁目、東上野一～六丁目、日本堤二丁目の一部、入谷一～二丁目、北上野一～二丁目、柳橋一～二丁目、竜泉一～三丁目 【荒川区】東日暮里四丁目、一～三、五～六丁目の各一部	227,400	705,800	418,300	1.84
JR田端・ 尾久操車場	【北区】栄町、昭和町一～三丁目、上中里二～三丁目、中里一丁目、田端一～六丁目、田端新町一～三丁目、東田端一～二丁目 【荒川区】西尾久一～八丁目	59,100 人	273,700	93,100	1.58
荒川自然 公園一帯	荒川一～四、七～八丁目、五丁目の一部、西日暮里一丁目の一部、町屋一、七、八丁目の各一部、東日暮里一～三丁目の各一部、南千住一、五～六丁目の各一部	49,200 人	203,000	73,800	1.50
都立尾久の 原公園一帯	荒川六丁目、五丁目の一部、西日暮里六丁目、一丁目の一部、町屋二～六丁目、一、七～八丁目の各一部、東尾久一～八丁目	62,600 人	180,700	87,900	1.40
都立汐入 公園一帯	南千住二～三、七丁目、一、五～六丁目の各一部	16,600	494,900	375,300	22.61



写真 2-14 : 南千住一丁目防災広場

4 市街地整備状況

荒川区は、準工業地域と工業地域を合わせた工業系の用途地域が全体の66.4%を占めています。住宅や商店、工場の混在した市街地が多く、また、小規模宅地で建物の老朽化が進んでいる地区が多く存在しています。荒川区は、このような防災上危険な地域を、安全で快適な街にしていくため、市街地整備事業に取り組んでいます。主な事業としては、「市街地再開発事業」「住宅市街地総合整備事業」「都市防災不燃化促進事業」「密集住宅市街地整備促進事業」があります。

市街地再開発事業（第一種）は、町屋駅、日暮里駅、南千住駅、三河島駅周辺において進めています。面的な整備として、南千住地区では住宅市街地総合整備事業を、白鬚西地区では市街地再開発事業（第二種）を施行しているほか、総合危険度の高い荒川、町屋、東尾久、西尾久等の地域は、密集住宅市街地整備促進事業や都市防災不燃化促進事業を施行する区域に位置付けています。



図 2-32：市街地整備の状況（出典：荒川区街づくりマップ/荒川区/平成 20 年）

人文的条件

1 歴史・文化的資源の分布状況

(1) 歴史・文化的資源の状況

荒川区には、隅田川の川筋、日暮里の台地に、社寺・旧集落地・史跡や往時の街道・道筋、水路跡等の歴史・文化的資源が多く残されています。区は、これらの資源をめぐるまちあるきのコースを設定しています。

表 2-14：区内のまちあるきのコース

コース名	地域	コース	延長
歴史と文化コース	西日暮里	日暮里駅 本行寺 経王寺 延命院 夕やけどんだん 修性院 青雲寺 向陵稲荷神社 西日暮里公園 高村光太郎記念碑 諏方神社 浄光寺 富士見坂 養福寺 下御隠殿橋(トレインミュージアム)	約 2.3 km
ウキウキワクワクコース	東日暮里	日暮里駅 日暮里繊維街 夕焼け小焼けの記念碑(二日小) 夕焼け小焼けの記念碑(三日小) 日暮里南公園 善性寺	約 2.2 km
歴史と文化コース	南千住	南千住駅 延命寺・小塚原刑場跡 回向院 素盞雄神社 荒川ふるさと文化館 レンガ塀 荒川総合スポーツセンター及び周辺 円通寺 都電三ノ輪橋停留場 浄閑寺	約 3.7 km
水辺と緑のコース	南千住	南千住駅 汐入せせらぎ広場 瑞光橋公園 リバーハープコートの仲間たち 石浜神社 千住汐入大橋 遊歩道(白鬚橋～水神大橋) 都立汐入公園 胡録神社	約 5.8 km

(2) 文化財の位置

荒川区文化財保護条例に基づき、荒川区にとって歴史や文化を伝える貴重なものを、所有者の同意を得て、区登録文化財として登録し、この中から、更に重要なものを区指定文化財として指定しています。

平成7年度までに、266件を区登録文化財として登録し、その中で、1件を国、6件を東京都、57件を区の指定登録文化財に指定しています。また、近代下水道の発祥の地である三河島水再生センターにある「旧三河島污水処分場唧筒場施設」は、近代化産業の遺構としては、歴史的に価値が高いという評価を受け、平成19年12月に、区内で初めての有形重要文化財の指定を受けました。

2 みどりに関する区民活動

現在、みどりに関する区民活動として、グリーンサポーターによる公園等の管理、区民主体の街なか花壇づくり、区民の手によるバラの管理、尾久の原公園におけるシダレザクラの名所づくり、緑のカーテンの普及活動、みどりのリサイクル交換会などがあります。

また、荒川自然公園において「荒川区ホタルを育てる会」「NPOオオムラサキを荒川の
大空に飛ばす会」等の民間団体が、生きものの飼育や生息空間の整備を行っています。

表 2-15：みどりに関する区民の活動の概要

区民主体の街なか花壇づくり	
主な活動場所	区内に設置した街なか花壇 29か所
活動団体（参加者数）	29団体・396人（平成20年12月現在）
目的	・花と緑の空間を創出するとともに、街の環境美化と地域コミュニティの形成
主な活動	花苗の植付け／水やり／除草等の管理
区の支援	花壇の整備／花苗の支給／道具類の貸与／ボランティア保険の加入／植付け指導等の活動支援 花壇は、公共施設等や道路に面した場所に整備したり、大型のプランター等により設置

区民の手によるバラの管理（荒川バラの会）	
主な活動場所	都電沿線の三ノ輪橋、あらかわ遊園地前等の各停留場の周辺の花壇
会員数	42人（あらかわ遊園班：23人／三ノ輪橋班19人）
目的	・都電のバラを区民自身で世話することにより、バラに対して愛着をもつ心の醸成
主な活動	・花壇のバラの管理
区の支援	講習会の実施／腕章、ハサミ等の貸与／ボランティア保険への加入／アダプトサイン（標識）の設置 等

グリーンサポーターによる公園等の管理			
主な活動場所	児童遊園やグリーンスポット 30か所		
活動団体・個人数	19団体・8人	活動延べ人数	179人（平成20年10月現在）
目的	・区民の街の環境美化に対する意識の向上等の促進		
主な活動	・区民と協働した清掃活動等の維持管理		
区の支援	清掃用具の貸与／アダプトサイン（標識）の設置／ボランティア保険の加入 等		

尾久の原公園におけるシダレザクラの名所づくり	
主な活動場所	尾久の原公園
活動団体	尾久の原公園シダレザクラの会
目的	・尾久の原公園及びその周辺にシダレザクラを植栽・育成し、シダレザクラの名所とする
主な活動	・シダレザクラの植栽／シダレザクラの育成に係る日常的な管理（見回り、剪定、施肥等） ・尾久の原公園シダレザクラ祭りの開催
区の支援	シダレザクラの植栽や育成に係る指導・助言／尾久の原公園シダレザクラ祭りの運営に関する支援 等

みどりのリサイクル交換会（花ちゃんネットワーク）	
活動団体	あらかわエコフレンド（平成 7 年度～9 年度に区が実施した「エコフレンド養成講座」を終了した区民による環境活動グループ）
主な活動：・増えすぎた苗や種、不要になった草花などを有効活用するため、区民が持ち寄り交換する会を、毎年、春・秋の 2 回開催	
区の支援：会場提供及び講師派遣等	

緑のカーテンの普及活動	
活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかわ環境サポーター（平成 16 年度から実施している環境実践講座「あらかわ環境まなぼー教室」を修了した区民のグループ） ・緑のカーテンひろめ隊（あらかわ環境サポーターによる緑のカーテンづくりの実践を通して、更に緑のカーテンを広めていくために発足）
主な活動：・学校、商店街、各家庭などで緑のカーテンを増やすための活動 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン作り講習会の開催 ・小学校の環境学習における緑のカーテンづくりのサポート（平成 19 年度は尾久小学校、第二峡田小学校） 	
区の支援：会場提供、機材の提供、講師派遣等	



写真 2-15：グリーンサポーター（写真左）／街なか花壇づくりを行う団体（写真中）／荒川バラの会（写真右）

荒川区ホタルを育てる会	
主な活動場所	荒川自然公園内
目的	: 荒川区にホタルが育つ環境を整備するとともに、ホタルの飼育を通して、自然豊かな街づくりや心豊かな子どもたちを育むこと
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営は、同会の会員やボランティアで組織する実行委員会が実施 ・ 会員が育てたホタルの幼虫を、荒川自然公園の白鳥の池付近の流れに放流 ・ 第四峡田小学校の児童や区報で募集したボランティアの区民とともに、ホタルの幼虫を飼育 ・ 夏に、ホタル (ハイケボタル)を觀賞する「荒川区ホタル觀賞の夕べ」を実施
区の支援	: 「荒川区ホタル觀賞の夕べ」開催時に会場(荒川自然公園第2期部分)の使用許可 / 觀賞順路となる八つ橋を覆う觀賞幕等の会場の設置 / 運営スタッフの派遣 / 駐輪場や会場案内 等

NPOオオムラサキを荒川の大きに飛ばす会	
主な活動場所	荒川自然公園内
目的	: オオムラサキの飼育・觀察を通して、子どもたちをはじめ多くの人に自然環境について考えてもらい、自然と共生できるまちの実現を目指すこと。
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ オオムラサキを区民が觀察できる場所として、荒川自然公園内の飼育ゲージにおいて、卵から成虫まで飼育している。 ・ 6月中旬～7月には、「オオムラサキ觀察園」として、区民の觀察に供している。 ・ 秋の七草と鳴く虫の会の実施
区の支援	: 荒川自然公園を活動の場所として提供

尾久の原愛好会	
主な活動場所	尾久の原公園
目的	: 尾久の原公園等の自然觀察を通じて都会における自然に関心を持ち、身近な所から環境保全活動を行うこと。
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾久の原公園等の自然觀察会 ・ ピオトープや環境保全運動の調査・研究及び学習会



写真 2-16 : 荒川区ホタルを育てる会による「ホタル幼虫放流会」

3 みどりに関するイベント等

(1) みどりに関するイベント

区民が、区内の花や緑に対して愛着・関心をもてることを目的とし、花や緑や生きものに触れ合うイベントを定期的を開催しています。

表 2-16：みどりにかかわるイベントの概要

イベント名 ：尾久の原公園シダレザクラ祭り			
開催場所	尾久の原公園	開催時期	4月上旬/年1回・1日間
主催	尾久の原公園シダレザクラの会（共催：荒川区）		
目的：尾久の原公園に植栽されたシダレザクラを觀賞してもらい、区の見所として区民に周知すること。			
内容：・式典（植樹式を含む）、ステージ等での演目の上演等の他、荒川区商店街連合会による模擬店も出店 ・「尾久の原公園シダレザクラの会」の会員による清掃			

イベント名 ：荒川区ホタル觀賞の夕べ			
開催場所	荒川自然公園内	開催時期	7月中旬/年1回・2日間
主催	荒川区ホタルを育てる会（後援：荒川区）		
目的：荒川区ホタルを育てる会の活動の一環として、会員に加え一般の区民にもホタルの光を楽しんでもらい、会の活動への関心を高め、参加や協力を呼びかけていく機会を提供			
内容：・運営は、会の会員やボランティアで組織する実行委員会で実施 ・荒川自然公園内のハツ橋に設置した觀賞幕の中でホタルの光を觀賞する。 ・入場者は、混雑を防ぐため、往復はがきにより申し込んだ希望者に限定			

イベント名 ：秋の七草と鳴く虫の会			
開催場所	荒川自然公園内	開催時期	9月頃/年1回・2日間
主催	NPOオオムラサキを荒川の大きに飛ばす会・荒川区鳴く虫を聞く会（後援：荒川区）		
目的：区民が園路を回遊しながら秋に鳴く虫を聞くことにより、聴覚で自然を感じ自然の営みを体感すること。			
内容：・「NPOオオムラサキを荒川の大きに飛ばす会」による虫に関する説明を受けながら、荒川自然公園内を回遊し、秋に鳴く虫の声を鑑賞			



写真 2-17：尾久の原公園シダレザクラ祭り（写真左）/ 荒川区ホタル觀賞の夕べ（写真右）

(2) みどりにかかわる講習会

都電沿線の三ノ輪橋、あらかわ遊園地前等の各停留場の周辺のバラの花壇は、荒川バラの会により維持管理が行われていますが、バラの管理には専門的知識が必要になるため、専門的な講師を招き、1年に3回程度の講習会を行っています。

また、会以外の方にもバラのお世話に興味を持ってもらおうと、1年に3回程度、一般の方を対象とした講習会を開催しています。

計画策定に向けての課題

荒川区の花と緑の基本計画は、みどりの量を増やしていくとともに、みどりの質も向上させていくため、みどりを育てる基盤となる土の面を増やしていき、みどりと土のネットワークの形成を図っていくことに重点をおいた計画・事業を策定していく必要があります。また、具体的な計画・事業の推進に当たっては、区と区民と事業者の協働が不可欠です。

以上の点を踏まえて、以下に、計画策定に向けての課題を整理します。

1 公園・児童遊園等の整備を進める

2か所の都立公園が整備されたものの、荒川区の公園・児童遊園の整備水準は、低い水準にあります。区全体に公園・児童遊園等を積極的に整備し、量的な拡大を図るとともに、既存施設については、拡張による規模の拡大を積極的に進めることが重要です。

公園等の配置をみると、大規模な公園は隅田川沿いに立地しており、隅田川沿い以外にも大きな公園を配置していくことが最も重要な課題です。また、区民が歩いて行くことのできる公園等をバランス良く配置するとともに、これらの配置を補完するため、グリーンスポットや広場等の整備も併せて推進していくことが必要です。

少子高齢社会や価値観の多様化等に伴う区民ニーズの変化に対応するため、公園計画における区民参加や改修による利用の活性化等を積極的に進める必要があります。また、公園体系や位置付けも併せて見直していくことが必要です。

公園等の管理面では、利用者のマナー、不適正な利用、遊具の安全性、防犯対策等の様々な問題への適切な対応が重要な課題となっています。そのため、維持管理体制の充実や条例等の管理規定の整備、地域との連携等により、管理を充実させていくことが必要です。

2 みどりの空間を広げる

荒川区の緑被率は増加傾向にあるものの、まだ低い水準にあるため、様々な機会にみどりを増やす努力をする必要があります。このため、環境問題を背景として関心が高まっている屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン等の新しい手法も取り入れながら、緑化空間を広げていくことも重要な視点です。

学校や公共施設等の大きな敷地をもつ施設や道路・鉄道等の線状に広がる施設等、公共空間での緑化は、みどりの拡大を図る上で大変重要です。民間施設緑化の先導役となるような積極的な緑化が必要です。

私有地は、土地利用の大半を占めているため、規制や誘導を組み合わせながら小さな努力を積み上げていくことが重要です。そのため、緑化基準の見直し等も検討する必要があります。

高架下や都電の軌道敷、駐車場等、新たな緑化空間を開拓していくことも併せて進めて

いく必要があります。

都市化した荒川区において、公園内や隅田川沿いの自然性の高い空間は、区民が豊かな自然を体感し、多くの生き物と触れ合える貴重な空間です。このような緑と土と水が一体となった自然空間を、整備していき、生き物が行き交うまちをつくっていく必要があります。また、次世代を担う子どもたちが、生き物の生命の尊さを学び、それらとの共生を意識できる心の醸成を図るため、小中学校に自然性の高いビオトープ等を積極的に整備していく必要があります。

3 効果的なみどりをつくる

小さなスペースでも高い緑視効果が期待できる「花」によるみどりづくりを積極的に進めることが重要です。花を使った園芸的な手法は、地先園芸で培われてきた素地もあって区民が取り組みやすいだけでなく、季節感の演出やテーマ性の表現が効果的にできるため、多くの区民が参加できる荒川らしいみどりづくりを展開できる可能性があります。緑化空間としての「接道部」に着目した取組も、荒川らしいみどりをつくるために、大変重要です。その際、従来の地先園芸や生垣等を促進するだけでなく、壁面緑化、緑のカーテン等の新しい手法も積極的に取り入れていくことが必要です。

地域の特性を踏まえ、様々な制度を活用して、ある一定の地域における面的な広がりをもったみどりづくりを重点的に進め、他の地域への波及効果を図ることも検討する必要があります。

4 心のよりどころとなるみどりをつくる

みどりには、地球温暖化の緩和等の環境の保全、多様なレクリエーション利用への対応、快適な都市景観の形成、災害時の防災性の向上等の様々な機能があります。それらが十分に発揮され、区民がその効用を享受できるように、それぞれの機能を高めていく配慮や工夫が必要です。

区民が日常生活において、身近な花や緑から安らぎや楽しさなどを感じられるようにするため、区民自らが維持・管理する街なか花壇を普及させたり、公園・児童遊園の花や緑の魅力を高めるなどの取組を進めることが重要です。

区を代表する大規模な公園や都電沿線、隅田川沿い等については、様々な効用を合わせもったみどりとして、それぞれの整備・拡充や魅力の更なる向上に努め、区民の誇りとなる場所にしていくことが必要です。

5 貴重なみどりを保全する

保護樹木等の貴重な樹木・樹林地を後世に残していくために、良好な状態で保全していくための支援策を充実するとともに、開発等に伴う樹木地の消失等への対応も検討していく必要があります。また、まだ指定されていない樹木・樹林地を見出す努力も併せて行っていく必要があります。

樹木・樹林地は、積極的に活用していく視点も大変重要です。例えば、日暮里台地に代表される寺社等が集積する場所は、歴史的な資源と一体となり、区民が触れ合えるみどりの空間を提供しています。こうした区民の心のよりどころとなる樹木・樹林地を活用するための保全や整備の取組が必要です。

貴重な樹木・樹林地を守っていくためには、区民の理解も大変重要です。近年、落ち葉や病害虫の隣接への影響等により、保全に苦慮している所有者も増えています。所有者への支援と並行して、貴重な緑を守ることの意義や必要性をPRしていくことが必要です。

6 区民や事業者によるみどりづくりの活動を促進する

区民によるみどりづくりの活動を広げていくためには、新たな担い手となる区民を発掘し参加を促していくことが必要です。そこで、花や緑に触れ合う機会や情報を区民に提供し、みどりの効用を体感してもらう取組を推進しながら、花や緑への関心を高め、活動への動機付けを行っていくことが重要です。

区民によるみどりづくりを充実させていくためには、担い手となる区民の意欲を高め、活動の継続性や質の向上を図っていくことも重要です。そこで、他の見本となる優良な事例や活動を積極的に評価する仕組みをつくる必要があります。

区民によるみどりづくりの活動の活性化に向け、担い手となる区民への支援が必要です。例えば、花や緑に関する相談に応じたり、知識や技術の習得の機会や活動の拠点、資材の提供等、きめ細かな支援策が考えられます。また、こうした活動支援を充実させることにより、活動の場をより魅力あるスポットにしていくことが求められます。

区内で経済活動をしている商店や工場、企業等の事業者も、地域への貢献という点では大きな力をもっています。しかし、みどりづくりに関しては、これまで十分に活用されてきませんでした。企業の社会的責任（CSR）が注目されている今日、事業者のパワーをみどりづくりの様々な分野で生かしていくため、意欲や能力を発揮しやすい環境を整え、参画を促す仕組みを構築していくことが重要です。

第3章 計画の目標と基本方針



第3章 計画の目標と基本方針

みどりの将来像

花と緑を通して幸せを実感できるまち

花や緑には、人々に安らぎを与えたり、あるいは楽しい気分にするなどの心理的な効果があるとされています。みずみずしい新緑やあでやかな紅葉の色、さわやかな葉ずれの音、芳しい花の香りなど、私たちは、知らず知らずに身体のような感覚を使って、こうした花や緑がつくりだす生命の営みをとらえ、様々な効用を享受しています。

荒川区は、平成19年3月に荒川区基本構想を策定し、目指すべき将来像を「幸福実感都市 あらかわ」とし、物質的な豊かさや経済効率だけでなく、心の豊かさや人とのつながりを大切にしたい区民一人一人が真に幸福を実感できるまちを目指すこととしています。

すべての区民が、区内のあらゆる場所で、五感で花や緑から多くの幸せを感じ、豊かな気持ちでゆとりある暮らしができるような街にしたい。このような思いで本計画のみどりの将来像を「花と緑を通して幸せを実感できるまち」としました。

基本理念と基本方針

1 基本理念

心のなごむ花と緑づくり

荒川区は、東京の歴史を刻み、文化を培ってきた隅田川が北から東へ流れており、川沿いの花や緑を、多くの人々が協力してつくってきました。また、木造住宅が密集する市街地では、プランターや植木鉢等を用いて、四季の変化を楽しめる花や緑を育て、見る人の心をなごませてきました。このように、荒川区は、区全体としてのみどりの量は少なくても、体感できるみどりが多いのが特徴です。

区内の花や緑は、区民一人一人の工夫や思いにより作りあげてきたものです。江戸時代にも、花見や花・薬草摘み等の名所が数多くあり、花と緑を通して豊かな情緒が育まれました。こうした「心のなごむ花と緑づくり」の伝統をより高めていき、区民みんなが、自らの五感を最大限に活用しながら、体感できるみどりを一層増やしていくことを、荒川区の花と緑のまちづくりの基本理念とします。

2 基本方針

本計画では、心のなごむ花と緑づくりを進めていくに当たり、「環境に資するみどりをまもりつくる」「花と緑の名所をつくり育てる」「花や緑とのふれあいの心を育てる」の三つの基本方針に基づく計画を展開していきます。

なお、これらの方針に基づき、花や緑の保全と創出にかかわる施策を、総合的かつ計画的に進めていくことにより、みどりの系統的な配置を考慮した「みどりと土のネットワーク」を形成していくことにつなげます。



基本方針 1 環境に資するみどりをまもりつくる

良好で快適な生活環境を形成するとともに、近年、深刻化している地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和も考慮したみどりづくりを進めます。このためには、今あるみどりを守り育てていくとともに、開発時にはできる限り土の面を確保しながら、新たなみどりをつくり出し、みどりの持つ機能が最大限発揮できるように、それらをつないでいきます。また、土の面がない場所では、構造物上も積極的に活用し、環境改善に寄与するみどりを増やしていきます。

基本方針 2 花と緑の名所をつくり育てる

江戸期の荒川は、庶民の遊興・行楽の地でした。「名所江戸百景」や「江戸名所花暦」では、諏訪台の桜見物や尾久の原の桜草の様子が描かれるなど、「名所」が花や緑を巡る楽しみと結びつき、庶民に愛され親しまれていたことが伺えます。こうした歴史を踏まえ、これからの荒川区のみどりづくりにおいて、多くの人が集う、区の観光の拠点となるような特徴的な「花と緑の名所」、区民自らが育て、楽しみ、そして愛することができ、来訪者に誇りをもって紹介することのできるような「花と緑の名所」(区民が誇れる場所)をつくっていきます。

基本方針 3 花や緑とのふれあいの心を育てる

区民の花や緑に対する関心・愛着を高めるため、みどりにかかわる活動や支援を一層すすめて、花や緑とのふれあいの心を育てていきます。また、区・区民・事業者が協働し、楽しみながら花や緑を育てる仕組みを構築していきます。

みどりと土のネットワークの形成

みどりをつくり育てていくためには土が必要です。また、植物の健全な生育を支えるためには、土の面の量的な確保だけでなく、良質な土壌環境を保全・創出することも大変重要です。みどりと土を一体的に確保していき、それらを拡げつないでいくことにより、みどりのもつ機能が更に高まり、環境保全機能の拡大、まちの景観の魅力向上、区民が憩い楽しめる空間の拡大、生態系の確保等を図ることができます。

そこで、以下に示す方向性の下、街の骨格をつくるみどりから地域のきめ細かなみどりまで系統的に配置し、「みどりと土のネットワーク」の形成を図っていきます。

<みどりと土のネットワーク形成の方向性>

川沿いの四つの大規模な公園を「みどりの拠点」、市街地整備事業等に伴い確保するみどりを「みどりの街区」とし、これらをネットワークに向けた「みどりの核」として位置付ける。

日暮里台地上に残る社寺等のみどりがまとまった「台地のみどりの軸」、隅田川沿いの「水辺の軸」、都電沿線の連続したみどり等の「街のみどりの軸」、「幹線並木網」等、荒川区を縁どり、貫く「みどりの軸」により、みどりの核同士をつないでいく。みどりの核と軸に囲まれたエリアでは、児童遊園や接道部・学校のみどり等の小規模なみどりを、効果的に結びつけ「地域のみどり」の形成を図っていく。また、今後は、密集市街地においても、地域の核となるみどりを確保していくため「地域のみどりづくりの核となる公園」づくりに取り組んでいく。

みどりの拠点、地域のみどりづくりの核となる公園では、訪れた全ての人が、花や緑を通して幸せを実感できるよう、荒川区の顔となる「全区レベルの花と緑の名所づくり」を進める。

また、区民の居住空間を対象に、区民の心のよりどころとなる「日常生活レベルの花と緑の名所づくり」を進める。

みどりと土のネットワーク計画図

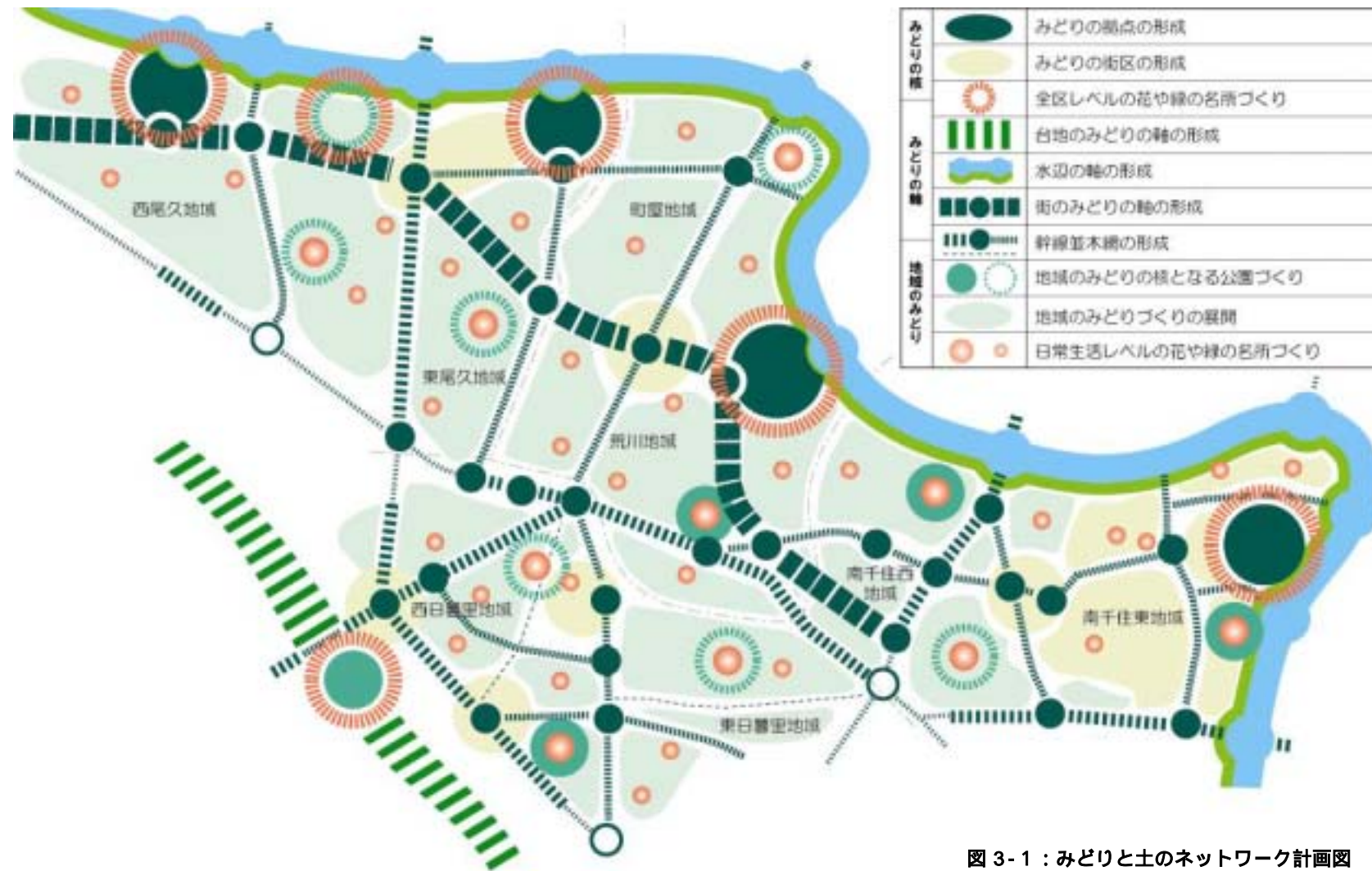


図 3-1 : みどりと土のネットワーク計画図

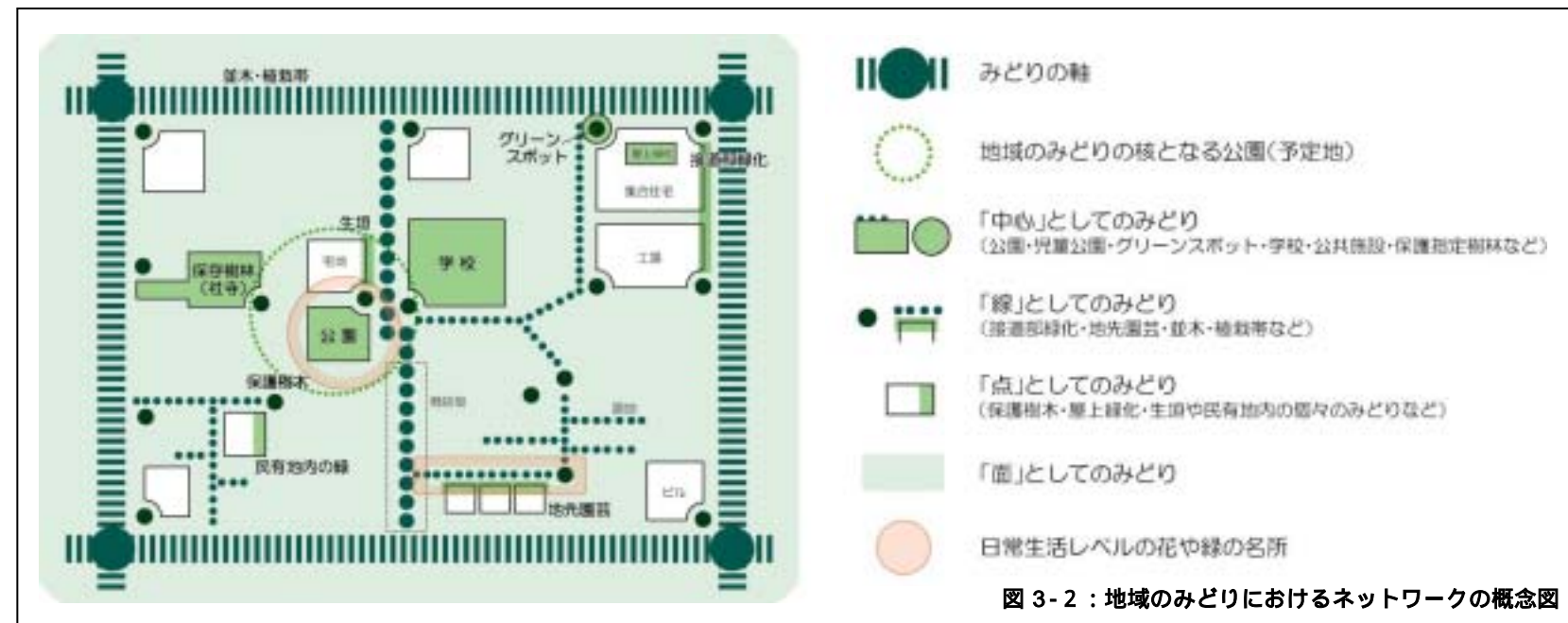


図 3-2 : 地域のみどりにおけるネットワークの概念図

名称	ネットワーク形成の方針	
みどりの核	みどりの拠点の形成	・ 隅田川沿いの荒川遊園、尾久の原公園、荒川自然公園、汐入公園の四つの大きな公園は、区民の多様なレクリエーションに対応するとともに、災害時には広域避難場所又は一時集合場所となる等、様々な効用を与えてくれるみどりの拠点として位置付ける。
	みどりの街区の形成	・ 計画的な市街地整備事業により面的な整備が行われる区域において、みどりを効果的に配置し、潤いあるみどりの街並み形成を図る。
みどりの軸	全区レベルの花と緑の名所づくり	・ 区民や来訪者も含め訪れた全ての人が、みどりを通して幸せを実感できるよう、「みどりの拠点」を含む六つの公園、都電沿線、隅田川沿い等に、荒川区の顔となる特徴的な花と緑の名所をつくっていく。
	台地のみどりの軸の形成	・ 日暮里の台地上に残る社寺等の歴史的な資源と一体となった豊かなみどりを保全していく。
	水辺の軸の形成	・ 隅田川の河川沿いのスーパー堤防化を進め、水とみどりが一体となった荒川区を縁取る水辺の軸をつくっていく。
	街のみどりの軸の形成	・ 区を縦断する都電沿線のみどりの量と質を充実させるとともに、軌道敷の緑化を進めることにより、美しい景観の形成を図る。
地域のみどり	幹線並木網の形成	・ 都市計画道路等に並木網を巡らせ、南北あるいは東西につながるみどりの軸を形成し、快適な都市景観を形成する。 ・ みどりの拠点と接続し、災害時における避難路を確保する。
	地域のみどりの核となる公園づくり	・ 土地利用転換時等の機会をとらえて、地域のみどりの核となる大きな公園を配置し、地域のレクリエーション利用への対応や、市街地内に涼しい風を取り入れることによるヒートアイランド現象の緩和、災害時の一時集合場所の確保等の様々なみどりの効用が享受できるようにする。
	地域のみどりづくりの展開 (中心・点・線・面)	<p>< 「中心」としてのみどり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の日常的な利用に供する公園、児童遊園、グリーンスポット等を、地域のみどりの「中心」として確保していく。 ・ 学校等の公共施設やまとまりのある保護指定樹林等も、公園緑地と同様に、地域のみどりの中心となる施設として緑化を推進する。 <p>< 「線」としてのみどり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接道部緑化、地先園芸、並木、道路の植樹帯等、緑視効果の高い道や路地が「線」となって「中心」としてのみどりを結びつけていく。 <p>< 「点」としてのみどり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護指定樹木・生垣や民有地内の個々の小さな「点」としてのみどりを守り育て、地域全体に広げていく。 <p>< 「面」としてのみどり ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「中心」「線」「点」を充実し、有機的に結びつけ、地域全体として「面」としてまとまりのあるみどりにしていく。
日常生活レベルの花と緑の名所づくり	・ 日常生活の中で、区民が、身近なみどりを通して、幸せを実感できるよう、日常生活圏に、花や地先園芸のスポット・散歩道等を、花と緑の名所としてつくっていく。	

みどりの確保目標量

本計画に示した花や緑の保全・創出にかかわる施策を進めることにより、目標とするみどりの量を、計画的に確保していく必要があります。したがって、本計画では、「緑被率」「区民一人当たりの公園面積」を指標とし、みどりの確保目標量を設定します。

1 緑被率

「緑被率」15.5%（総面積158.1ha）の達成を目指します

平成19年に実施した緑の実態調査（第4次）では、緑被率は12.3%です。表3-1に示すように土地建物用途毎に確保する緑被率を細かく設定し、目標年次までに、公有地で2.7%増、私有地では0.5%増により、全体として3.2%増の15.5%（総面積158.1ha）を目指します。

表3-1：土地建物用途別の緑被率の目標量

分類	土地建物用途	現況	目標量
公有地	公園等	3.1 (31.7)	3.9 (39.6)
	道路	1.9 (19.3)	2.0 (20.5)
	鉄道	0.3 (3.4)	0.6 (6.3)
	河川	0.2 (2.0)	0.5 (5.5)
	学校	0.8 (8.4)	1.6 (16.4)
	その他の公共公益施設	0.7 (7.0)	1.1 (10.7)
	公有地全体	7.0 (71.8)	9.7 (99.0)
私有地	社寺	0.3 (3.1)	0.3 (3.1)
	住宅用地	2.9 (29.5)	3.2 (32.5)
	商業用地	0.5 (5.4)	0.6 (5.9)
	工業用地	0.5 (4.7)	0.5 (5.2)
	屋外利用地	0.5 (5.5)	0.6 (6.0)
	未利用地	0.6 (5.5)	0.6 (6.4)
	私有地全体	5.3 (53.7)	5.8 (59.1)
区全体 (1020ha)		12.3 (125.5)	15.5 (158.1)

表中の数値は、区全体の面積に対する割合(%)、()内は面積(ha)

2 区民一人当たりの公園面積

「区民一人当たりの公園面積」3.0 m²の達成を目指します

平成20年4月現在の区民一人当たり（住民基本台帳人口）の公園面積は2.28 m²（総公園面積41.8ha）です。目標年次までには、更に公園整備を進め、区民一人当たり3.0 m²、将来的には、区民一人当たり5.0 m²以上の確保を目指します。

表3-2：公園・児童遊園の整備目標量

公園の種別	標準面積	目標量	備考
みどりの拠点となる公園	-	36.7ha	汐入公園（12.90ha）/ 尾久の原公園（10.00ha）/ 荒川遊園（5.08ha）/ 荒川自然公園（8.69ha） 荒川自然公園は現況の面積に第4期エリアの拡張部分の約3.23haを加えた数値 尾久の原公園は現況の面積に拡張部分を加えた数値
近 隣 公 園	1ha程度	11.0ha	区内八つの地域毎に少なくとも1か所、計11か所を設置
街 区 公 園	2,000 m ² 程度	4.6ha	1小学校区毎に1か所設置
児 童 遊 園	500 m ² 程度	3.5ha	1小学校区毎に3か所設置
グリーンスポット	100 m ² 程度	0.4ha	年度毎に1か所設置
計		56.2ha	56.2ha/184,000人=3.1 m ² /人 > 3.0 m ² /人

<コラム：緑被率15.5%を確保するとどのくらいの二酸化炭素を吸収できるの？>

樹木や草地等のみどりは、光合成により温室効果ガスの1つである二酸化炭素(CO₂)を吸収し固定する効果があります。

目標量に掲げた約158.1haの緑被地により吸収される二酸化炭素量を試算すると、約12.7t/日となります³⁻¹。これは、荒川区民（約18万人）の呼吸により排出される二酸化炭素量の約7.1%（現在の緑被地では約5.6%）に相当します。



3-1：二酸化炭素(CO₂)の吸収量の試算方法

（出典：大気浄化植樹マニュアル/独立行政法人 環境再生保全機構）

緑地による年間汚染ガス吸収量の算定方法を用い、「二酸化炭素の吸収量 = 1.63 × 純生産量 × 分布面積 (ha)」の算出式を用いた。

なお、試算に関して、今回は、大気中のCO₂濃度は350ppm、純生産量はすべて常緑広葉樹林の18 t/haとして試算した。

「花と緑を通して幸せを実感できるまち」をつくるために

区民みんなが花や緑に関心を持ち、真に幸せを実感できるまちづくりを進めるため、前述の定量的な目標だけでなく、区民の花や緑へのかかわりについて以下の取組を行います。

区民一人一人が、自分の花と緑の名所をもつことを目指します

区民の一人一人が、日常的花や緑とのふれあいを通して、うるおいや安らぎを感じるまちをつくっていくため、いつでも案内できる名所や季節・時間ごとの特別な名所、自分がかかわり育てている名所等、自分にとっての様々な「花と緑の名所」をもっている状態を目指します。

区民一人一人が、花や緑にかかわる活動に参加することを目指します

区全体に花や緑をつくり育てていくためには、区民の心のこもった活動が不可欠です。

そこで、グリーンサポーターや街なか花壇づくり、都電沿線のバラの管理、緑のカーテンづくり等、花や緑にかかわる区民の活動の機会を増やし、こうした活動を通じて区民が幸せを実感できるまちの実現を目指します。



写真3-1：汐入公園で遊ぶ子どもたち



写真3-2：街なか花壇で活動する区民

<コラム：みどりと健康>

ヒートアイランド現象などの都市部の温暖化は、夏季の気温上昇による熱中症や熱帯夜による睡眠障害の増加など健康への影響を顕在化させています。また、マラリアやデング熱などの伝染病を媒介する生物の生息域の拡大も懸念されています。そこで、都市を冷却する効果をもつ樹木や水面などは、私たちの健康を守る基盤としてますます重要になると考えられます。

さらに、みどりとふれあいには健康増進や機能回復、メンタル面での癒し効果しいやなどがあり、みどりと上手につき合うことは、心身の健康づくりのためにも意義のあることです。

<コラム：みどりと大気>

都市空間のみどりは主に、公園の木や、街路樹、ビルの屋上・壁面緑化、校庭の芝生などです。これらのみどりは、人々に潤いを与え見る人の心を和ませ安らぎを与えてくれます。

そればかりではなく、みどりは、大気汚染物質の吸収や浮遊粉じん物質を吸着するなど、空気の浄化を担っております。

樹木により大気汚染に強い弱いがあり、また浄化能力も樹木の種類によって異なります。大気汚染に強い代表的な樹木として、イチヨウ、マテバシイ、また大気浄化能力の高い代表的な樹木として、ポプラ、ケヤキ、エノキなどがあります。

例えば、イチヨウの木1本が一日に吸収する二酸化窒素の量は約850mg³⁻²と推定されています。これはガソリン自動車17km³⁻³走行したときに排出する二酸化窒素量に相当します。

荒川区内の大気環境調査は、東京都が環境基準の達成状況を把握するため、第六瑞光小学校屋上（南千住1-4-11）で、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントなどを測定しています。平成19年度の測定結果によると、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。

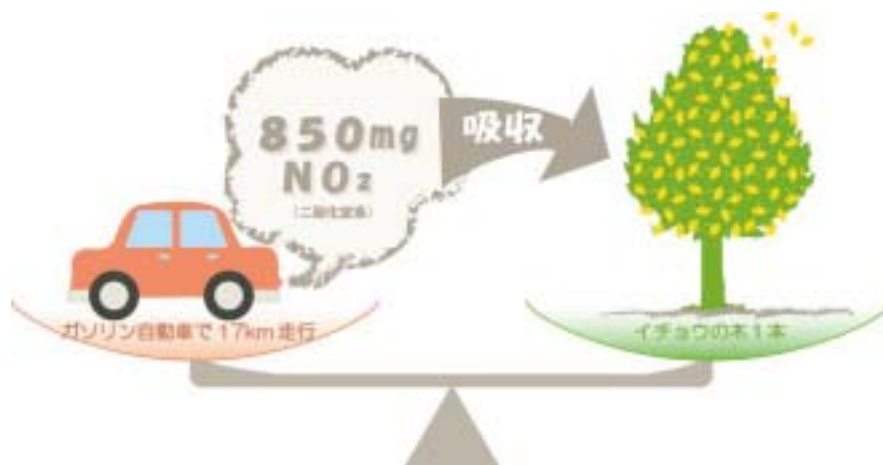
区内のみどりを増やすことは、きれいな空気を取り戻すことにもつながります。

3-2：イチヨウによる二酸化窒素吸収量

「大気浄化植樹マニュアル」(独立行政法人 環境再生保全機構)による。

3-3：ガソリン自動車の走行距離への換算

平成17年の自動車排出ガス規制(新長期規制)が適用されたガソリン乗用車の排出量に基づき、排出される窒素酸化物がすべて二酸化窒素に転換されるものとして計算した。



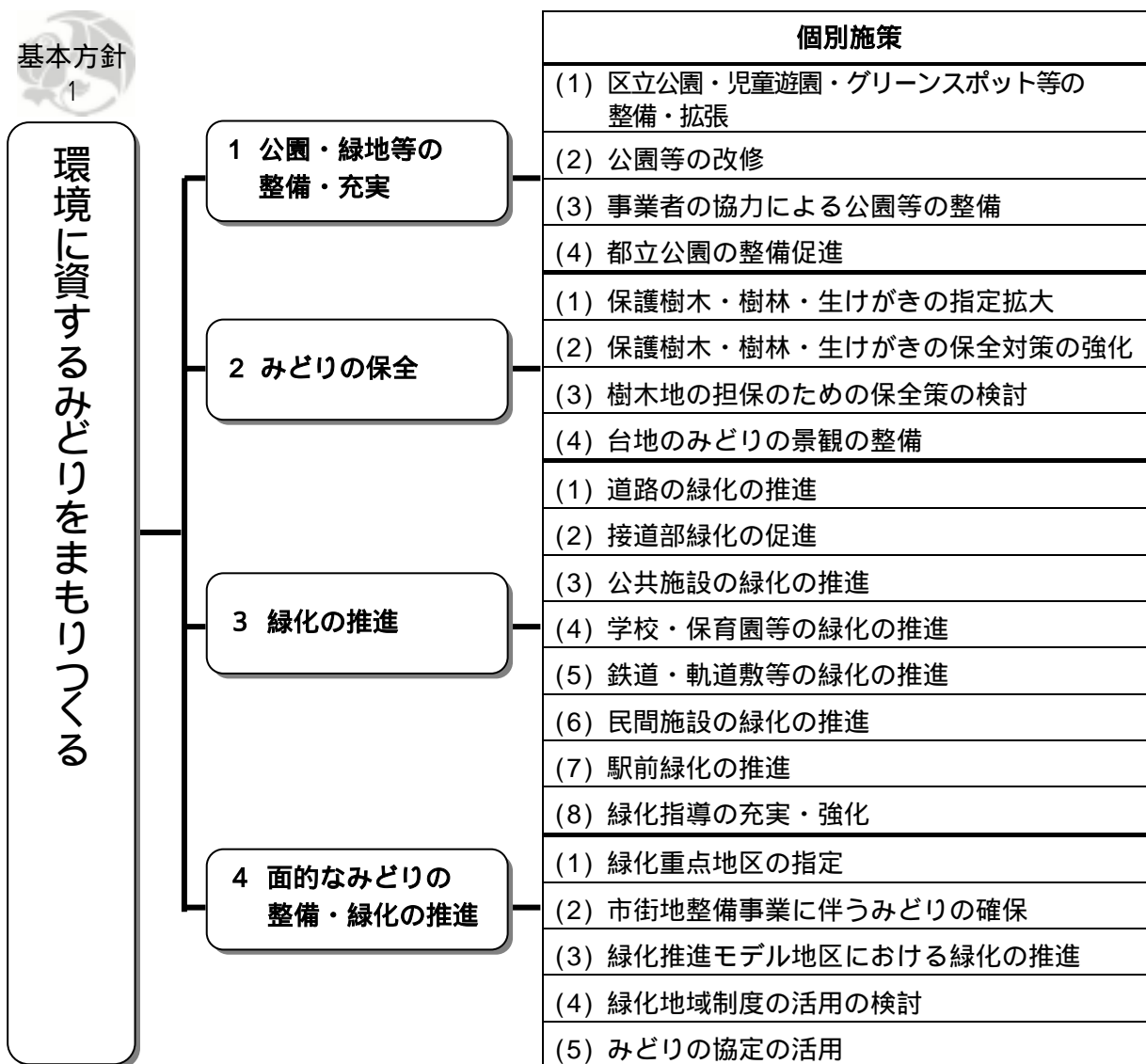
第4章 施策別計画



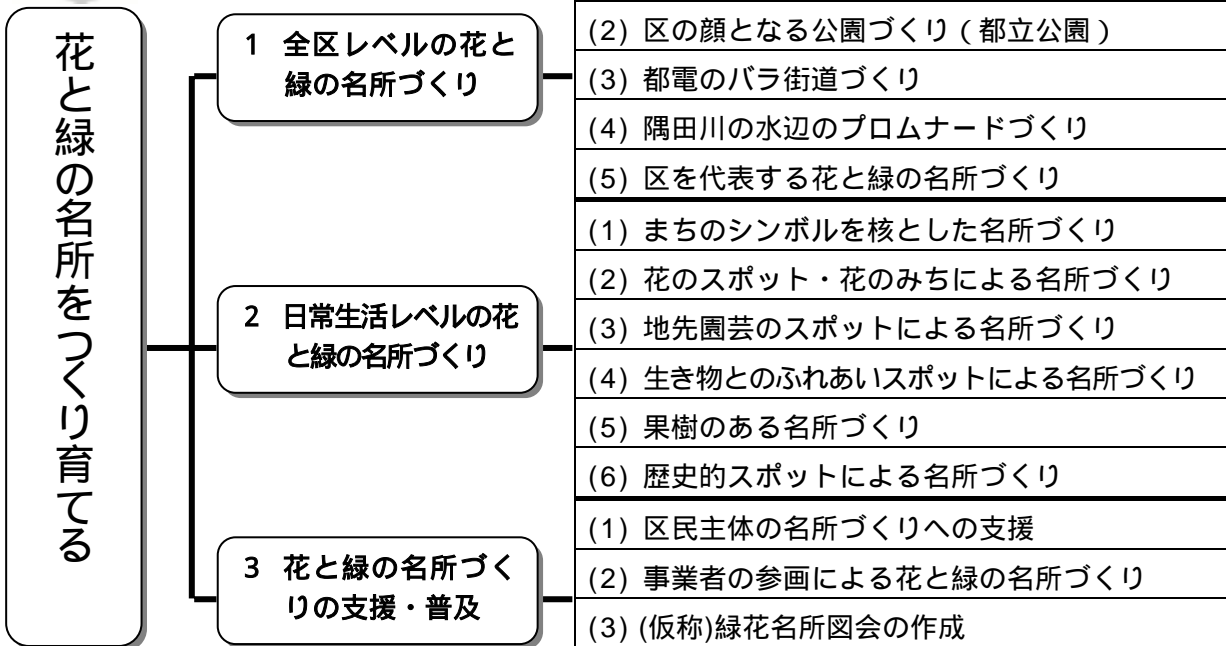
第4章 施策別計画

施策の体系

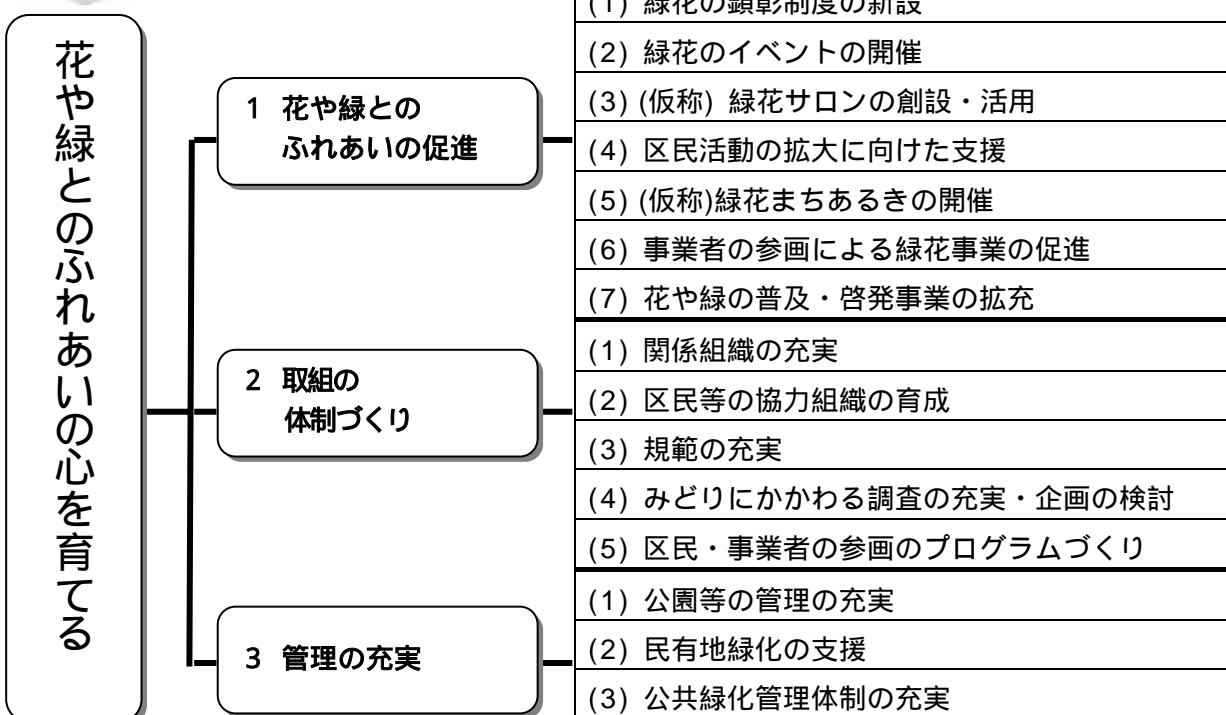
本計画において進める施策は、三つの基本方針に基づき、10の施策の柱と50の個別施策により構成します。



基本方針
2



基本方針
3



個別施策の内容

基本方針 1：環境に資するみどりをまもりつくるための施策

1 公園・緑地等の整備・充実

みどりの目標量に掲げた「区民一人当たりの公園面積 3.0 m²」の達成に向け、公園等の整備を進めるとともに荒川区や地域の核となるみどりとして花や緑の充実を図っていきます。

(1) 区立公園・児童遊園・グリーンスポット等の整備・拡張

都市のみどりの拠点となる大規模な公園や、日常生活に潤いや安らぎをもたらす公園・児童遊園は、区全体としてバランスのとれた配置となるように整備するとともに、それらを補完する地域のみどりとして、グリーンスポット等を整備します。また、既存の公園・児童遊園等については、積極的に施設の拡張による機能の向上を図ります。

整備に当たっては、少子高齢社会の進行や区民のニーズの多様化に対応して、高齢者や障がい者の視点も入れて、すべての区民や利用者が安心して楽しく利用できる施設づくりを目指します。特に、高齢者については、健康づくりや社会参加の場としての公園等の活用にも配慮し、高齢者が街に出て生き生きと活動できる環境を整えていきます。また、区民に身近な区立公園・児童遊園については、区民との協働により、地域のポテンシャルを生かした整備を行っていきます。

区立公園の整備・拡張

隅田川沿いの荒川遊園と荒川自然公園は、区民の多様なレクリエーションや災害時の避難等への対応を図れるみどりの拠点として整備・拡充を進めます。特に、荒川自然公園は、三河島水再生センター処理施設の改造時に合わせ、第4期エリアの整備・拡張を促進するよう東京都に協力を要請していきます。

大規模な公園は、小規模公園では得られない利点と魅力が多くあるため、都市公園の適正配置を踏まえ、大規模公園が不足している市街地においても地域の中心的な公園として、近隣公園⁴⁻¹を整備していきます。現在、整備を進めている、(仮称)宮前公園(3.3ha)については、優先整備区域(約2.8ha)の早期整備を進めます。

また、街区公園⁴⁻¹は、児童遊園とともに小学校区や町丁目を単位とした整備状況や歩いて行ける範囲(誘致距離)にも配慮しながら、整備水準の低い所を優先して整備を進めます。

児童遊園の整備

児童遊園⁴⁻¹は、高齢化や価値観の多様化等に伴う区民ニーズの変化なども踏まえ、従来の児童の遊び場としての機能だけでなく、子どもから高齢者までが身近に憩える日常生活圏のレ

クリエーションの場として新たに位置付けていきます。

また、こうした施設の位置付けや性格を踏まえて、適正に設置・管理していくため、荒川区立児童遊園条例を見直します。

グリーンスポットの整備

公園、児童遊園の機能を補完する地域のみどりとして、小規模な敷地をグリーンスポットとして整備し、花と緑あふれる空間として整備します。また、グリーンスポット⁴⁻¹の位置付けを明確にするため、児童遊園条例の見直しに併せて条例化を検討します。



写真 4-1：千住間道グリーンスポット

広場・遊び場・緑地等の整備

公園の不足に対処し、区立公園・児童遊園・グリーンスポット以外でも、公園機能を補完するみどりを創出していくため、未利用地や他の目的に利用している用地を効果的に活用し、広場・遊び場・緑地等の整備を進めていきます。

4-1：公園・児童遊園等の種類

まちづくり関連事業による創出、道路用地の拡大に伴う残地の活用、開発行為による提供等に伴い、以下の公園等を整備

《近隣公園》

地域を代表する中心的な公園。地域住民の多様なレクリエーション利用に供する施設。規模は、5,000 m²以上、標準面積 1ha 程度とする。

《街区公園》

地域の日常的な利用に供することを目的とする公園。規模は 2,000 m²程度を標準とし、配置は一つの小学校区に 1 か所程度を標準とする。

《児童遊園》

地域の日常的な利用に供することを目的とし、主として子どもに安全かつ健全な遊び場所を提供する施設。規模は 500 m²程度を標準とし、配置は一つの小学校区に 3 か所程度を標準とする。

《グリーンスポット》

街なかにきめ細やかなみどりを創出していくことを目的とし、小規模な敷地を花と緑あふれる空間として整備し、区民に開放しているみどりのスポット。規模は 100 m²程度を標準とする。

(2) 公園等の改修

既存の区立公園や児童遊園について、安全・安心の面から、遊具の更新、見通しの確保、適正な植栽管理を進めるとともに、利用の活性化やバリアフリー化を図るため、逐次改修を進めます。

また、改修に当たっては、地域に根ざした公園等とするため、計画段階から住民の参加を得て、区民の心のよりどころとなる魅力のある公園づくりを目指します。

(3) 事業者の協力による公園等の設置

現在、一定規模以上の民間の開発事業に伴い、開発事業者は、一定割合以上の提供公園や公開広場の設置を義務付けています⁴⁻²。これまでの事例のほとんどが集合住宅の整備であり、今後もこれらの開発が進むと予想されます。今後もこうした開発に伴う公園・児童遊園・グリーンスポット及び公開広場として整備・開放を促進し、みどりのオープンスペースを確保していきます。

また、事業者の社会貢献の一環として、資材・場所等を有している事業者の協力を得て、区民が利用可能な公園型の緑地・広場の整備をしてもらえるよう、一層働き掛けをします。そのため区は、こうした事業者の活動を支援する新たな取組を検討します。

4-2：開発に伴う提供公園・公開広場の設置

提供公園

都市計画法第29条に基づき、1,000 m²以上(既成市街地では500 m²以上)の開発行為を行う場合、区長の許可が必要であり、許可要件に、次に示す基準が定められている。

開発区域の面積	設置内容	公園等の総面積
0.3ha 以上 5.0ha 未満	公園、緑地又は広場	開発区域面積の3%以上
5.0ha 以上	公園	1か所 300 m ² 以上かつ 開発区域面積の3%以上

公開広場

荒川区市街地整備指導要綱および荒川区みどりの保護育成条例に基づき、一定規模以上の大規模な開発や15戸以上の集合住宅に対しては、自主管理の公開性のある公開広場を設置することを事業者に求めている。

施工区域面積	公開広場
3,000 m ² 以上	4%以上

(4) 都立公園の整備促進

現在、区内には、都立公園として、尾久の原公園(約6.2ha)、汐入公園(約12.6ha)が整備されています。尾久の原公園については、隣接地に建設される東尾久浄化センターの^{みくがい}覆蓋部分に約3.7haが拡張される予定です。

そこで、東尾久浄化センターの進捗に合わせて尾久の原公園の拡張整備の促進を東京都に要請していきます。



写真 4-2：東尾久浄化センター
(平成20年4月現在)

2 みどりの保全

社寺のみどりや街なかの大木等は、かつての荒川の歴史を今に伝える貴重なみどりで
す。

これらの貴重な樹木や樹林地は、今でも地域の人々に親しまれていますが、生き物の
生息空間や環境に資するみどりとしても機能する等、重要な役割を担っていること
から、これらのみどりの保全に努め、後世に残していきます。

(1) 保護樹木・樹林・生けがきの指定拡大

みどりの少ない荒川区において、街なかにある大木は、地域のシンボリックな景観を形成
しているなど、今後とも残していくべき貴重なみどりの一つです。これらのみどりを保全
していくため、荒川区では、保護樹木(210本)、保護樹林(4,800㎡)、保護生けがき(延
長185m)⁴⁻³を指定しています。指定基準を満たす樹木・樹林・生けがき等のうち未だ
指定されていないものに関しては、制度の活用を所有者へPRしていくなど、保護指定樹
木・樹林・生けがきの指定拡大を図っていきます。

4-3：保護樹木、保護樹林、保護生けがき（荒川区みどりの保護育成条例第9～13条）

一定規模以上の樹木・樹林・生けがきの保護を目的として、所有者の協力を得て指定する制度。樹木の維持
管理は原則所有者が行っているが、費用の一部を区が助成している。

指定基準

保護樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの

保護樹林：樹木の1集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの

保護生けがき：生けがきを成す樹木の集団で、その生けがきの長さが20m以上のもの

区から所有者への支援

- ・維持管理にかかわる費用の一部を助成
- ・損害責任保険に加入

(2) 保護樹木・樹林・生けがきの保全対策の強化

保護指定樹木・樹林・生けがきに対しては、保全に対する支援策として維持管理費の一
部を助成しています。しかし、近年、所有者の高齢化、樹木の成長に伴う維持管理経費の
増大、落葉や病虫害の隣接への影響など、所有者による保護が難しくなっている状況があ
ります。

そこで、特に貴重な樹木等に対する助成を拡大するなどの保全対策を充実していくとと
もに、区民の理解や関心を深めるためのPRなどにも努めていきます。

(3) 樹木地の担保のための保全策の検討

樹木が消滅していく大きな要因は、開発行為や建物の改築に伴うものです。この対策として、開発事業者に対する樹木の保存への協力の要請や、開発事業者による保全策を検討していきます。

また、所有者がやむを得ず樹木地を手放してしまう場合の、公有地化や借り上げ等の公的な手法も検討していきます。

(4) 台地のみどりの景観の整備

日暮里台地上の社寺等のみどりは、寺町の風景の名残りを伝える貴重なみどりの一つです。そこで、日暮里の台地を形成する様々な資源(社寺、坂、伝承、斜面等)を生かして、緑化修景、サイン等のデザインの充実、散歩道等の整備を検討し、一帯を探訪地域とすることを目指します。

また、台地の縁を通る崖線^{がいせん}については、南北崖線軸^{がいせん} 4-4 上に位置しており、台地と一体となったみどりの保全と良好な景観の形成を図る必要があります。

4-4 : 南北崖線軸^{がいせん}

東京都の北部から南部に至る武蔵野台地の東端に形成された崖線^{がいせん}に沿った緑の多い軸。東京の景観形成を総合的、計画的に推進するために策定された「東京都都市景観マスタープラン」(平成6年3月)の中で、東京の景観づくりを進めていくうえで特に重要と考えられる帯状の空間として掲げられた11の「景観基本軸」の一つ。



写真 4-3 : 保護樹木の事例



写真 4-4 : 日暮里台地のみどり

3 緑化の推進

地域の隅々までみどりを広げ、区民が日常生活に潤いのある環境を実感できるよう、接道部・公共施設・学校や幼稚園・民間施設・道路・鉄道等での緑化を推進し、身近なみどりをひろげていきます。

(1) 道路の緑化の推進

新たに整備する道路については、積極的に街路樹や植樹帯の整備を進めます。既存の道路に関しても、樹冠が広く緑陰が確保できる大木や、四季折々のみどりが楽しめる樹種の採用を検討する等、道行く人が楽しめる個性ある道路整備を進めます。

広い幅員がない道路についても、歩道の有効幅員を配慮し、ガードパイプトレリスによるつる植物の植栽やフラワーポットやプランター等を活用した緑化に取り組みます。緑化方法についても、花の積極的な活用、区民による管理の導入など、柔軟な対応を図りながら緑化スペースの拡充に努めます。

また、平成20年3月に開業した日暮里・舎人ライナーの高架下の橋脚間は、現在、アスファルト舗装となっており、今後はこのスペースの緑化を東京都に要請していきます。なお、東京都の『「緑の東京10年プロジェクト」基本方針』に示す街路樹の倍増の計画とも連携して進めます。

さらに、区民が街路樹や草花を楽しみ、歩きながら健康づくりが行えるよう、みどり豊かで歩きやすい道路を選定し、ウォーキングロード⁴⁻⁵として位置付け、このルート整備を推進します。

4-5：ウォーキングロード

荒川区では、平成17年10月に生涯健康都市の実現を目指し、「荒川区生涯健康都市宣言」を行った。また、併せて荒川区生涯健康都市づくり戦略を策定し、区を挙げて健康づくりに関する施策を進めている。ウォーキングロードのルート整備は、この戦略の一環として進めており、平成20年4月現在、2ルートが完成している。ルートには、スタート地点及びゴール地点に案内看板、歩道上にルート誘導標を設置している。



写真 4-5 (左)：街路樹による道路緑化の事例(けやき通り)

写真 4-6 (右)：ガードパイプトレリスによる道路緑化の事例(日暮里中央通り)



図 4-1：道路の緑化方針図

(2) 接道部緑化の促進

路地や道路に接する部分は、身近でだれもが親しみやすい空間であり、小さなみどりでも大きな緑化の効果が期待できる場所です。これまで、区民は、こうした空間を積極的に活用して花や緑を育ててきました。今後も、緑のカーテン⁴⁻⁶や生けがき、壁面緑化といった緑化手法を組み合わせながら接道部の緑化を進めていきます。

4-6：緑のカーテン

窓の外側にネットやフェンスを設置し、それにつる性の植物をはわせることで、夏の強い日差しを和らげ、室温の上昇を抑えるもの。また葉の蒸散作用により表面温度が下がることから、室内に涼しい風を送り込むことができ、夏の熱環境対策として注目されている緑化手法の一つである。

緑のカーテンによるみどりづくり

近年、環境問題への関心の高まりなどから、夏の暑い日差しを遮断して冷房の効率を上げるなどの効果のある「緑のカーテン」が注目されています。緑のカーテンは、プランターやネット等の簡易な施設で設置でき、しかも、狭い敷地で立体的なみどりをつくる効果的な方法です。また、接道部に活用することによって、視覚的にも夏の暑さを和らげ、下町らしい潤いのある街並みを演出することができます。

そこで、現在、緑のカーテンを通じて接道部におけるみどり豊かな空間づくりを实践する区民を、「花と緑の推進モニター」として緑のカーテン用資材の設置等の支援をする事業を行っています。今後も、こうした事業を継続しながら実践事例を積み上げ、接道部緑化の普及を行っていきます。

生けがき、壁面緑化によるみどりづくり

生けがきは、接道部に持続性の高いみどりが確保でき、しかも、たいへん緑視効果の高い緑化手法です。また、地震などの災害にも強く、防災の観点からも効果的です。そこで、今後も、ブロック塀の除去とも組み合わせながら、生けがき造成助成を活用して接道部の生けがき化を促進していきます。

また、緑視効果の高い緑化手法である壁面緑化も、生けがきと同様に接道部への導入を促進していきます。



写真 4-7：生けがき助成の事例（町屋地域）

（３）公共施設の緑化の推進

公共施設は、地域のみどりのシンボリック存在となり、地域の方々に花やみどりの必要性や魅力を伝える大きな役割を果たす必要があります。このため、既存の公共施設においては、敷地利用の見直し、動線の改善、道路及び隣接敷地とのつながりや境界・外柵等の改善等により、外部環境の改善を図り、接道部をはじめ、外周緑化、シンボル緑化、テーマ緑化を進めていきます。

また、公共施設の緑化には、民間施設の緑化を先導していく役割も求められます。このため、新しい技術や工法の導入も図りながら屋上・壁面緑化、緑のカーテンづくり、駐車場の緑化を積極的に推進するなど民間施設のモデルとなるような緑化に努めます。

なお、国や東京都の公共施設についても、区の施設と同様に緑化が図られるよう要請していきます。

緑化基準に基づく緑化の推進

公共施設の新築や増改築にあたっては、荒川区みどりの保護育成条例及び荒川区市街地整備指導要綱に定める緑化基準に基づき適正に緑化計画を作成し、一定割合以上の緑化面積を確保するとともに、外周部の生垣や接道部の緑化などについても積極的に推進します。

屋上・壁面緑化の推進

新築や建替え、大規模改修などの機会を捉え、環境に資する屋上・壁面緑化を進めます。ま

た、屋上緑化が構造上不可能な施設については可能な限り壁面緑化を進めていきます。

緑のカーテンづくりの推進

公共施設における緑のカーテンづくりは、夏の暑さの軽減に加え、区民・事業者が、緑のカーテンを育てていく際のお手本となるような設置・維持管理を続けていく必要があります。このため量・質ともに優良な緑のカーテンづくりを積極的に推進し、区の緑化への姿勢を、PRしていきます。



写真 4-8：緑のカーテンの事例
(写真左：区役所本庁舎 / 写真右：区役所北庁舎)

駐車場の緑化の推進

アスファルト舗装の駐車場は、蓄熱するため、ヒートアイランド対策にとって重要な課題となっています。この問題を少しでも軽減し、民間の駐車場のモデルとなるよう、公共施設に併設された駐車場の緑化を推進します。

花による修景

公共施設を身近で親しみやすい施設とするため、アプローチやエントランスの部分に、花壇やプランターなどを使って花を植え、四季折々の表情を演出して利用者を快くもてなします。

(4) 学校・保育園等の緑化の推進

学校の敷地は比較的規模が大きいものも多く、緑化によりみどりの量を確保でき、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難所、環境学習の活用等の多くの効果が期待されます。そこで、緑化基準に基づく一定割合以上の緑化面積を確保するとともに、生けがきや接道部緑化を含めた多様なみどりをつくるように努めます。

校庭の芝生化

学校の校庭を芝生にすることは、ヒートアイランド現象の抑制等に寄与するだけでなく、砂埃の抑制や水はけの改善、外で遊ぶ子どもの増加、安全性の向上、環境学習の場として活用、地域コミュニティの形成等、多くの効果が期待できます。また、東京都の『「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針』においても、都内の公立小中学校、幼稚園、保育園、都立学校等の

校庭・園庭の芝生化を方針の一つとしています。

そこで、これまで緑化の対象としていなかった校庭のグラウンド部分を、積極的に芝生等で緑化していきます。

なお、緑化に当たっては、芝生の養生期間の子どもの遊び場の確保、維持管理にかかわる地域やPTAとの連携等についてもきめ細かく検討していきます。

シンボルツリーやビオトープづくり等の多様なみどりの確保

シンボルツリーの植栽、ビオトープづくり等、それぞれの学校や保育園に適した独自の緑化を実施し、園児・児童・生徒がより密接にかかわり、愛着を持つことのできるみどりを育みます。

また、門の付近や敷地内の緑化可能なスペースを利用して、花を植える等、地域の方々の憩いの場としての活用も検討します。

屋上・壁面緑化の推進

校舎等への蓄熱を防止し、夏の暑さを防ぐため、改修・改築計画にあわせ、効率的に緑化を進め、校舎の屋上や体育館の屋根等を緑化していきます。

なお、屋上の緑化空間は、教育活動にも利用するほか、児童・生徒や地域の方々の憩いの場や生きものの生息空間としての活用も検討します。



写真 4-9：屋上花壇(荒川山吹ふれあい館)

緑のカーテンづくりの推進

学校・保育園における緑のカーテンづくりは、児童・生徒の学校生活の夏の暑さ対策として効果があるとともに、子どもたちが緑のカーテンづくり、維持管理にかかわる環境学習の場としての利活用も可能であるため、積極的に進めていきます。

(5) 鉄道・軌道敷等の緑化の推進

都電や鉄道のみどりは、多くの人の目にふれるものであるため、まちの顔となるような緑化を進めていきます。

都電については、沿線のバラの植栽を更に進め充実を図るとともに、今後は、芝生等による軌道敷の緑化を東京都に要請し、両側のバラと合わせて一体的な花と緑の空間を創出していきます。

また、その他鉄道の線路や新交通システムにおいても、法面利用による緑化や擁壁緑化、軌道敷の緑化を要請していきます。



写真 4-10：軌道敷の緑化の事例(鹿児島市)

(6) 民間施設の緑化の推進

個人宅・共同住宅・工場・事務所・集会所等、区内のほとんどが、民有地です。荒川区を潤いと安らぎを感じるみどり豊かなまちとしていくためには、これらの敷地での緑化が不可欠であり、地上部の緑化に加え、屋上・壁面緑化、緑のカーテンづくり、駐車場の緑化などを区民や事業者の方々の協力を得ながら促進します。

屋上・壁面等の緑化の促進

一定規模以上の共同住宅等の開発については、荒川区みどりの保護育成条例や荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化指導により、屋上有効スペースの一定割合以上の緑化を義務付け、指導しています。

条例や要綱に基づく屋上緑化は継続し、今後は、これらの対象となっていない民間施設においても、エコ助成金交付制度による屋上緑化の助成制度を活用しながらの屋上緑化を進めていきます。

また、屋上緑化に加え、壁面やバルコニーの緑化も併せて、進めていきます。

緑のカーテンづくりの促進

個人宅に加え、共同住宅や事業所における緑づくりは、区民同士の情報交換や、道行く人との会話のきっかけとなる等、コミュニケーションのためのツールとなり地域コミュニティの形成につながります。このため、民間施設における緑のカーテンづくりを積極的に進めていきます。

駐車場の緑化の促進

ヒートアイランド現象の問題を少しでも軽減するため、共同住宅等の敷地内の駐車場においても、積極的に緑化を促進します。



写真 4-11 :
駐車場緑化の事例(荒川地域)写真左上
緑のカーテンの事例(おぐ銀座商店街)写真左下
バルコニーを緑化した事例(西尾久地域)写真右

(7) 駅前緑化の推進

地域の顔となる駅前の景観が、花や緑で豊かになるよう、再開発事業に併せて、緑化スペースの確保、人工地盤上の緑化、建築物・工作物の緑化を図るため、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」⁴⁻⁷と連携し、事業早期から、事業者による緑化計画の策定を指導していきます。また、地域の方々の協力を得ながら、駅前周辺の美化活動の強化も図っていきます。

4-7：公開空地等のみどりづくり指針

公開空地等のみどりについて、周辺のみどりとの連携に十分配慮した計画となるよう誘導するため、東京都との事前協議について定めたもの。なお、公開空地等とは、都市開発諸制度の活用によって大規模建築等の建築敷地内に設置される、一般に開放されるオープンスペースのこと。

(8) 緑化指導の充実・強化

荒川区は、荒川区みどりの保護育成条例や荒川区市街地整備指導要綱⁴⁻⁹に基づき、規定の開発行為や荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける集合住宅の建築等に対して、一定割合以上の緑化を義務づける緑化指導⁴⁻⁸を行っています。

開発時に、一層みどりの量を確保していくため、地上部緑化・屋上緑化等の緑化基準を、敷地規模毎に細かく見直すことや緑視効果を高める壁面緑化も緑化規定項目に加えることを、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、検討していきます。

さらに、駐車場の設置に伴う緑化指導は、関連部署との連携を図っていき、駐車場緑化の指導の強化を検討していきます。

4-8：荒川区みどりの保護育成条例（第19条）に基づく緑化の指導

一定規模以上の開発行為等を行う者に対して「敷地面積×(1-建ぺい率)×0.2」の面積の緑化の義務付けを行う制度。なお、荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける場合は、地上部の緑化に加え、屋上緑化等も義務付けている。

(表1) 開発行為等と規模

開発行為等の種類	敷地面積
宅地の造成その他土地の区画形質を変更する行為	300㎡以上
建築確認を必要とする行為	200㎡以上
自動車駐車場を設置する行為	300㎡以上
荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるもの	住戸数15戸以上

(表2) 荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるものに設けられた緑化の基準

敷地面積	地上部緑化	公開広場	屋上緑化
1,000㎡未満	8%以上		10%以上
1,000㎡以上 3,000㎡未満	10%以上		20%以上
3,000㎡以上	6%以上	4%以上	

4-9：荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化の指導

開発対象となる事業が、荒川区市街地整備指導要綱の適用を受ける場合、上記表2と同じ緑化基準に基づき緑化指導を行っている。

対象となる開発は、「延床面積1,000㎡以上の店舗等併用型集合住宅」「6棟以上の戸建て住宅又は6戸以上の長屋住宅」「350㎡以上の宅地開発事業」「延床面積1,500㎡以上の建築物」がある。

4 面的なみどりの整備・緑化の推進

区内のみどりの量を増やしていくためには、点・線的なみどりに加え、一定の広がりをもった地区（面）のみどりの増加が必要です。そのためには、地区の特性に応じて、目標を明確にしたみどりづくりを進め、それらの地区を増やし、全区的に拡げていくことが効果的です。

こうした面的な計画・事業に対しては、可能な限り数値目標を示し、緑化基準を設定していくことにより、計画的かつ効果的にみどりを確保していきます。

また、区の大半は既成市街地であり、既に、区内各所で、個人、団体、事業者などの単位により様々な方法を用いてみどりづくりが行なわれています。こうした活動を生かして、区・区民・事業者の3者が、協働でみどりのまちづくりを進めます。

(1) 緑化重点地区の指定

緑化重点地区は、みどりと土のネットワークをつくるうえで重要な地区、都市防災の強化を必要とする地区、みどりが不足している地区、都市整備事業と連携して緑化の具体化が早期に見込める地区等の観点から地区を設定し、緑地の整備・保全・緑化等を重点的に行うものです。

近年、ヒートアイランド現象緩和等の環境面からの緑化に対する要請も高く、区全域において、これまで以上に、緑化推進に向けた施策展開が望まれています。また、荒川区の緑被率は低く、全区的にみどりの量の底上げを図る必要があるため、都市緑地法に基づく緑化重点地区を、区全域に指定をし、効果的に緑化を推進します。

なお、緑化重点地区では、国の補助事業や、緑化施設整備計画認定制度⁴⁻¹⁰等を活用し、みどりの整備を行うことができます。

4-10：緑化施設整備計画認定制度（都市緑地法第60条）

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を、市町村長が認定することで、事業者が緑化施設に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。

対象となる建築物の敷地の面積は、緑化重点地区内(地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域を除く)では500㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では300㎡以上であり、敷地面積の約20%を緑化していることが条件となる。

緑化施設整備計画認定制度のメリット

緑化重点地区内：課税標準 5年間 1/2

緑化地域等内：緑化率規制対象建築物に係る緑化施設 課税標準 5年間 1/3

緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設 課税標準 5年間 1/2

(2) 市街地整備事業に伴うみどりの確保

市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備時には、地区計画等を併用し、整備に伴い確保する緑化基準を設定していくことを検

討します。併せて、みどりの質を向上させるため、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」の準用を検討します。

また、潤いのあるみどり空間を創出していくため、敷地内の緑化、接道部緑化、屋上・壁面緑化の内容・手法等についての助言を一層強化していきます。

(3) 緑化推進モデル地区における緑化の推進

区の大半は既成市街地であり、区内各所で、区民や事業者が、様々な方法を用いてみどりづくりを行っています。荒川区のみどりの街づくりを効果的に進めるためには、区・区民・事業者の3者が同じ目標を掲げて、各主体のそれぞれの活動を組み合わせながら協働して推進していくことが必要です。

そこで、特に緑化が必要であると認められる地区を荒川区みどりの保護育成条例に基づく「緑化推進モデル地区」に指定し、区・区民・事業者の3者協働で進めるみどりの街づくりを先導する地区として積極的な緑化施策を展開していくことを検討していきます。

(4) 緑化地域制度の活用の検討

現在、開発時に一定規模以上のみどりを確保していくため、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、緑化指導の制度を施行していますが、荒川区は依然としてみどりが少なく、今後、土地利用の転換時には、都市計画と連動し、確実にみどりを創出していく方法を検討していく必要があります。

みどりが不足している市街地において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、より効果的にみどりを創出していく手法として、都市緑地法に基づく緑化地域制度があります。今後は、制度の実効性等を研究し、導入について検討していきます。

(5) みどりの協定の活用

土地所有者の合意を得て、一つの計画のもとに協働してみどりの保護と育成を行うことを目的とし、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、みどりの協定⁴⁻¹¹の制度を進めており、区は、区民が申請した植樹計画に則り、樹木の苗等の支給を行っています。平成20年12月現在、30の町会・組合・事業者等が協定を締結しています。

今後は、これまでの実績やその後の状況などを検証・評価した上で、より効果的な制度の活用に向けて、対象規模の見直しや支援策の充実などを検討していきます。

4-11：みどりの協定（荒川区みどりの保護育成条例第18条）

住民が区域を定めて、その区域内の土地を所有・管理する住民の合意で決定した植樹計画に則り区と協定を締結し、みどりの保護と育成を行うことを目的とした制度

《みどりの協定の概要》

対象：10戸以上の建築物の集団 又は 事務所又は事業所のうち敷地面積が1,000㎡以上のもの

協定内容：協定区域の所在地・面積 / 協定参加者の人数及び面積 / 現在の樹木等の植樹状況（面積・樹種・本数） / 植樹計画（面積・年次計画） / 植樹計画平面図 等

区の支援：樹木の苗等の支給

基本方針 2：花と緑の名所をつくり育てるための施策

1 全区レベルの花と緑の名所づくり

荒川区には、多くの人々に愛されている花や緑・公園等が多数あります。これらの魅力を明らかにし、価値を高めていき、より一層多くの人に知られ、利用される名所としていきます。

特に、区民に加え、区外からの来訪者も含めた多くの人に愛されている花や緑を「全区レベルの花と緑の名所」として整備・改修していきます。また、名所の魅力の周知にも努めます。

(1) 区の顔となる公園づくり(区立公園)

(仮称)宮前公園の整備

区の北部に位置し、都電と交差する(仮称)宮前公園(約3.3ha)は、バラのまちの拠点となるよう「バラをテーマとした公園」として整備を進めていきます。

公園の周辺は、バラのつながりに配慮しながらバラの花による修景を進め、公園の周辺を含めてバラが魅力の名所としていきます。



図 4-2：(仮称)宮前公園イメージスケッチ

西日暮里公園の改修

西日暮里公園を含む西日暮里三丁目地域は、江戸時代から多くの神社・仏閣が集積し、“ひぐらしの里”として人々に親しまれてきました。しかしながら、本公園は、駅前の好立地でありながらアクセスが悪い等の課題を抱えており、人の集まる明るい公園となるよう、活性化を図ることが求められています。

本公園は、観光客の一層の来園、公園利用者の安全・安心、貴重な樹林地の保全等を踏まえ、歴史・文化的ポテンシャルを活かした「“ひぐらしの里”のまちを象徴する公園」として改修を進めていきます。



写真 4-12：西日暮里公園（現況）

荒川遊園の改修

荒川遊園は、東京 23 区内唯一の公営遊園地であり、アトラクションに加え、小動物園やピクニック用の広場、遊具施設、水遊び場等が充実しており、子どもたちが楽しめる遊園地です。

今後も「子どもたちが楽しめる魅力ある遊園地」として、一層の利用が図られるように遊具の更新、遊園内の機能の充実を図っていきます。また、遊園に隣接する隅田川を利用した水辺の演出等も一層進めていきます。



写真 4-13：荒川遊園（写真左：入口／写真右：隅田川沿いのアリスの広場）

荒川自然公園の整備・改修

荒川自然公園は、生き物の観察園・野草園・池等の花や緑が豊かな空間や、交通園・野球場・テニスコート・プール等もあり、園内で多種多様な楽しみ方ができる公園です。特に、園内の豊かな花や緑を利用してホタルや国蝶であるオオムラサキを育てる区民団体が、生き物の生息空間の確保や区民が生き物と触れ合える機会を設ける活動を展開しています。

今後は「多くの生き物が行き交う名所」として、生き物の生息空間の確保に向けたみどりの適正な管理を進めていきます。また、生き物にかかわる区民活動やイベントの周知にも努めます。さらに、エレベーター等の設置によるバリアフリー化や施設の老朽化に伴う改修、第4期整備の東京都への要請なども併せて推進し、公園全体の魅力の向上を図ります。



写真 4-14：荒川自然公園

(2) 区の顔となる公園づくり(都立公園)

尾久の原公園の整備促進

尾久の原公園は、区民や事業者の植樹による園内の約200本のシダレザクラがあります。今後とも、「シダレザクラの名所」として魅力を向上させるため、区民による植樹やシダレザクラ祭りを支援するとともに、園内の魅力をHPや区報等を用いて発信していきます。

また、尾久の原公園は、多様な生き物が生息する貴重な空間にもなっており、自然観察等の自然とふれあいの活動が行われていることから、こうした活動を東京都との協力の下一層活発にしていくとともに、自然体験・環境学習の場としての充実を東京都に要請していきます。



写真 4-15：尾久の原公園

汐入公園の整備促進

汐入公園は、隣接する隅田川と一体となり、散歩やピクニック等で楽しめる「広大な草地のみどり」が、区民や来訪者に親しまれています。しかしながら、園内は木陰になるような樹木が少なく夏場は涼める空間が少ない場所です。

今後は一層利用が図られるよう、植栽の健全な生育に留意した管理を東京都に要請していきます。



写真 4-16 : 汐入公園

(3) 都電のバラ街道づくり

東京都との協定のもとに行った都電荒川線の軌道敷のバラの花による修景は、見物するための来訪者が多く、荒川区を代表する名所となっています。

今後も一層の魅力スポットとなるよう、軌道敷のバラの植栽を更にすすめ、充実を図ります。また、バラの修景効果を永続させていくため、きめ細やかな管理を進め、特に、三ノ輪橋、荒川遊園地前等の各停留場の周辺は、区民団体である荒川バラの会と連携し、維持管理を行っていきます。さらに、沿線の道路・施設・空地等では、可能な限り緑化を進め、緑化エリアを拡大し、「都電のバラ街道」としての魅力を高めていきます。



写真 4-17 : 都電沿線のバラ

(4) 隅田川の水辺のプロムナードづくり

隅田川沿いは、スーパー堤防や緩傾斜型堤防が、14か所(延長約3.4km)確保されています。しかしながら、部分的な整備であるため、良好な水辺景観や訪れた人々が憩い楽しめる空間が繋がっていないのが現状です。

今後は、「川べりを散歩できる水辺のプロムナード」として、川沿いの開発時には、緑と土による親水空間がつながるようスーパー堤防化を進め、堤防の後背地も積極的に緑化するとともに、かつての水辺の風物を再生するように、東京都と連携して進めていきます。



写真 4-18 : 隅田川沿いのスーパー堤防

(5) 区を代表する花と緑の名所づくり

民有地の花と緑による名所づくり

民有地の花や緑であっても、区の貴重な観光資源として価値のある花や緑にあっては、区を代表するみどりの名所として保全やPRに努めていきます。

たとえば、東日暮里地域にある民有地内の藤の花は、建物の3階(約12m)まで続いており、「藤の大滝」という愛称で、区民だけでなく来訪者にも親しまれ、荒川区を代表する名所となっています。

今後、この名所の周知を一層進め、名所としての魅力を向上させていくため、樹木保護の支援を継続するとともに、案内板の設置等を検討していきます。



写真 4-19 : 藤の大滝

かつてのあらかわを再現する名所づくり

サクラソウの自生地であった尾久の原、スミレやレンゲソウが咲き乱れた荒木田の原、一株に百輪の花をつけた牡丹があった佐治玄琳牡丹屋敷、花見寺や雪見寺があったひぐらしの里等の花や緑は、江戸有数の名所として広く知られていました。

これらの名所は、現在は消滅してしまっていますが、ゆかりのある場所で再現するなど、かつての名所の復活を検討していきます。



写真 4-20 : 道灌山 (名所江戸百景)



写真 4-21 : 道灌山虫騒 (大日本名所図会)

2 日常生活レベルの花と緑の名所づくり

荒川区は、個々の敷地が狭小であり、敷地内に十分な花や緑を確保できないのが現状です。そこで、個人の庭のように愛着が持て、区民の心のよりどころとなる「日常生活レベルの花と緑の名所」を、まちの各所につくり育てていきます。なお、公有地においては区と区民と協働して、民有地に関しては区民の協力を得て進めます。

(1) まちのシンボルを核とした名所づくり

地域の人に多く利用され、まちのシンボルとなっている場所として、公園（児童遊園・グリーンスポット等）、学校、公共施設、集会所等があります。

これらの場所において、テーマ性のある花や緑づくりを行っていくとともに、周辺地域においても、そのテーマに合わせ、樹木・草花・舗装・柵・サイン等による修景緑化を進めていきます。

(2) 花のスポット・花のみちによる名所づくり

花のスポットづくり

荒川区では、花による緑化が区民により活発に行われており、色とりどりの花が、まちに彩りを添えています。また、区民団体により、街なかでの花壇づくりが進められ、花のスポットをつくり出しています。

今後とも、街なか花壇事業の推進を図るとともに、建物・外柵まわりの土面となっている小規模なスペース、未利用地等を生かして、花のスポットを創出していきます。

また、区役所前の区民の憩いの場である荒川公園は、「花の公園」として、花によるまちづくりの拠点となるよう、花壇の充実を図っていきます。



写真 4-22 : 街なか花壇（東尾久地域）

花のみちづくり

花のスポットや公園等を結ぶ道は、道行く人が色とりどりの花を楽しみながら歩いていけるよう、接道部での花の植栽や植木鉢・プランター等による緑化を進め、「花のみち」をつくります。

また、街区毎に一続きの道では、沿道側への花の植栽を区民に呼び掛け、花による統一感を持ったみちを創出していきます。

さらに、歩道や公園等の接道部についても、街なか花壇なども活用しながら積極的に花での修景を進め、名所化していきます。



写真 4-23 : カンカン森通り (日暮里地域)



写真 4-24 : 千住間道 (荒川・南千住地域)

(3) 地先園芸のスポットによる名所づくり

地先園芸によりつくり出された花や緑は、生活空間を彩るみどりであり、荒川区の街に育まれた区民の感性が反映されている荒川らしいみどりとして、他のみどりの空間では味わうことのできない親しみやすさや心地よさ、懐かしさなどを感じさせる独特の価値を持っています。そこで、地先園芸による花や緑が連続した個性的な街並みを、区民がつくる最も身近な名所として積極的に評価し、街の景観にも配慮しながら魅力を高めていきます。



写真 4-25 : 美しい地先園芸 (南千住地域)

(4) 生き物とのふれあいスポットによる名所づくり

公園の整備・改修等の各種緑化事業の推進時には、せせらぎやミニサンクチュアリー等、水と緑と土が一体となった生き物が生息できる環境づくりにも配慮し、区民が生き物と触れ合えるスポットの創出に努め、それらをつなげていきます。

また、次世代を担う子どもたちが、生き物の生命の尊さを学び、それらとの共生を意識できる心の醸成を図るため、小中学校に自然性の高いビオトープ等を積極的に整備していきます。



写真 4-26 : 学校ビオトープ (第七峽田小学校)

(5) 果樹のある名所づくり

大規模な開発に伴う空地や街かどの空地を活用し、果樹や実のなる木等を植栽したスポットづくりを進め、まちに彩りをそえていきます。



写真 4-27 : みかんの木 (荒川地域)

(6) 歴史的スポットによる名所づくり

荒川区には、隅田川の川筋や日暮里の台地に、社寺・旧集落地・史跡や往時の街道・道筋、水路跡等の歴史・文化的資源が多く残されています。そのため、これらの資源をめぐる散歩道のコースが設定されています。

歴史・文化的資源の残る場所では、それらの歴史性を生かして、樹木・草花・舗装・柵・ベンチ・サイン等による修景緑化の整備を進め、歴史的スポットとして整えていきます。特に、散歩道に設定されているコース上では、花や緑の保全と創出を強化していきます。

3 花と緑の名所づくりの支援・普及

区内に「花と緑の名所」をつくっていくためには、区と区民と事業者の3者の協働が不可欠です。つくった名所は、区民に永く愛され、育て続けられていくことが重要であり、そのための支援・普及策を進めていきます。

また、花と緑の名所づくりに多くの区民がかかわることにより、区民同士の交流を進めていきます。

(1) 区民主体の名所づくりへの支援

花と緑の名所に対して、区民が愛着を持ち、永く育て続けていくためには、企画から管理・運営に至るまで、区民が自分たちの手でつくっていくことが必要です。このため、名所づくりの計画や整備、維持管理、イベントの開催などを、区民が主体となって実現できるように区が支援していきます。

(2) 事業者の参画による花と緑の名所づくり

区内の商店や工場、事業所などの事業者による社会貢献の一環として、事業者の敷地の開放や資材・人材や経費等の提供による花と緑の名所づくりを進めていきます。そのため、区は、こうした事業者活動の機会の確保や命名権の付与等の支援を検討します。

(3) (仮称)緑花名所図会の作成

全区レベル、日常生活レベルの花と緑の名所づくりの成果として、名所や魅力スポット、由緒のある樹木等を示した「(仮称)緑花名所図会」と称したイラストマップを作成し、周知していきます。なお、(仮称)緑花名所図会は、定期的に更新していきます。

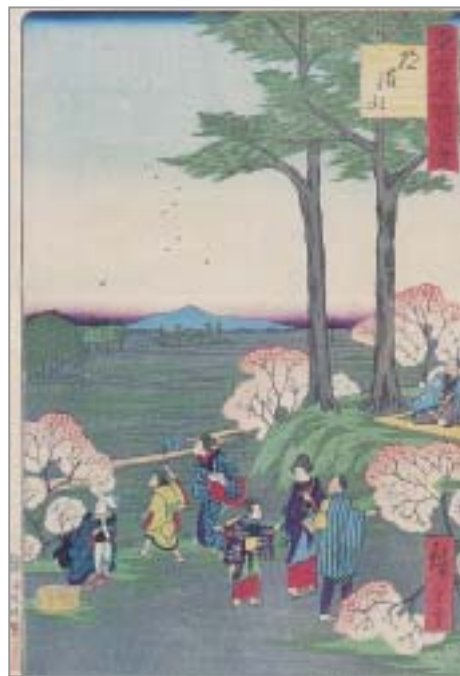


写真 4-28 : 東京名勝図会 (道灌山)

基本方針3：花や緑とのふれあいの心を育てるための施策

1 花や緑とのふれあいの促進

区民の緑花活動や花や緑への愛着・関心を促し、活動や名所づくりに一人でも多くの人が参加してもらえるような取組を進めていきます。

(1) 緑花の顕彰制度の新設

緑花活動にかかわる人の関心を高め、活動を一層活発にしていくため、区民や事業者が作り育てている街なか花壇、花と緑の名所、その他の緑花等を対象として表彰する(仮称)緑花大賞を開催します。

(仮称)緑花大賞の実施に当たっては、区民による調査隊を組織し、街を見て歩きながら優良な事例を探すなど、多くの区民が参加できるイベントとします。

また、その他にも、グリーンサポーターや荒川バラの会、街なか花壇等、現在行われている活動にかかわる人を増やしていくために、緑花のマイスターとして認定するような新しい制度の創設を検討します。

(2) 緑花のイベントの開催

みどりとのふれあいは、安らぎや潤い、楽しさなどを五感で体感する経験を通して、花や緑を愛する心や豊かな感性を養う機会となります。

そこで、区民がみどりに触れ合う機会を増やしていくため、現在、定期的に行われている尾久の原公園シダレザクラ祭り、荒川自然公園におけるホタルの観賞の夕べ、オオムラサキの観察会、秋の七草と鳴く虫の会等のイベントを継続して支援します。



写真 4-29：秋の七草と鳴く虫の会

さらに、花の色や香りを楽しめるバラをテーマとして、「(仮称)荒川バラの市」を開催し、区の観光名所としての都電沿線のバラのPRに努めます。

(3) (仮称)緑花サロンの創設・活用

花や緑の活動や名所づくりを行っていく上で、区民が花や緑のつくり方や維持管理方法等の面で分からないことも多く、区民の緑花の取組が進みづらい場合もあります。このような事態に対処し、区は、区民が花や緑づくりや維持管理に関して、いつでも気軽に相談できる窓口として「(仮称) 緑花サロン」の創設を検討します。

サロン内には、花と緑の名所図会やコンクールの結果、区民の活動を紹介する写真等を展示するスペースを設け、多くの区民がみどりの情報を得られるとともに、訪れた区民同士がみどりに関して、相談・情報交換を行える場とします。また、緑花活動を行う団体の活動の拠点、出張による相談や指導、講習会への派遣などにも対応できるものとします。

(4) 区民活動の拡大に向けた支援

(仮称)緑花講習会の開催

現在、グリーンサポーター、街なか花壇、荒川バラの会、あらかわエコフレンド、あらかわ環境サポーター、緑のカーテンひろめ隊等の区民団体が、区内の緑花活動を先導していますが、緑花活動を進める上で、様々な面で支障を来たす場合もあります。

こうした事態に対処し、区民や事業者向けに、花や緑の育て方、それに必要な土のつくり方等を指導する「(仮称) 緑花講習会」を定期的で開催します。特に、バラの育て方には専門的な知識が必要になるため、現在も進めている講習会の開催を継続します。



写真 4-30 : バラの講習会

(仮称)緑花マスターの育成

(仮称)緑花講習会や専門の指導員から学んだ緑花知識を蓄積した区民や事業者が、今度は新たに活動を始める区民に対して緑花指導をしていく(仮称)緑花マスターの育成を検討していきます。

なお、この緑花マスターが、今後の区内の緑花活動を先導していく仕組みも併せて検討していきます。

(5) (仮称)緑花まちあるきの開催

区民が、地域の魅力を発見し、花や緑に対して愛着を深め、緑花活動に参画していく人を増やすことを目的とし、区は、花や緑の魅力スポットを散策する「(仮称)緑花まちあるき」を、区民向けに開催することを検討します。

このまちあるきは、区内の緑花活動(緑のカーテンづくり・花と緑の名所づくり・街なか花壇事業・荒川バラの会によるバラの手入れ・グリーンサポーターによる街の美化活動・その他の緑花活動)の場所を中心に見て回ることで、緑花活動を進める区民・事業者等が、参加者に活動内容や魅力を紹介する機会にします。

このような取組を通して、参加者が、緑花活動を応援・賞賛したり、互いに意見交換を行うことにより、緑花活動にかかわる人のやる気を喚起させ、活動を一層活発にしていくという良好なサイクルをつくっていきます。また、緑化活動を活性化し、花や緑でまちあるきの魅力をさらに高めることで、歩いて楽しいまちづくり⁴⁻¹²を進めていきます。



図 4-3 : 緑花活動の活性化の試み

4-12 : 歩いて楽しいまちづくり

「環境交通政策有識者会議」において提案された荒川区が進める環境交通の目標の一つ。「環境交通」とは、環境的に持続可能な交通 (EST : Environmentally Sustainable Transport) の略称で、自動車に頼り過ぎない暮らしをすることで、CO₂削減や健康づくり、まちの賑わいの創出にもつながる交通の取組のこと。

(6) 事業者の参画による緑花事業の促進

区は、区内の商店や工場、事業所など、事業者が社会貢献の一環として行う花や緑の普及・啓発、資材・人材や経費等の提供を促進していきます。また、こうした事業者活動の機会の確保や命名権の付与等の支援を検討します。

(7) 花や緑の普及・啓発事業の拡充

花や緑にかかわる情報の発信

季節毎の花と緑の名所の魅力・イベント情報や、花や緑にかかわる区民活動の情報を、区報、ホームページ、ケーブルテレビ等を用いて発信していきます。特に、ホームページは逐次更新を図り、最新の情報を区民に伝えていきます。

花や緑を通じた他都市との交流

荒川区は、埼玉県秩父市や千葉県大多喜町等のみどり豊かな都市と交流を進めています（国内18都市、海外3都市）。そこで、これらの都市の花や緑を巡るツアー等の開催や、ゆかりのある花や緑を公園に取り入れるなど、交流を通じて花や緑への関心を高めるとともに、交流都市の森林保全によるカーボンオフセットへの取組などにも努めていきます。



写真 4-31：鴨川市から寄贈されたバラ
(都電三ノ輪橋電停)



写真 4-32：福島市から寄贈された天津水蜜桃
(荒川公園)

2 取組の体制づくり

区民の様々な要請に応え、花や緑のまちづくりを進めていくため、積極的かつ柔軟な取組を行えるよう、区と区民と事業者の3者がパートナーとして協働できる健全な体制をつくっていきます。

また、花や緑のまちづくりの取組を計画的かつ効果的に推進していくため、荒川区のみどりの実態等の基礎的な情報を蓄積・整理します。

(1) 関係組織の充実

みどりを守りつくる施策には庁内の多くの部署がかかわっているため、庁内で密接な情報交換を行ったり、連絡・調整を図ることが必要です。このため、庁内の関係各課による横断的な進行管理体制づくりを検討します。

(2) 区民等の協力組織の育成

緑花活動を行っているグリーンサポーター、荒川バラの会、街なか花壇への参加者を増やすなど、活動を活発化するとともに、その他の区民団体、自然・みどりの愛好サークル、町会、自治会、商店会等の協力組織との連携を一層強化していくため、広報誌の作成、連絡会の開催、団体同士の意見交換の場の設置等、区民の緑花活動への参加・協力を円滑に進めるための組織づくりに努めます。

(3) 規範の充実

区内の花や緑にかかわる施策・事業の拡大、助成の充実を進めるため、関係条例・要綱を見直していくとともに、開発時に、本計画の方針に沿って花や緑が創出されるよう、公共施設や民間施設の緑化指導の充実を図るため、緑化指導指針の作成を検討します。

(4) みどりにかかわる調査の充実・企画の検討

緑被の分布や量等、荒川区のみどりの実態を把握するため、「緑の実態調査」をこれまで4回実施してきました。本調査を受け、施策の見直し、みどりの確保目標量の検討等を行っていくため、今後も緑の実態調査を実施していきます。

また、施策の充実を図るため、緑の実態調査に加えて必要な調査等⁴⁻¹³も積極的に進めていきます。

4-13：施策の充実を図るために必要な調査等の例

みどりの現況の把握・意向調査

自然環境調査 / 公共施設緑化状況 / 民間施設緑化状況 / 大規模施設緑化状況 / 保護指定樹木・樹林・生けがき調査 / 公園利用状況 / 子どもの遊び調査 等

計画の作成

名所づくり計画 等

緑化・管理の方針づくり

緑化のデザインガイド / 名所づくりのためのガイドライン / みどりの管理方針

(5) 区民・事業者の参画のプログラムづくり

荒川区を花と緑が豊かなまちとしていくためには、区と区民と事業者の3者のパートナーとしての協働が不可欠です。

花や緑づくりにかかわる事業を展開する際、区と区民と事業者は、場所・資材・人材等の提供に関しては、それぞれが互いに連携して実施していきます。また、区は、区民や事業者の積極的な活動を支援するため、活動の場や機会の提供等も併せて検討していきます。

また、一人でも多くの人々が活動にかかわれるようPRし、花や緑のまちづくりにかかわる区民団体の登録者数を増やしていきます。

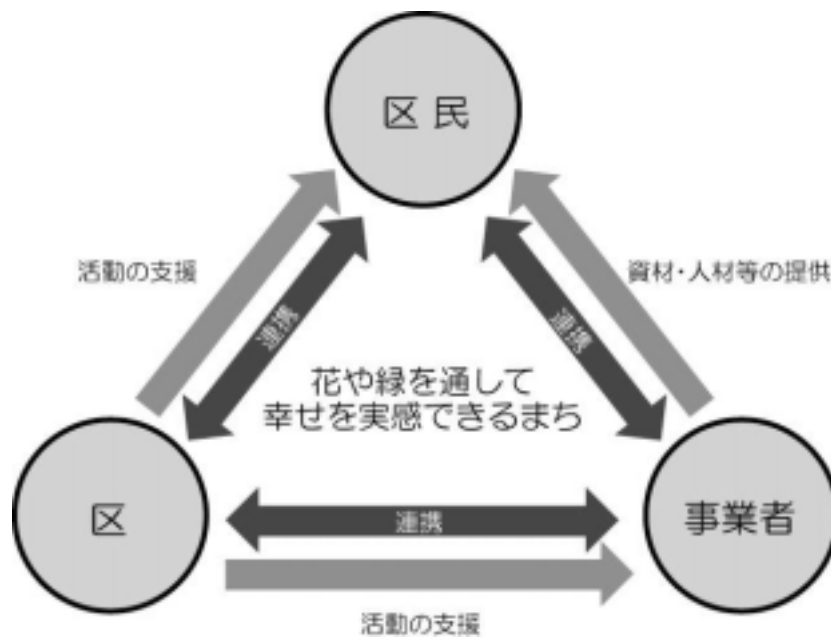


図 4-4：区・区民・事業者の3者協働のまちづくりの概念



写真 4-33：事業者による緑化事例（荒川地域）

3 管理の充実

質の高い花や緑を維持していくため、花や緑のまちづくりにかかわる区・区民・事業者のそれぞれが緑花技術の向上を図っていくとともに、管理体制や管理方針を確立していきます。

(1) 公園等の管理の充実

安全・安心な公園等の管理

公園等をだれもがいつでも安全に、そして安心して利用できるよう、巡回点検を強化するとともに、地域による見回りや子どもの見守り活動などを推進していきます。特に、幼児や児童の事故を防止するために、遊具等の点検は定期的を実施します。

清潔で快適に利用できる公園等の維持

公園等を清潔に維持し、利用者が快適に過ごせる空間を確保するために、現行の清掃体制を維持することに加え、地域の協力による公園等連絡員制度やグリーンサポーター制度等を活用して、清掃体制の強化を図ります。また、近年は、犬の散歩利用やノラ猫やハトへの餌やりなど、利用者のマナーを巡る様々な問題も生じているため、地域との連携を図りながら、より利用しやすい空間となるよう取組を進めていきます。

新たな維持管理手法の導入の検討等

利用者の視点に立った魅力やサービスの向上を目指し、整備・管理運営とその結果の評価により継続的な改善を行うパークマネジメントの導入を検討していきます。

また、公園等の適切な管理のため、公園台帳や維持管理体制を充実させていきます。

(2) 民有地緑化の支援

民有地のみどりをつくり育てるため、生けがき造成助成や屋上・壁面緑化の助成を継続するとともに、保護指定樹木・樹林・生けがき等の保全にかかる管理費の補助や樹木保険等の必要な措置を講じていきます。また、民有地の花や緑を質の高いものにしていくため、緑化指導における管理の指導や助成制度の充実を図っていきます。緑化指導の一環として、区民向けに、花や緑の育成管理指導のため(仮称)緑花講習会を開催していきます。

緑花活動の団体に対しては、行政機関が基金を拠出し、一般の募金により拡充していく都市緑化基金の創設等も視野に入れながら、資金面での緑花の活動の支援も検討していきます。また、団体が、一般に公募されている補助金や助成金制度を活用した活動が進められるよう、制度の紹介にも努めます。

(3) 公共緑化管理体制の充実

公共施設のみどりは、地域のみどりのランドマーク的存在となり、地域の方々に花やみどりの魅力を伝えていくとともに、民間施設の緑化を先導していくという重要な役割を持っています。このため、庁内に管理専任部署の設置を検討し、公共施設のみどりの管理方針を定め管理台帳に整理していきます。

第5章 地域別方針



第5章 地域別方針

地域別方針は、みどりの将来像である「花と緑を通じて幸せを実感できるまち」の実現に向けて、みどりと土のネットワーク形成方針や各施策の実効性を高める方策の一つとして、地域の特性に応じて、各地域ごとの具体的な方針を定めるものです。以下に地域別方針の構成と各地域における方針を示します。

地域別方針の構成

1 地域区分

地域区分は、区民の日常生活圏、花と緑づくりの取組の一体性や実効性等を考慮し、上位計画である荒川区都市計画マスタープランに示す地域区分である8地域を設定します。

表 5-1：地域別方針の地域区分と概要(平成 20 年 5 月現在)

荒川区基本計画における区分	地域別方針の地域区分	面積	人口	世帯	人口密度
南千住	(1)南千住東地域	145.9 ha	16,161 人	7,178 戸	107.7 人/ha
	(2)南千住西地域	107.1 ha	21,002 人	10,74 戸	196.3 人/ha
荒川・町屋	(3)荒川地域	148.6 ha	29,914 人	14,934 戸	200.8 人/ha
	(4)町屋地域	131.9 ha	26,986 人	12,934 戸	204.4 人/ha
尾久	(5)東尾久地域	151.4 ha	24,774 人	12,217 戸	164.1 人/ha
	(6)西尾久地域	117.8 ha	25,012 人	12,017 戸	212.0 人/ha
日暮里	(7)東日暮里地域	107.0 ha	21,628 人	11,648 戸	202.1 人/ha
	(8)西日暮里地域	110.3 ha	17,302 人	9,456 戸	157.3 人/ha



図 5-1：地域別方針の地域区分

2 みどりにかかわる現況・課題の項目

地域ごとのみどりにかかわる現況・課題は以下の内容を整理・図化します。

表 5-2: みどりにかかわる現況・課題の項目

項目	整理する内容 図化するもの	作図に用いた基データの作成年次・作成主体等
緑被率 みどり率	・緑被率・みどり率とそれらの内訳（緑被率は樹木被覆地率・草地率・屋上緑化率を合わせたもの、みどり率は緑被率に公園内の緑で被われていない部分と水面を合わせたもの） <u>緑被率の等級図</u>	緑被（樹木被覆地・草地・屋上緑化）・・・平成 19 年/ 荒川区
公園 児童遊園等	・みどりと土のネットワークの形成方針に示したみどりの拠点、近隣公園、街区公園、児童遊園の整備状況・個所数（小学校区に街区公園 1 か所、児童遊園 3 か所が基準） <u>都立公園、区立公園(区)、児童遊園(児)、グリーンスポット(グ)、広場(広)、遊び場(遊)の分布（カッコ内は図中の表現）</u> ・誘致距離を、児童遊園 100m、街区公園 250m、近隣公園 500mに設定した場合の公園・児童遊園の充足状況 <u>公園と児童遊園の誘致圏図</u> 近隣公園については、みどりの拠点となる公園（誘致距離は、便宜的に近隣公園と同様の 500mと設定）を含めた充足状況を検証した。 ・都市計画公園の優先整備区域（平成 18～27 年）の名称・内容等 <u>該当する区域の個所</u>	都立公園、区立公園、児童遊園、グリーンスポット、広場、遊び場・・・平成 20 年/ 荒川区
土地利用	・土地利用の状況 <u>土地利用図</u> ・公共用地・商業用地・住宅用地・工業用地・公園等・道路鉄道等・水域・その他の割合	土地利用の状況・・・平成 18 年 / 東京都
保護樹木等	・荒川区みどりの保護育成条例に基づく保護樹木等の指定状況 <u>指定樹木・樹林の分布</u>	保護樹木等・・・平成 19 年/ 荒川区
スーパー堤防 緩傾斜型堤防	・スーパー堤防・緩傾斜型堤防の整備状況 <u>整備済みの個所</u>	スーパー堤防・緩傾斜型堤防の整備状況・・・平成 20 年/ 荒川区
街路樹 都電沿線のバラ等	・街路樹の整備状況 <u>整備済みの路線の個所</u> ・都電沿線のバラの整備状況	街路樹等の整備状況・・・平成 20 年/ 荒川区
優先整備路線	・優先整備路線（平成 16～27 年度）の名称・内容等 <u>該当する路線の個所</u>	優先整備路線の状況・・・平成 20 年/ 荒川区
散歩道のコース	・区が設定する散歩道のコースの名称・内容等 <u>設定しているコースの個所</u>	散歩道のコース・・・平成 18 年 / 荒川区
市街地整備事業を 施行する地域	・市街地整備事業を施行する地域の名称・内容 <u>指定している地域の位置</u>	市街地整備事業の施行予定の状況・・・平成 20 年/ 荒川区
総合危険度が高い 地域 （ランク 4 以上）	・「総合危険度」がランク 4 以上となる町丁目 <u>総合危険度ランク図（五つにランク分け）</u> 総合危険度とは、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を一つの指標にまとめたもので、町丁目ごとに 5 ランクに分けて評価している。	総合危険度が高い地域・・・平成 20 年/ 東京都(地震に関する地域危険度測定調査(第 6 回)による)
区民活動の拠点	・街なか花壇、荒川バラの会の活動団体数・参加人数等 <u>活動の拠点</u>	区民活動の実績・・・平成 20 年 / 荒川区

「国道・都道・一般道路」「鉄道」「学校」「小学校区」「水域」は参考図化

3 地域別のみどりにかかわる方針

みどりにかかわる現況・課題を受け、地域別方針は、施策を展開するエリアや個所、主な施策、具体的な方針を整理します。整理・図化の主な視点は以下のとおりです。

(1) 近隣公園・街区公園・児童遊園の整備指針

小学校区ごとに街区公園は1か所(標準面積 2,000 m²)、児童遊園は3か所(標準面積 500 m²)を配置していくことを目標として、整備状況や誘致圏から優先的に整備していく区域・整備量を示します。また、近隣公園については、充足状況に加えて総合危険度にも配慮して配置すべき区域を検討しました。

(2) 全区・日常生活レベル名所づくりの指針

みどりと土のネットワーク形成上、みどりの拠点となる隅田川沿いの四つの公園(汐入公園・荒川自然公園・尾久の原公園・荒川遊園)に加え、改修が予定されている西日暮里公園や新規整備予定の(仮称)宮前公園は、全区レベルの花と緑の名所としていくこととし、それぞれの公園の位置付けや名所に向けてのテーマ等を示します。

また、近隣公園、街区公園・児童遊園・グリーンスポット・遊び場や広場、保護樹木、区民活動の拠点、街路等は、日常生活レベルの名所づくりのスポット・みちとしていくため、該当する個所を図示します。

(3) みどりの軸づくりの整備指針

みどりと土のネットワーク計画図において「みどりの軸(台地のみどり軸・水辺の軸・街のみどりの軸・幹線並木網)」に示したものについて、地域ごとの現状を精査し、今後整備していく個所を明示します。特に、幹線並木網については、今後、街路樹や植栽帯の整備が期待できる「優先的に整備する路線」に位置付けられた路線を抽出し、方針を示します。

(4) 市街地整備事業に伴い確保するみどりの整備指針

市街地整備事業を施行する地域に指定されているエリア・個所は、事業に伴いまとまったみどりを確保できる可能性が高いことから、それらのエリア・個所を図示し、その方針を示します。

(5) レクリエーション機能を高めるみどりの整備方針

荒川区には、区が設定したまちあるきのための四つの散歩道があります。今後も一層、利用を活性化させるため、散歩道の周辺環境の魅力を高めるための緑化方針を示します。

地域別方針



図 5-2 : 地域別方針の地域区分

- ① 南千住東地域 p.106
- ② 南千住西地域 p.110
- ③ 荒川地域 p.114
- ④ 町屋地域 p.118
- ⑤ 東尾久地域 p.122
- ⑥ 西尾久地域 p.126
- ⑦ 東日暮里地域 p.130
- ⑧ 西日暮里地域 p.134

1 南千住東地域

古くは、水陸の輸送拠点として栄えた地域であり、大規模工場が立地していましたが、戦後は工場の移転が続き、その跡地等において大規模な再開発が行われました。現在は、隅田川のスーパー堤防や公園、街路樹等が整備され、水辺空間と一体的となったみどり豊かな住環境が形成されています。



図 5-3：南千住東地域の緑被率

表 5-3：南千住東地域のみどりにかかわる現況・課題

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：17.4%（樹木被覆率 9.1% + 草地率 8.0% + 屋上緑化率 0.3%）</p> <p>みどり率：32.9%（緑被率 17.4% + 公園内の緑で被われていない部分 3.9% + 水面 11.6%）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模開発に伴い整備した汐入公園のある南千住八丁目をはじめ、地域内は、比較的緑被率が高い。
公園・児童遊園等	<p>みどりの拠点となる公園：1か所（汐入公園・126,485 m²） 近隣公園：1か所（15,038 m²） 街区公園：1か所（2,434 m²） 児童遊園：1か所（686 m²）</p> <p>小学校区：2地区（第三瑞光小学校区は、本地域に含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 二つの小学校区に街区公園や児童遊園を充足していくため、今後は約 4,000 m²を整備していく必要がある。 都市計画公園南千住公園（瑞光橋公園）は整備済みである。
土地利用	<p>公共用地：11.1%、商業用地：4.7%、住宅用地：11.3%、工業用地：4.7%、公園等：9.5%、道路・鉄道等：34.5%、水域：13.0%、その他：11.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> JR 貨物隅田川駅が地域の多くを占めており、鉄道・道路等の占める割合が高い。 隅田川沿いに広大な汐入公園があり、公園が高い整備水準にある。 他の地域と比べると商業・住宅用地は占める割合が小さい。
保護樹木等	なし
スーパー堤防 緩傾斜型堤防	<p>約 2,210m</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパー堤防・緩傾斜型堤防化はおおむね完成しているが、南千住七丁目では、一部の区間で未整備となっている。 瑞光橋公園南側でスーパー堤防（127m）が事業中である。
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>補助 322 号線（ドナウ通り） 補助 321 号（やまざくら通り）等</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な再開発に伴い整備された道路のほぼ全路線に街路樹が植栽されている。
優先整備路線	<p>補助 321 号線、補助 189 号線</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助 321 号線（延長 430m、幅員 25m）が現在整備中である。 補助 189 号線（延長 720m、幅員 20m）が拡幅予定である。
散歩道のコース	<p>水辺と緑のコース（約 5.8km）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要ルートは「南千住駅」「汐入せせらぎ広場」「瑞光橋公園」「石浜神社」「都立汐入公園」「胡録神社」
市街地整備事業を 施行する地域	<p>市街地再開発事業（第二種） 住宅市街地総合整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 白鬚西地区の市街地再開発事業が事業中である。 南千住地区住宅市街地総合整備事業が事業中である。
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	なし
区民活動の拠点	街なか花壇：3 団体（28 人）

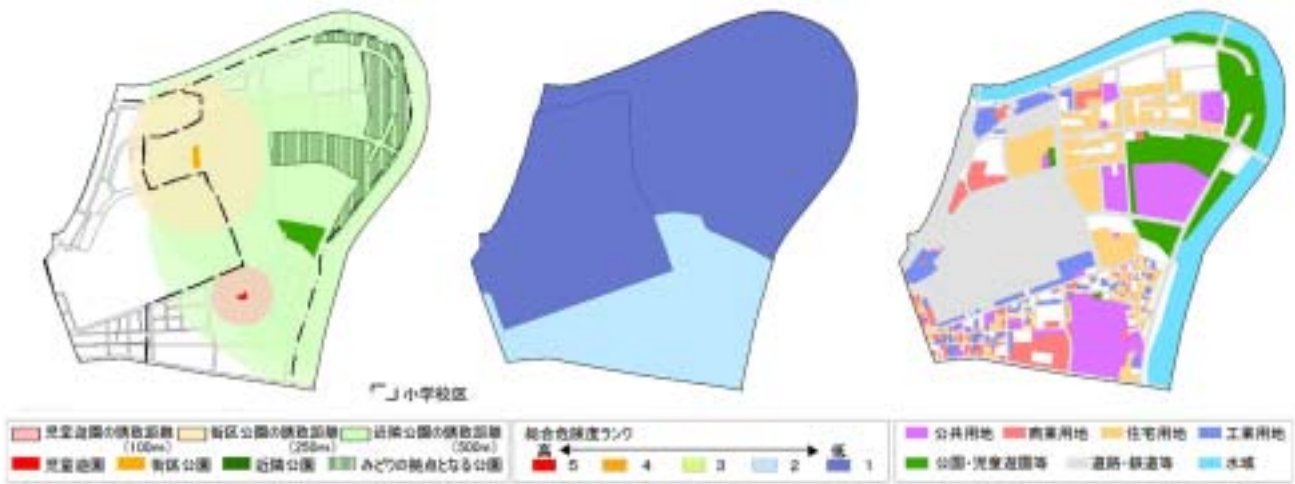


図 5-4：南千住東地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-5：南千住東地域の現況

【南千住東地域の方針】

隅田川の水辺に広がる大規模な公園を中心に、道路の並木網や住宅地のみどりと一体となったゆとりある景観づくりを更に進めていきます。このため、未整備のスーパー堤防や道路の緑化を進めるとともに、身近な公園・児童遊園についても開発の機会をとらえて引き続き整備を推進します。

また、街の魅力づくりのため、街なか花壇などを積極的に活用し、区民が日常的に憩える心のよりどころとなる名所をつくり育てていきます。

表 5-4：南千住東地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
汐入公園	<ul style="list-style-type: none"> 都立公園の整備促進 区の顔となる公園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、一層の利用が図られ、区の顔となる公園としていくため、植栽の健全な生育に留意した管理を、東京都に要請していく。
瑞光橋公園	<ul style="list-style-type: none"> 花のスポットによる名所づくり 生き物とのふれあいスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の入江を活用した水辺の植物・生きものの観察スポット、区民に親しまれる花のスポットづくり等を進める。
汐入せせらぎ広場	<ul style="list-style-type: none"> 花のスポット・花のみちによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 街なか花壇などを活用して、区民に親しまれる花のスポット・みちづくりを進める。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園・児童遊園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園や児童遊園が充足していないエリアでは、今後整備を進め、日常的に区民が親しむ名所としていく。
水辺と緑のコース	<ul style="list-style-type: none"> 緑花のイベントの開催 接道部緑化の促進 民間施設の緑化の推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> 散歩道「水辺と緑のコース」の接道部や、周辺の民有地、その他の施設において緑花による修景を図っていく。また、コースを利用した緑花イベントも積極的に行っていく。
補助 189 号線 補助 321 号線	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 補助 321 号線の新設、補助 189 号線の拡幅の事業にあわせて道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図る。
隅田川沿い (南千住東地域)	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の水辺のプロムナードづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在事業中である瑞光橋公園の南側のスーパー堤防化をすすめ、水辺のプロムナードとして親水空間をつなげていく。
白鬚西地区 南千住地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 白鬚西地区は市街地再開発事業、南千住地区住宅市街地総合整備事業の施行にあわせて、可能な限りまとまったみどりを確保していく。
南千住駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 駅前緑化の推進 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 南千住駅前が南千住東地域の顔となるよう、駅前広場の緑化や周辺の緑化スペースを確保し、併せて駅前周辺の美化を図っていく。



図 5-6：南千住東地域の方針

2 南千住西地域

江戸時代は、千住の宿場として栄えた地域であり、明治以降は大規模な工場が立地しました。近年、隅田川沿いの工場跡地の大規模開発により、水辺空間と一体的な住環境が形成されています。一方で、建物が密集した市街地では、総合危険度が高い地区が多いものの、狭い空間を利用し区民がつくりだす地先園芸や街なか花壇、三ノ輪橋停留場周辺のバラなどが魅力的な地域です。



表 5-5：南千住西地域のみどりにかかわる現況・課題

図 5-7：南千住西地域の緑被率

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：11.8% (樹木被覆率 9.6% + 草地率 2.0% + 屋上緑化率 0.2%)</p> <p>みどり率：15.8% (緑被率 11.8% + 公園内の緑で被われていない部分 0.5% + 水面 3.5%)</p> <p>・川沿いの南千住六丁目は緑被率が高いが、川から離れた南千住一・二・五丁目は低い水準にある。</p>
公園・児童遊園等	<p>近隣公園：1か所 (6,159 m²) 街区公園：1か所 (1,091 m²) 児童遊園：9か所 (3,084 m²) 小学校区：2地区 (瑞光小学校区は、本地域に含む)</p> <p>・隅田川沿いに天王公園 (近隣公園) が整備されている。</p> <p>・二つの小学校区に街区公園や児童遊園を充足していくため、今後は約 3,000 m²、2か所程度を整備していく必要がある。</p>
土地利用	<p>公共用地：9.4%、商業用地：12.7%、住宅用地：31.6%、工業用地：7.2%、公園等：4.2%、道路・鉄道等：22.9%、水域：3.9%、その他：8.1%</p> <p>・隅田川沿いは民間の大規模開発により水辺空間と一体的な住環境が形成されている。</p> <p>・都電三ノ輪橋停留所付近 (南千住一・五丁目) は、住商工用途が混在している。</p> <p>・住宅用地の割合が高い。</p>
保護樹木等	円通寺・西光寺・日慶寺・浄閑寺等の社寺境内の樹木 等
スーパー堤防 緩傾斜型堤防	<p>約 235m</p> <p>・南千住八丁目の一部でスーパー堤防が整備されている。</p> <p>・南千住七丁目の一部でスーパー堤防 (40m) が事業中である。</p>
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>放射 12 号線 (日光街道) 環状 4 号線 (明治通り) 等</p> <p>・三ノ輪橋停留場の広場をはじめ、バラによる都電沿線の修景は、荒川区を代表する名所になっている。</p>
優先整備路線	<p>補助 107 号線、補助 189 号線、補助 331 号線</p> <p>・補助 107 号線 (延長 420m、幅員 15・25m) が現在整備中である。</p> <p>・補助 189 号線 (延長 720m、幅員 20m) が拡幅、補助 331 号線 (延長 230m、幅員 25m 程度) が新設予定である。</p>
散歩道のコース	<p>歴史と文化コース (約 3.7km)</p> <p>・主要ルートは「南千住駅」「延命寺・小塚原刑場跡」「回向院」「素盞雄神社」「円通寺」「都電三ノ輪橋停留場」「浄閑寺」</p>
市街地整備事業を 施行する地域	<p>市街地再開発事業 (第一種)</p> <p>・南千住西口駅前地区の市街地再開発事業が事業中である。</p>
総合危険度が高い地域 (ランク 4 以上)	南千住一・五・六・七丁目
区民活動の拠点	<p>荒川バラの会：三ノ輪橋班 (27 人) 街なか花壇：5 団体 (58 人)</p> <p>・三ノ輪橋停留場のバラ花壇の一部は、荒川バラの会が手入れしている。</p>



図 5-8：南千住西地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-9：南千住西地域の現況

【南千住西地域の方針】

都電沿線のバラやまちあるきの散歩道沿いにある歴史的・文化的資源 貴重な樹木などを活用した名所づくりを進めるとともに、地先園芸などの区民がつくる身近な生活空間の花や緑が一体となった魅力ある街並みを形成します。

また、みどりの確保や防災性の向上の観点から、隅田川から離れたエリアを中心に近隣公園などの公園等を積極的に確保していきます。

表 5-6：南千住西地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
天王公園	・花のスポットによる名所づくり	・災害時の一時集合場所としての機能を高めるとともに、日常的には、区民に親しまれる花のスポットとしていく。
近隣公園を確保していくエリア	・区立公園の整備 ・花のスポットによる名所づくり	・近隣公園が充足しておらず、総合危険度も高い南千住五丁目付近では、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	・区立公園・児童遊園の整備 ・花のスポットによる名所づくり	・街区公園や児童遊園が充足していない南千住二・五・六・七丁目を中心に、整備を進める。また、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
歴史と文化コース (南千住西地域)	・緑花のイベントの開催 ・接道部緑化の促進 ・民間施設の緑化の推進 等	・散歩道「歴史と文化コース」の接道部や、周辺の民有地、その他の施設において緑花による修景を図っていく。また、コースを利用した緑花イベントも積極的に行っていく。
保護樹木 等	・保護樹木等の保全対策の強化 ・歴史的スポットによる名所づくり	・現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
都電沿線 (南千住西地域)	・軌道敷の緑化の推進 ・都電のバラ街道づくり	・沿線のバラの植栽の充実、芝生等による軌道敷の緑化、沿道の民有地の緑化を進め、一体的な花と緑の空間の創出により、都電沿線のみどりの魅力を高める。
補助 107 号線(千住間道) 補助 189 号線 補助 331 号線	・道路の緑化の推進 ・花のみちによる名所づくり	・補助 189 号線の拡幅、補助 107・331 号線の新設の事業に合わせて道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図る。
放射 12 号線地区	・市街地整備事業に伴うみどりの確保	・民間開発などの機会等をとらえ、道路沿いの緑化を推進していく。
隅田川沿い (南千住西地域)	・隅田川の水辺のプロムナードづくり	・現在事業中である南千住七丁目地区のスーパー堤防化を進める。また未整備地区についても開発に合わせてスーパー堤防化を進め、水辺のプロムナードとして親水空間をつなげていく。
南千住駅周辺	・駅前緑化の推進 ・市街地整備事業に伴うみどりの確保	・南千住駅前が南千住西地域の顔となるよう、市街地再開発事業などの街づくりに伴い緑化スペースの確保し、併せて駅前周辺の美化を図っていく。



図 5-10：南千住西地域の方針

3 荒川地域

かつての集落地である旧三河島村を中心として周辺に広がった市街地であり、多くの工場や商店が立地しています。幹線道路沿いは、開発に伴い建物の高層化が進んでいますが、幹線道路から入ったエリアでは建物が建て込んでおり、狭い空間を利用した地先園芸が見られる路地空間を残しています。公園は、隅田川沿いや区役所周辺を中心に比較的多く配置されており、都電沿線のバラを含めて花と緑の名所となるスポットを有しています。



表 5-7：荒川地域のみどりにかかわる現況・課題

図 5-11：荒川地域の緑被率

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：14.2%（樹木被覆率 12.5% + 草地率 1.5% + 屋上緑化率 0.2%）</p> <p>みどり率：18.3%（緑被率 14.2% + 公園内の緑で覆われていない部分 2.0% + 水面 2.1%）</p> <p>・荒川二・八丁目は、面積規模の大きい荒川自然公園や近隣公園の荒川公園が整備されており、緑被率が高い。</p>
公園・児童遊園等	<p>みどりの拠点となる公園：1か所（荒川自然公園・56,925㎡） 近隣公園：1か所（14,707㎡） 街区公園：8か所（12,751㎡） 児童遊園：9か所（3,635㎡）</p> <p>小学校区：4地区（第六瑞光・峡田小学校区は、本地域に含む）</p> <p>・隅田川沿いに荒川自然公園、中央部に荒川公園（近隣公園）が整備されている。</p> <p>・近隣公園、街区公園は、おおむね地域に充足している。</p>
土地利用	<p>公共用地：15.1%、商業用地：9.3%、住宅用地：32.4%、工業用地：9.4%、公園等：7.2%、道路・鉄道等：17.8%、水域：1.2%、その他：7.6%</p> <p>・住商工用途が混在する地域で細街路が多く見られる。</p> <p>・住宅用地は高い割合である。</p> <p>・官公署が集積していることから、公共用地の占める割合が高い。</p> <p>・三河島水再生センターの上を利用した荒川自然公園が広い面積を占めている。</p> <p>・幹線道路沿いは、マンションの建設が進んでいる。</p>
保護樹木等	浄正寺・泊船軒等の社寺境内の樹木、民地内の樹木 等
スーパー堤防 緩傾斜型堤防	<p>約 125m</p> <p>・三河島水再生センター沿いで緩傾斜型堤防（202m）が事業中である。</p>
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>尾竹橋通り、明治通り、サンパール通り 等</p> <p>・都電が地域を縦断している。バラによる都電沿線の修景は荒川区を代表する名所となっている。</p>
優先整備路線	<p>補助 90 号線、環状 4 号線</p> <p>・補助 90 号線（延長 1,200m、幅員 25m 程度） 環状 4 号線（延長 450m、幅員 35m 程度）は優先整備路線に指定されている。</p>
散歩道のコース	なし
市街地整備事業を 施行する地域	<p>密集住宅市街地整備促進事業</p> <p>・町屋駅前東・西・南・中央地区の市街地再開発事業は完了している。</p> <p>・荒川二・四・七丁目地区、荒川五・六丁目地区は、密集住宅市街地整備促進事業地区に指定されている。</p>
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	荒川一・二・三・四・五・六・七丁目
区民活動の拠点	街なか花壇：5 団体（58 人）



図 5-12：荒川地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-13：荒川地域の現況

【荒川地域の方針】

荒川自然公園や隅田川の水辺、都電沿線のバラ、荒川公園、更に周辺に立地する公共用地のみどりを充実・連携させて、花と緑豊かな街並みを形成します。一方、建物が密集する市街地では、地先園芸のみどりや身近な公園や児童遊園、道路などでの緑花活動を活発にして、生活空間のみどりの魅力の向上を図ります。

表 5-8：荒川地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
荒川自然公園	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の整備 公園等の改修 区の顔となる公園づくり 緑花のイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 区民の多様なレクリエーションや災害時の避難などへの対応を図れるみどりの拠点として、三河島水再生センター処理施設の改造時に合わせて、第4期エリアの整備・拡張を促進していく。また、「多くの生き物が行き交う名所」となるよう、みどりの適正な管理を進めたり、「荒川区ホテルを育てる会」「NPO荒川の大き空にオオムラサキを飛ばす会」が行う生き物にかかわるイベントを継続し、園内の魅力向上を図る。
荒川公園	<ul style="list-style-type: none"> 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の一時集合場所としての機能を高めるとともに、日常的には、区民に親しまれる花の公園としていく。
保護樹木 等	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹木等の保全対策の強化 歴史的スポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
都電沿線 (荒川地域)	<ul style="list-style-type: none"> 軌道敷の緑化の推進 都電のバラ街道づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線のバラの植栽の充実、芝生等による軌道敷の緑化、沿道の民有地の緑化を進め、一体的な花と緑の空間の創出により、都電沿線のみどりの魅力を高める。
環状4号線 補助90号線	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 補助90号線拡幅の事業に合わせて、道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図る。特に、環状4号線は東京都の「緑の東京10年プロジェクト」に示す街路樹の倍増の計画と連携して進める。
藍染川通り	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 花のみちによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 街なか花壇を活用しながら、プランターで花による緑化を進めるなど、花が魅力の街路づくりを行う。
隅田川沿い (荒川地域)	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の水辺のプロムナードづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在事業中である三河島水再生センター沿いの緩傾斜型堤防化を進め、水辺のプロムナードとして親水空間をつなげていく。
荒川二・四・七丁目地区 荒川五・六丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 密集住宅市街地整備促進事業に伴い、効果的にみどりの空間を確保していく。
町屋駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 駅前緑化の推進 市街地整備事業に伴うみどりの確保 緑花のイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 町屋駅前が荒川地域の顔となるよう、駅前の街づくりに合わせて緑化スペースの確保に努めるとともに、駅前周辺の美化を図っていく。また、駅前では「(仮称)荒川バラの市」などのバラをテーマとしたイベントを開催し、区の観光名所である都電沿線のバラのPRに努める。

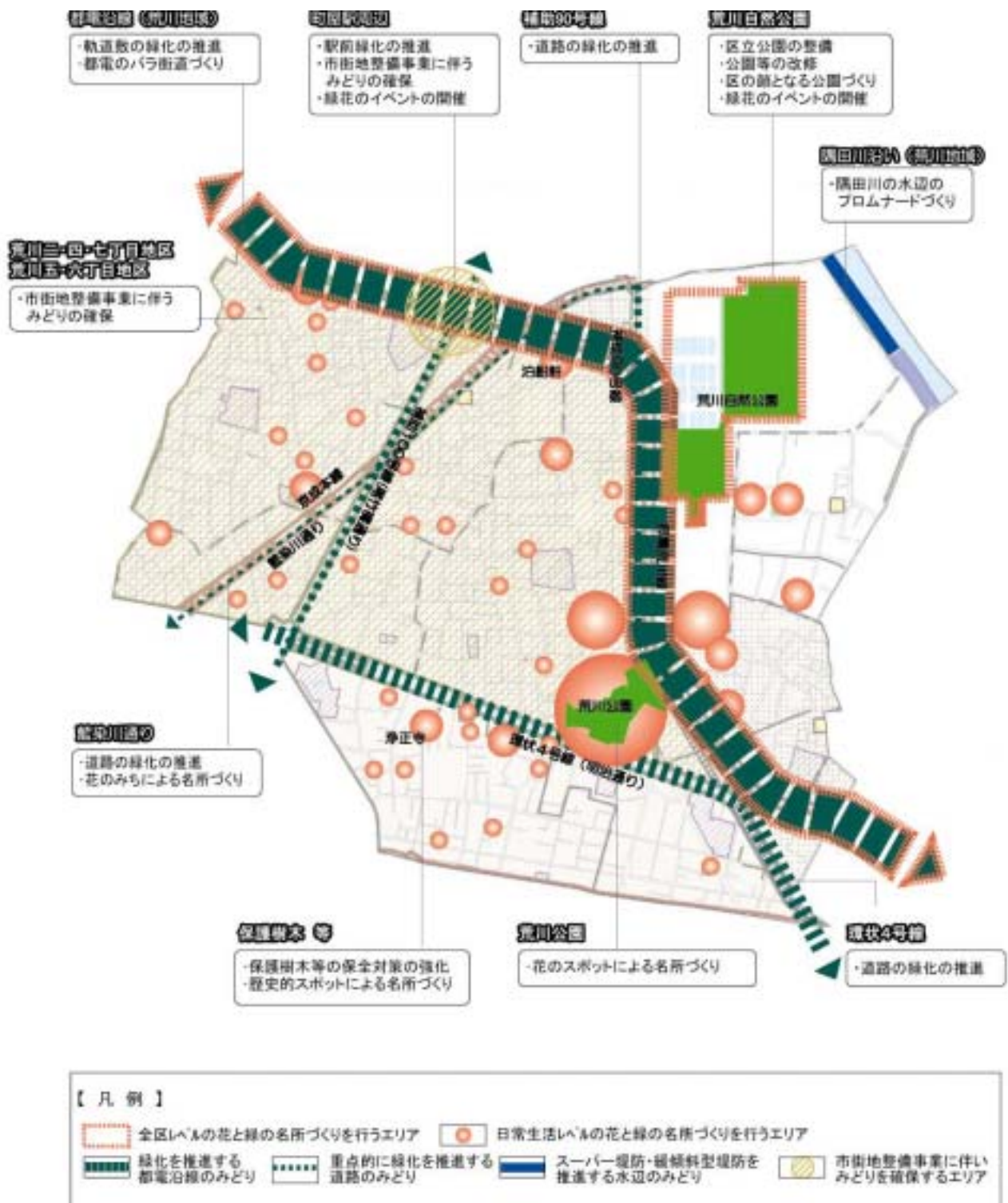


図 5-14 : 荒川地域の方針

4 町屋地域

かつての集落地である旧三河島の一部と周辺の田園地帯に形成された市街地であり、製造業が中心の工業地域でした。近年では工場等は減少し、特に、隅田川沿いや幹線道路沿いは、マンション等の建設が進んでおり、開発に伴うスーパー堤防整備も一部で行われています。一方で、住商工の建物が密集し、みどりが少なく、総合危険度が高いエリアでもあります。



図 5-15：町屋地域の緑被率

表 5-9：町屋地域のみどりにかかわる現況・課題

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：9.8%（樹木被覆率 8.5% + 草地率 1.2% + 屋上緑化率 0.1%）</p> <p>みどり率：20.4%（緑被率 9.8% + 公園内の緑で被われていない部分 0.7% + 水面 9.9%）</p> <p>・緑被率 9.8%は、区内でも低い方の水準である。</p>
公園・児童遊園等	<p>近隣公園：0 か所、街区公園：7 か所（12,340 m²）、児童遊園：15 か所（7,650 m²） 小学校区：3 地区</p> <p>・近隣公園は整備されていない。</p> <p>・町屋一・二丁目等の地域の南側では、街区公園・児童遊園が十分に整備されていない。</p>
土地利用	<p>公共用地：6.8%、商業用地：8.4%、住宅用地：33.6%、工業用地：13.6%、公園等：1.7%、道路・鉄道等：16.6%、水域：10.9%、その他：8.4%</p> <p>・住商工用途が混在する密集市街地で、細街路が多く見られる。</p> <p>・建物が密集する市街地では、家内工業が数多く点在しており、他の地域と比べると工業用地の割合が高い。</p> <p>・尾久橋通り沿いに商業用途が多く分布している。</p>
保護樹木等	民地内の樹木 等
スーパー堤防 緩傾斜型堤防	<p>約 237m</p> <p>・町屋五・六丁目の一部でスーパー堤防が整備されている。</p>
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>尾竹橋通り 等</p> <p>・都電が地域の南側を横断している。バラによる都電沿線の修景は、荒川区を代表する名所となっている。</p>
優先整備路線	<p>補助 193 号</p> <p>・補助 193 号線（延長 1,830m、幅員 15m）が優先整備路線に指定されている。</p>
散歩道のコース	なし
市街地整備事業を 施行する地域	<p>密集住宅市街地整備促進事業</p> <p>・町屋二・三・四丁目は、密集住宅市街地整備促進事業地区に指定されている。</p>
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	町屋一・二・三・四・五丁目
区民活動の拠点	街なか花壇：4 団体（34 人）

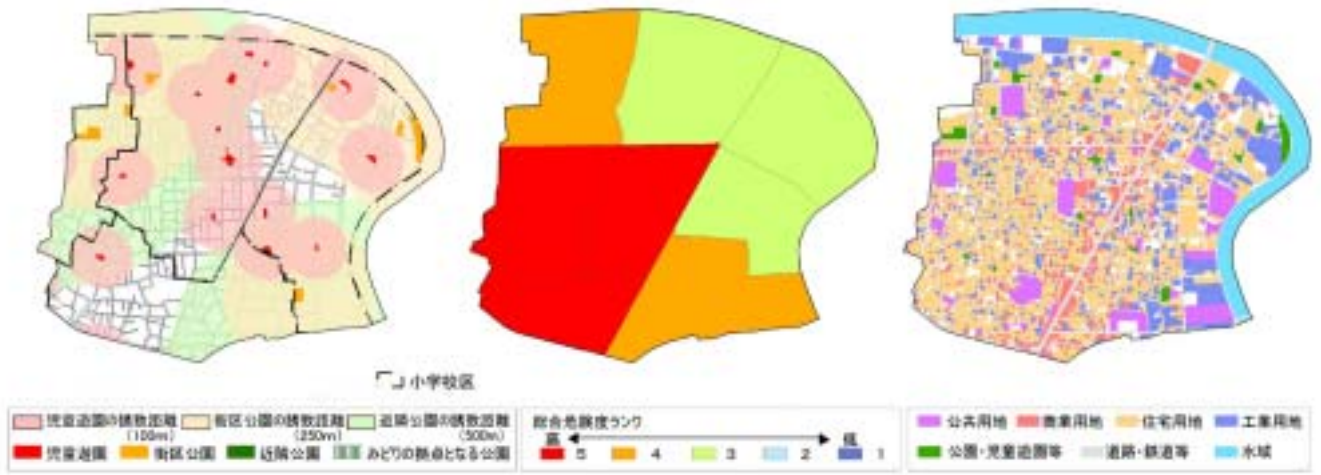


図 5-16：町屋地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-17：町屋地域の現況

【町屋地域の方針】

接道部の効果的な緑化や公園・児童遊園等を利用した街なか花壇などにより、潤いのある街並みづくりを進めるとともに、都電沿線のバラを活用しながら町屋駅前のみどりの充実とにぎわいの場の形成を図ります。

また、土地利用の転換等の機会をとらえて、積極的に公園等を整備してみどりの確保と防災性の向上を図るとともに、川沿いのスーパー堤防化を推進して水と緑が一体となった空間を形成していきます。

表 5-10：町屋地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
近隣公園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣公園が充足していない町屋七丁目付近では、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園・児童遊園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 総合危険度が高く、街区公園や児童遊園が充足していない町屋一・二丁目を中心に、整備を進める。また、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
保護樹木 等	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹木等の保全対策の強化 歴史的スポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
都電沿線 (町屋地域)	<ul style="list-style-type: none"> 軌道敷の緑化の推進 都電のバラ街道づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線のバラの植栽の充実、芝生等による軌道敷の緑化、沿道の民有地の緑化を進め、一体的な花と緑の空間の創出により、都電沿線の魅力を高める。
補助 193 号線 (旭電化通り)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 補助 193 号線の整備に合わせて、樹幹の大きい樹種を採用したり、植樹帯を整備する等、魅力ある街路形成を図る。
補助 90 号線地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 民間開発などの機会をとらえ、道路沿いの緑化を推進していく。
隅田川沿い (町屋地域)	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の水辺のプロムナードづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 開発に合わせて未整備地区におけるスーパー堤防化を進め、水辺のプロムナードとして親水空間をつなげていく。
町屋二・三・四丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 密集住宅市街地整備促進事業に伴い、効果的に緑の空間を確保していく。
町屋駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 駅前緑化の推進 市街地整備事業に伴うみどりの確保 緑花のイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 町屋駅前が町屋地域の顔となるよう、駅前の街づくりに合わせて緑化スペースの確保に努めるとともに、駅前周辺の美化を図っていく。また、駅前では「(仮称)荒川バラの市」などのバラをテーマとしたイベントを開催し、区の観光名所である都電沿線のバラのPRに努める。

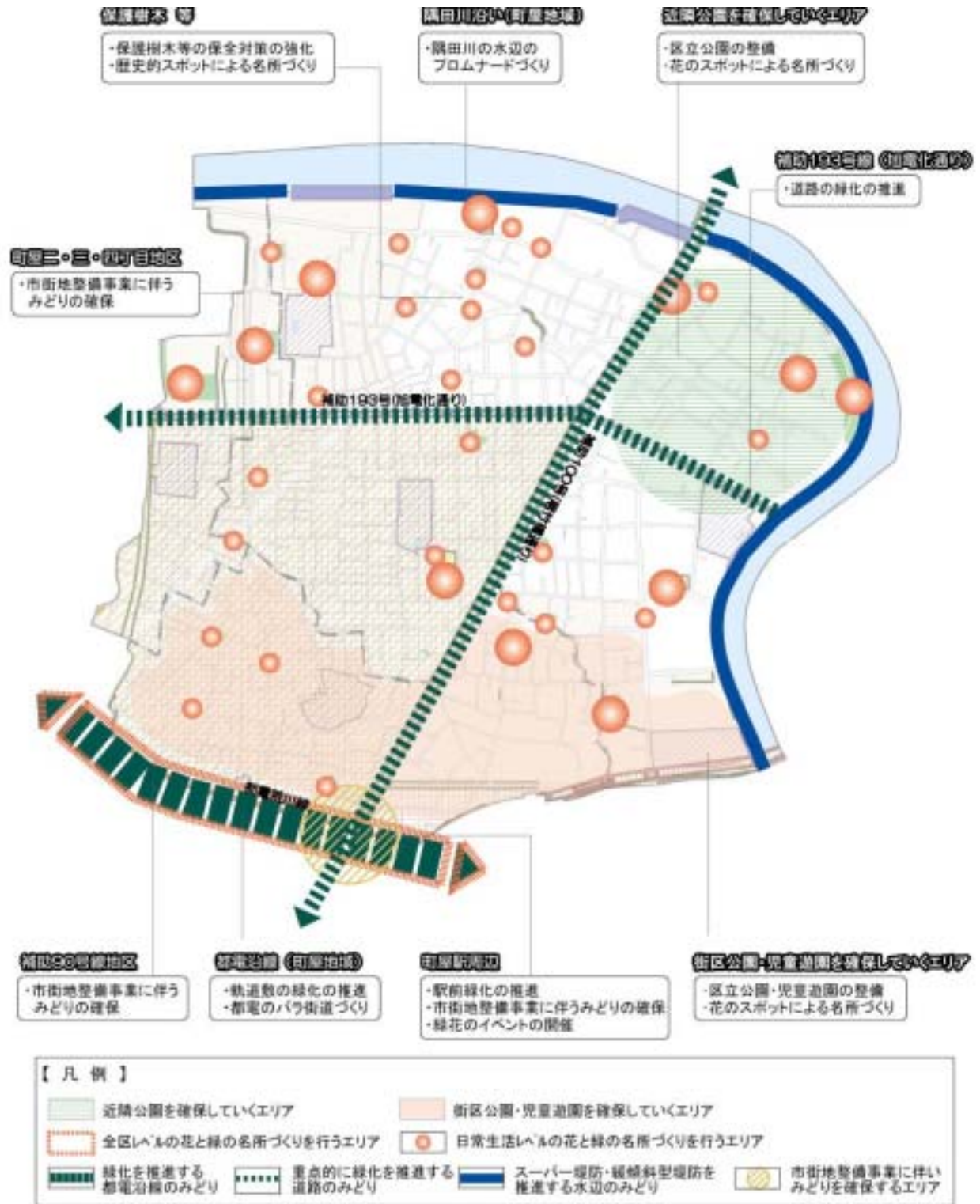


図 5-18：町屋地域の方針

5 東尾久地域

かつての集落地である旧尾久村を中心として発展してきた市街地です。地域を東西に横断する都電荒川線に加え、南北に縦断する日暮里・舎人ライナーも整備され、公共交通の充実した利便性の高い地域となっています。隅田川沿いの旭電化跡地には、大学や都立公園が整備され、スーパー堤防の整備も進み、みどりの多い区域となっています。また、地域を横断する都電沿線は、バラによる修景が行われています。一方、隅田川から離れた区域では、みどりが少なく総合危険度も高くなっています。



図 5-19：東尾久地域の緑被率

表 5-11：東尾久地域のみどりにかかわる現況・課題

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：13.6%（樹木被覆率 9.6% + 草地率 3.9% + 屋上緑化率 0.1%）</p> <p>みどり率：19.6%（緑被率 13.6% + 公園内の緑で被われていない部分 0.7% + 水面 5.3%）</p> <p>・尾久の原公園のある東尾久七丁目は緑被率が高いものの、特に川沿いから離れた東尾久四丁目は、緑被率が5%以下となっている。</p>
公園・児童遊園等	<p>みどりの拠点となる公園：1か所（尾久の原公園・61,841㎡）</p> <p>近隣公園：0か所、街区公園：2か所（1,614㎡） 児童遊園：17か所（8,900㎡）</p> <p>小学校区：3地区（大門小学校区は、本地域に含む）</p> <p>・近隣公園は整備されていない。</p> <p>・児童遊園は多いが、街区公園は地域に整備されておらず、それぞれの小学校区に街区公園を整備していく必要がある。</p> <p>・都市計画公園宮前公園の優先整備区域は、一部事業認可を取得済みである。</p>
土地利用	<p>公共用地：11.1%、商業用地：9.3%、住宅用地：30.2%、工業用地：8.3%、公園等：7.9%、道路・鉄道等：18.2%、水域：5.6%、その他：9.4%</p> <p>・広大な尾久の原公園があり、公園の割合が高い。</p> <p>・住商工用途が混在する密集市街地で、細街路が多く見られる。</p> <p>・住宅用地の割合は、高い水準である。</p> <p>・尾久橋通りより東の隅田川沿いには、大学・都立公園・公共施設が立地している。</p>
保護樹木等	社寺境内の樹木、民地内の樹木 等
スーパー堤防	約 366m
緩傾斜型堤防	・東尾久七丁目でスーパー堤防が整備されている。
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>放射 11 号線（尾久橋通り）、補助 193 号線（旭電化通り）等</p> <p>・都電が地域を横断している。バラによる都電沿線の修景は、荒川区を代表する名所となっている。</p> <p>・日暮里・舎人ライナーの新設によりできた高架下はアスファルト舗装のスペースとなっている。</p>
優先整備路線	<p>補助 193 号線</p> <p>・補助 193 号線（延長 1,830m、幅員 15m）が整備予定である。</p>
散歩道のコース	なし
市街地整備事業を 施行する地域	<p>密集住宅市街地整備促進事業</p> <p>・尾久中央地区では、密集住宅市街地整備促進事業を導入する予定である。</p>
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	東尾久一・二・三・四・五・六・八丁目
区民活動の拠点	街なか花壇：3 団体（17 人）

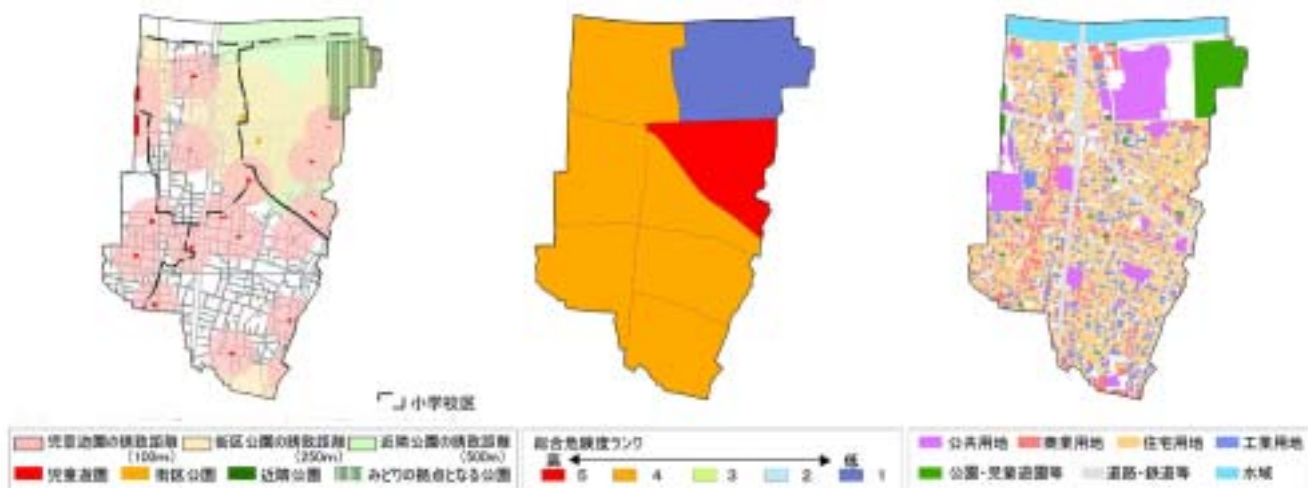


図 5-20：東尾久地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-21：東尾久地域の現況

【東尾久地域の方針】

隅田川の水辺と一体となった尾久の原公園や地域を横断する都電沿線のみどりを一層の魅力スポットにするとともに、(仮称)宮前公園を都電とのつながりを意識してバラをテーマとした公園として整備を進め、区の顔となる名所にしていきます。

また、隅田川から離れたエリアでは、都電沿線のバラや熊野前駅前の修景により街の魅力を高めます。さらに、みどりの確保や防災性の向上の観点から、近隣公園等の公園の確保や地先園芸などによる接道部のみどりづくり、街なか花壇などを広め、潤いのある街並みをつくりまします。

表 5-12：東尾久地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
尾久の原公園	<ul style="list-style-type: none"> 都立公園の整備促進 区の顔となる公園づくり 緑花のイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 既に名所化しているシダレザクラの魅力を向上させるため、区民による植樹を支援していき、「シダレザクラ祭り」のイベントを継続していく。また、生き物の自然観察等の自然とふれあいの活動を活性化できるよう、自然体験・環境学習の場としての充実を東京都に要請していく。
(仮称)宮前公園	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の整備 区の顔となる公園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 新規整備が予定されている(仮称)宮前公園は、都電沿線のバラとのつながりを意識し、バラをテーマとした整備を進めるとともに、スーパー堤防との一体整備を図り、区の顔となる公園として名所化していく。
近隣公園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣公園が充足しておらず、総合危険度が高い東尾久一・二丁目地域では、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園・児童遊園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園や児童遊園が充足していない都電より南側を中心に、街区公園や児童遊園を整備していく。また、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
保護樹木等	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹木等の保全対策の強化 歴史的スポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
都電沿線 (東尾久地域)	<ul style="list-style-type: none"> 軌道敷の緑化の推進 都電のバラ街道づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線のバラの植栽の充実、芝生等による軌道敷の緑化、沿道の民有地の緑化を進め、一体的な花と緑の空間の創出により、都電沿線の魅力を高める。
放射 11 号線 (尾久橋通り)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 日暮里・舎人ライナーの高架下のスペースの緑化による魅力ある街路づくりを都に要請していく。
補助 193 号線 (旭電化通り)	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 補助 193 号線の整備にあわせて、道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図る。
補助 90 号線地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 民間開発などの機会をとらえ、道路沿いの緑化を推進していく。
補助 306 号線	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 補助 306 号線の整備にあわせて道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図る。
隅田川沿い (東尾久地域)	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の水辺のプロムナードづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 開発に合わせて未整備地区におけるスーパー堤防化をすすめ、水辺のプロムナードとして親水空間をつなげていく。
尾久中央地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 密集住宅市街地整備促進事業に伴い、効果的にみどりの空間を確保していく。
熊野前駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> 駅前緑化の推進 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 熊野前駅周辺の街づくりに伴い駅前空間の緑化や周辺の緑化スペースを確保して、併せて駅前周辺の美化を図っていく。

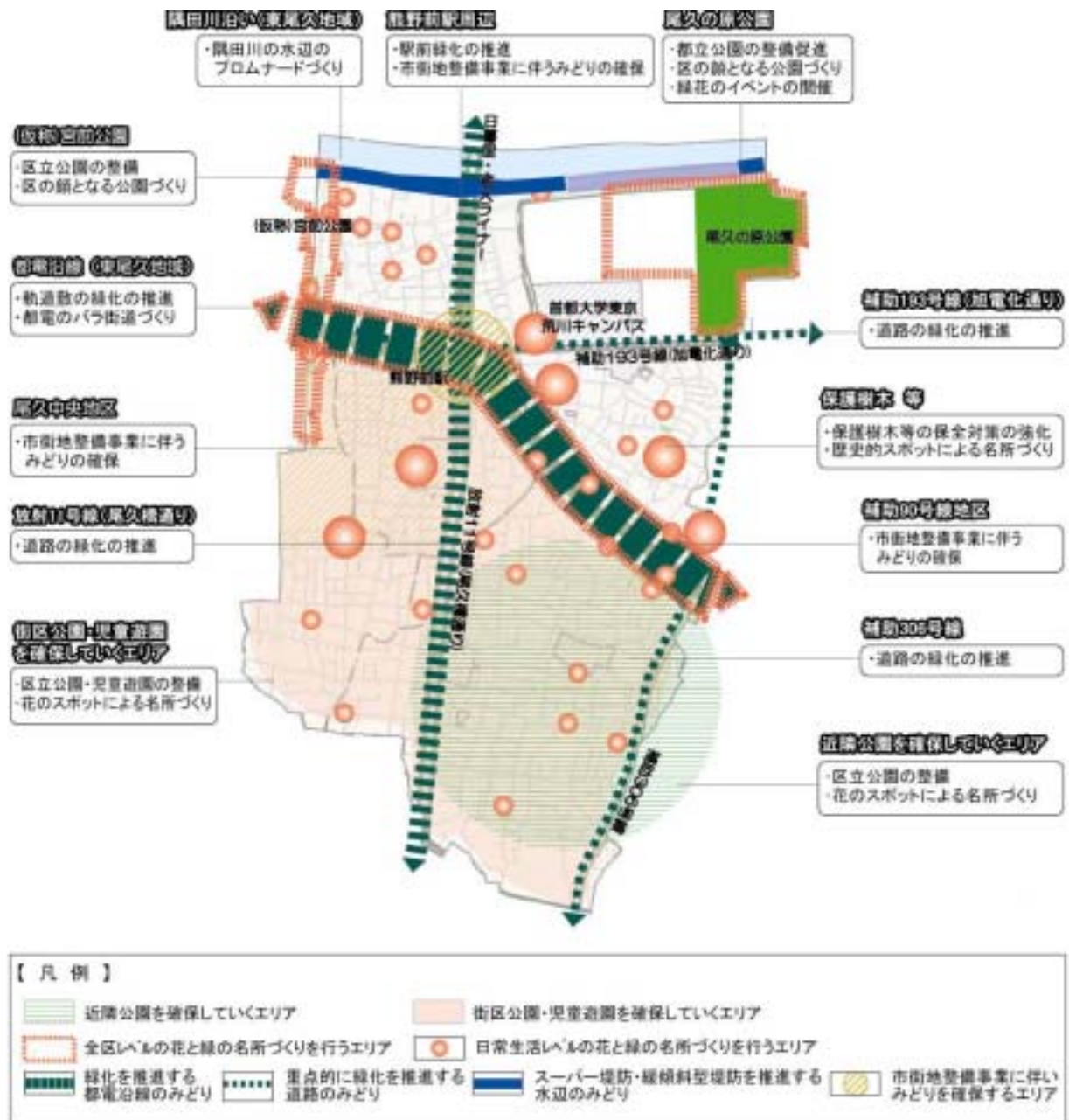


図 5-22 : 東尾久地域の方針

6 西尾久地域

旧尾久村を中心として発展してきた市街地であり、地域を東西に都電荒川線が横断しています。地域の東は住商工の混在する市街地、西は土地区画整理事業による基盤整備済みで、工場・倉庫のほか、西尾久八丁目付近にはマンションも混在しています。水辺のみどりや荒川遊園、都電沿線のバラ、住宅地のみどりなどの様々なみどりが分布している地域です。さらに、バラの管理や自治会組織をもつ都営住宅や大規模なマンションの街なか花壇づくりなどの区民活動が活発です。



図 5-23：西尾久地域の緑被率

表 5-13：西尾久地域のみどりにかかわる現況・課題

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：11.2%（樹木被覆率 10.1% + 草地率 1.0% + 屋上緑化率 0.1%）</p> <p>みどり率：16.8%（緑被率 11.2% + 公園内の緑で被われていない部分 1.9% + 水面 3.7%）</p> <p>・川沿いの地域を除き、地域内の緑被率は低い水準である。</p>
公園・児童遊園等	<p>みどりの拠点となる公園：1か所（荒川遊園・50,840 m²）、近隣公園：0か所、街区公園：3か所（4,887 m²）、児童遊園：7か所（3,106 m²）</p> <p>小学校区：3地区（尾久宮前小学校区は、本地域に含む）</p> <p>・近隣公園は整備されていない。</p> <p>・街区公園が南側に多く、地域の北西側に充足していない所が見られる。</p> <p>・児童遊園も全体的に充足していない所が見られる。</p> <p>・都市計画公園宮前公園の優先整備区域は、一部事業認可を取得済みである。</p>
土地利用	<p>公共用地：6.4%、商業用地：10.2%、住宅用地：35.6%、工業用地：10.1%、公園等：5.2%、道路・鉄道等：20.3%、水域：3.8%、その他：8.4%</p> <p>・住宅用地の割合が高い。</p> <p>・東側地域は住商工用途が混在する密集市街地で、細街路が多く見られる。</p>
保護樹木等	尾久八幡神社、大林院、寶蔵院の社寺境内の樹木、民地内の樹木 等
スーパー堤防 緩傾斜型堤防	<p>約 252m</p> <p>・荒川遊園と一体的にスーパー堤防が整備されている。</p>
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>補助 90 号線（一部）、補助 93 号線（小台通り） 等</p> <p>・都電が地域を中央を横断している。バラによる都電沿線の修景は、荒川区を代表する名所となっている。</p>
優先整備路線	<p>補助 90 号線</p> <p>・補助 90 号線（延長 1,060m、幅員 30m）の拡幅が、一部の区間（小台～荒川遊園地間）において事業中である。</p>
散歩道のコース	なし
市街地整備事業を 施行する地域	<p>密集住宅市街地整備促進事業</p> <p>・尾久中央地区では、密集住宅市街地整備促進事業を導入する予定である。</p>
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	西尾久一・二・四・五・六丁目
区民活動の拠点	<p>荒川バラの会：あらかわ遊園班（20人）、街なか花壇：7団体（152人）</p> <p>・荒川遊園のバラ花壇の一部は、荒川バラの会が手入れしている。</p> <p>・都営住宅や大規模マンションの自治会による街なか花壇の活動が活発である。</p>

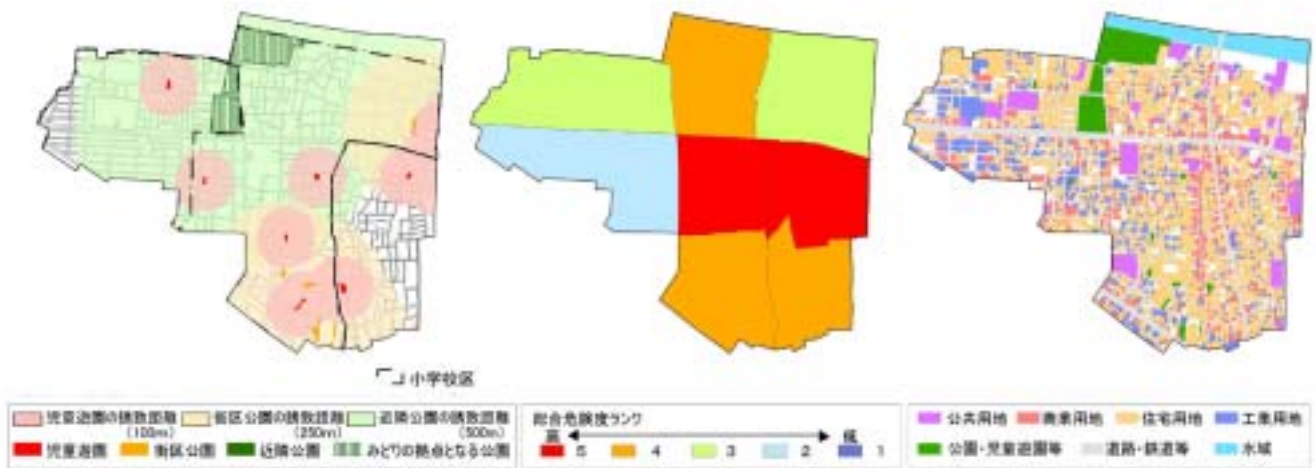


図 5-24：西尾久地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-25：西尾久地域の現況

【西尾久地域の方針】

荒川遊園を核として隅田川の水辺や都電沿線のみどりを連携・充実させるとともに、バラの管理や街なか花壇などの区民活動を更に活発化して、花でいっぱいの美しい街並みづくりを進めていきます。また、総合危険度の高い区域では、近隣公園等の公園の整備を進めます。

表 5-14：西尾久地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
荒川遊園	<ul style="list-style-type: none"> 公園等の改修 区の顔となる公園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもたちが楽しめる魅力ある遊園地」として、一層の利用が図られるように遊具の更新、遊園内の機能の充実を図っていく。また、遊園に隣接する隅田川を利用した水辺の演出等も一層進めていく。
(仮称)宮前公園	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の整備 区の顔となる公園づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 新規整備が予定されている(仮称)宮前公園は、バラをテーマとした整備を進めるとともに、スーパー堤防との一体整備を図り、区の顔となる公園として名所化していく。
近隣公園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣公園が充足しておらず、総合危険度も高い西尾久一・二丁目では、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	<ul style="list-style-type: none"> 区立公園・児童遊園の整備 花のスポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園・児童遊園が充足しておらず、また総合危険度も高くなっている西尾久七・八丁目を中心に、街区公園や児童遊園を整備していき、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
保護樹木 等	<ul style="list-style-type: none"> 保護樹木等の保全対策の強化 歴史的スポットによる名所づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
都電沿線 (西尾久地域)	<ul style="list-style-type: none"> 軌道敷の緑化の推進 都電のバラ街道づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 沿線のバラの植栽の充実、芝生等による軌道敷の緑化、沿道の民有地の緑化を進め、一体的な花と緑の空間の創出により、都電沿線の魅力を高める。
補助 90 号線	<ul style="list-style-type: none"> 道路の緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 補助 90 号線の拡幅に伴い道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図るとともに、工事に合わせて都電沿線のバラの充実を図る。
隅田川沿い (西尾久地域)	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の水辺のプロムナードづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 開発に合わせて未整備地区におけるスーパー堤防化をすすみ、水辺のプロムナードとして親水空間をつなげていく。
尾久中央地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地整備事業に伴うみどりの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 密集住宅市街地整備促進事業に伴い効果的にみどりの空間を確保していく。

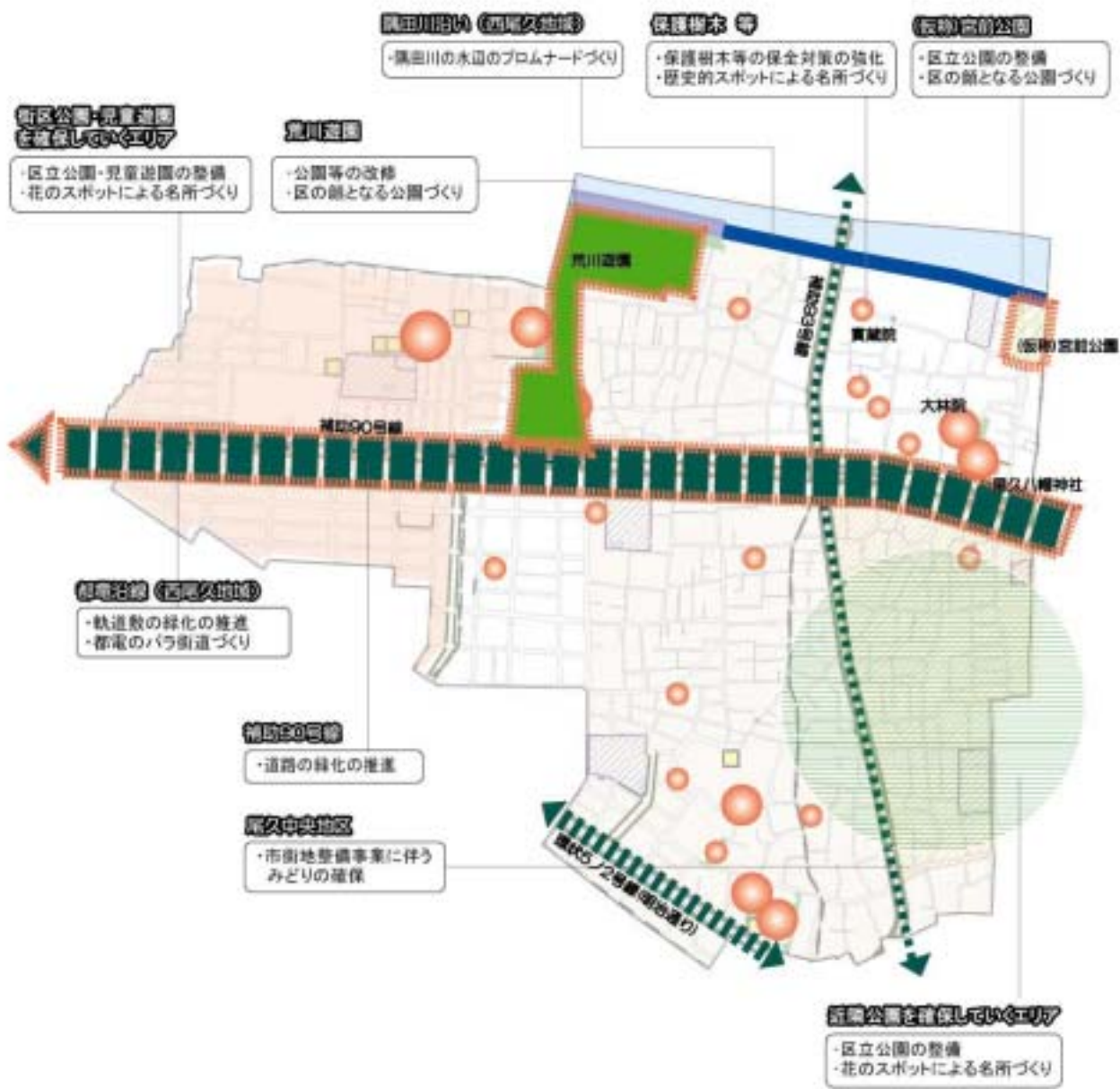


図 5-26 : 西尾久地域の方針

7 東日暮里地域

かつて集落地であった旧三河島村・旧町屋村と江戸方面を結ぶ位置にあり、南端の音無川跡の通りが台東区との区境になっています。ほぼ全域が、かつての土地区画整理事業による基盤整備済で、住・工業用地に加え、尾竹橋通りや日暮里駅を中心に多くの商業用地が分布しています。JR や日暮里・舎人ライナーなど公共交通の利便性も高く、区の中心的な産業地を形成する地域です。全体的にみどりが少なく、地域の西側は総合危険度が高い地域となっています。



図 5-27：東日暮里地域の緑被率

表 5-15：東日暮里地域のみどりにかかわる現況・課題

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：7.4%（樹木被覆率 6.8% + 草地率 0.3% + 屋上緑化率 0.3%）</p> <p>みどり率：7.9%（緑被率 7.9% + 公園内の緑で被われていない部分 0.5% + 水面 0%）</p> <p>・地域としての緑被率が、区全体において最も低い。</p>
公園・児童遊園等	<p>近隣公園：1 か所（6,229 m²） 街区公園：2 か所（5,042 m²） 児童遊園：6 か所（2,535 m²） 小学校区：3 地区（第三峡田小学校区は、本地域に含む）</p> <p>・地域の南側にの日暮里南公園（近隣公園）が整備されている。</p> <p>・街区公園・児童遊園ともに整備数が少ない。</p> <p>・街区公園は地域の西側に、児童遊園は南側に充足していないエリアが見られる。</p> <p>・3 地区の小学校区に街区公園や児童遊園を充足していくため、今後は約 3,000 m²を整備していく必要がある。</p>
土地利用	<p>公共用地：4.4%、商業用地：15.6%、住宅用地：31.1%、工業用地：11.4%、公園等：1.8%、道路・鉄道等：28.0%、水域：0%、その他：7.7%</p> <p>・ほぼ全域が、かつての土地区画整理事業による基盤整備済みで、住商工用途が混在する地域である。</p> <p>・尾竹橋通り沿いや日暮里駅周辺を中心に、多くの商業用地が分布しており、割合は他の地域と比べて高い。</p>
保護樹木等	善性寺の社寺境内の樹木、東京朝鮮第一初中級学校内の樹木 等
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>尾竹橋通り 等</p> <p>・広幅員の尾竹橋通りをはじめ、カンカン森通り、日暮里中央通り、正庭通り等、比較的幅員の大きい路線で街路樹が整備されている。</p>
優先整備路線	<p>環状 4 号線・補助 182 号線</p> <p>・環状 4 号線（延長 550m、幅員 35m 程度） 補助 182 号線（延長 450m、幅員 11m）が優先整備路線に指定されている。</p>
散歩道のコース	<p>ウキウキワクワクコース（約 2.2km）</p> <p>・主要ルートは「日暮里駅」「日暮里南公園」「善性寺」</p>
市街地整備事業を 施行する地域	<p>市街地再開発事業（第一種）</p> <p>・三河島駅前南・北地区は、市街地再開発事業が予定されている。</p>
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	東日暮里三・四・六丁目
区民活動の拠点	なし



図 5-28：東日暮里地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏（左）
総合危険度ランク図（中）
土地利用図（右）



図 5-29：東日暮里地域の現況

【東日暮里地域の方針】

街の中央を通る尾竹橋通りや日暮里中央通りにおいて花による緑化を積極的に進めるとともに、地先園芸などの区民がつくる身近な生活空間の花や緑などを連携させて、潤いのある街並みづくりを進めます。

また、再開発事業に伴う三河島駅周辺のみどりづくりや土地利用転換の機会をとらえた近隣公園などの公園を積極的に整備し、みどりの確保や防災性の向上を図ります。

表 5-16：東日暮里地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
日暮里南公園	・花のスポットによる名所づくり	・災害時の一時集合場所としての機能を高めるとともに、日常的には、区民に親しまれる花のスポットとしていく。
近隣公園を確保していくエリア	・区立公園の整備 ・花のスポットによる名所づくり	・地域の東側では近隣公園が充足していないため、東日暮里一・二丁目では、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	・区立公園・児童遊園の整備 ・花のスポットによる名所づくり	・街区公園・児童遊園が全体的に少ないことに加え、総合危険度も高くなっている東日暮里三・四・五・六丁目を中心に、街区公園・児童遊園を整備していき、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
ウキウキワクワクコース	・緑花のイベントの開催 ・接道部緑化の促進 ・民間施設の緑化の推進 等	・散歩道「ウキウキワクワクコース」の接道部や、周辺の民有地、その他の施設において緑花による修景を図っていく。また、コースを利用した緑花イベントも積極的に行っていく。
保護樹木 等	・保護樹木等の保全対策の強化 ・歴史的スポットによる名所づくり	・現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
環状4号線（明治通り） 補助182号線	・道路の緑化の推進	・環状4号線の拡幅事業は、東京都の「緑の東京10年プロジェクト」基本方針に示す街路樹の倍増の計画と連携して進める。 ・補助182号線の整備と合わせて、道路の緑化をすすめ、魅力ある街路形成を図る。
補助100号線 （尾竹橋通り） 日暮里中央通り	・道路の緑化の推進 ・花のみちによる名所づくり	・街なか花壇などを活用しながら花による緑化を進め、花が魅力の街路づくりを行う。
日暮里駅周辺 三河島駅周辺	・駅前緑化の推進 ・市街地整備事業に伴うみどりの確保	・日暮里駅・三河島駅前の市街地再開発事業等による街づくりに伴い、緑化スペースの確保に努めるとともに、駅前周辺の美化を図っていく。



図 5-30 : 東日暮里地域の方針

8 西日暮里地域

日暮里台地は、江戸時代から庶民の行楽地として親しまれてきました。現在においても、社寺のみどりが多く残っており、歴史性を備えたみどり豊かな空間を形成しています。一方、常磐線より北側は住宅や工場などの建物が密集し、みどりが少ない区域となっています。また、日暮里駅や西日暮里駅の周辺は、商業・業務施設が集まる区の中心的な産業地となっています。日暮里駅前では、市街地再開発事業が進行しています。



図 5-31：西日暮里地域の緑被率

表 5-17：西日暮里地域のみどりにかかわる現況・課題

項目	内容
緑被率・みどり率	<p>緑被率：10.6%（樹木被覆率 10.0% + 草地率 0.4% + 屋上緑化率 0.2%） みどり率：11.0%（緑被率 10.6% + 公園内の緑で被われていない部分 0.3% + 水面 0.1%）</p> <p>・日暮里台地上は高い水準であるが、常磐線より北側の低地部の緑被率は 10% 以下となっている。</p>
公園・児童遊園等	<p>近隣公園：0 か所、街区公園：3 か所（6,469 m²） 児童遊園：6 か所（3,140 m²） 小学校区：3 地区（ひぐらし小学校区は、本地域に含む）</p> <p>・近隣公園は整備されていない。 ・児童遊園の整備数が少なく、特に中央部では充足していないエリアが見られる。 ・西日暮里公園は、地域の歴史・文化を活かした拠点として改修が予定されている。</p>
土地利用	<p>公共用地：8.4%、商業用地：11.6%、住宅用地：27.3%、工業用地：10.3%、公園等：3.7%、道路・鉄道等：32.1%、水域：0%、その他：6.6%</p> <p>・日暮里台地上は社寺が多く立地している。 ・常磐線の北側は住宅地と工業用地が混在している。 ・日暮里駅や西日暮里駅の周辺は、商業・業務施設が集積している。</p>
保護樹木等	<p>諏訪神社、養福寺、経王寺、法光寺、南泉寺、青雲寺の社寺境内の樹木 等</p>
街路樹 都電沿線のバラ等	<p>放射 11 号線（尾久橋通り） 環状 4 号線 等</p> <p>・地域を縦横断する放射 11 号線（尾久橋通り）と環状 4 号線等の広幅員の道路では、街路樹が整備されている。</p>
優先整備路線	<p>環状 4 号線、補助 182 号線、補助 92 号線</p> <p>・環状 4 号線（延長 800m、幅員 25m） 補助 182 号線（延長 450m、幅員 11m） 補助 92 号線（延長 310m、幅員 20m）が優先整備路線に指定されている。</p>
散歩道のコース	<p>歴史と文化コース（約 2.3km）</p> <p>・主要ルートは「日暮里駅」「本行寺」「経王寺」「延命院」「夕やけだんだん」「修性寺」「青雲寺」「向陵稲荷神社」「西日暮里公園」「諏訪神社」「浄光寺」「富士見坂」「養福寺」</p>
市街地整備事業を 施行する地域	<p>市街地再開発事業（第一種）</p> <p>・日暮里駅前のひぐらしの里西地区・中央地区は、建築工事が竣工しており、北地区は、現在、建築工事中である。</p>
総合危険度が高い地域 （ランク 4 以上）	<p>西日暮里一丁目</p>
区民活動の拠点	<p>街なか花壇：2 団体（5 人）</p>

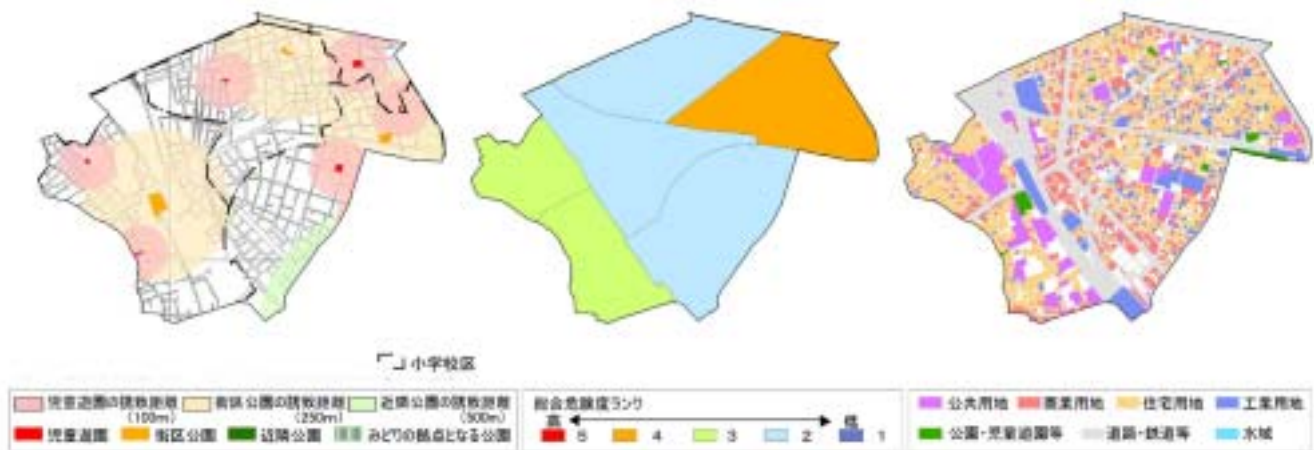


図 5-32 : 西日暮里地域の公園・児童遊園等の分布と誘致圏 (左)
総合危険度ランク図 (中)
土地利用図 (右)



図 5-33 : 西日暮里地域の現況

【西日暮里地域の方針】

台地上のみどりは、西日暮里公園の整備や保護樹林・保護樹木の保全、歴史的資源(社寺、坂、伝承、斜面等)との連携などを通して、歴史・文化に触れ合えるみどりとして保全・活用していきます。一方、低地部では、土地利用の転換などの機会をとらえて近隣公園などの公園等を積極的に整備し、みどりの確保や防災性の向上を図るとともに、日暮里駅前や西日暮里駅前では開発に合わせて駅前にふさわしいみどりづくりを進めていきます。

表 5-18：西日暮里地域のみどりにかかわる方針

項目	主な施策	具体化方針
西日暮里公園	・公園等の改修 ・区の顔となる公園づくり	・公園利用者の安全・安心、貴重な樹林地の保全、観光客の誘致等を踏まえ、歴史・文化的ポテンシャルを生かした「“ひぐらしの里”のまちを象徴する公園」として改修を進めていき、区の顔となる公園としていく。
近隣公園を確保していくエリア	・区立公園の整備 ・花のスポットによる名所づくり	・近隣公園が充足しておらず、総合危険度も高くなっている西日暮里一丁目付近で、土地利用転換時に積極的に近隣公園を確保していくとともに、日常的に区民が親しむ名所としていく。
街区公園・児童遊園を確保していくエリア	・区立公園・児童遊園の整備 ・花のスポットによる名所づくり	・特に児童遊園が充足していない西日暮里四・五・六丁目を中心に、児童遊園等を積極的に整備していき、それらを日常的に区民が親しむ名所としていく。
歴史的景観を整備していく台地のみどり	・台地のみどりの景観の整備	・日暮里の台地を形成する様々な資源(社寺、坂、伝承、斜面等)を活かして、緑化修景、サイン等のデザインの充実、散歩道等の整備を進める。また、崖線については、「緑確保の総合的な方針」と連携して台地と一体となったみどりの保全と良好な景観の形成に努める。
歴史と文化コース (西日暮里地域)	・緑花のイベントの開催 ・接道部緑化の促進 ・民間施設の緑化の推進 等	・散歩道「歴史と文化コース」の接道部や、周辺の民有地、その他の施設において緑花による修景を図っていく。また、コースを利用した緑花イベントも積極的に行っていく。
保護樹木 等	・保護樹木等の保全対策の強化 ・歴史的スポットによる名所づくり	・現在指定されている保護樹木の保全対策を強化するとともに、特に社寺などのみどりについては、歴史的スポットとしていく。
環状4号線 補助92号線 補助182号線	・道路の緑化の推進	・補助182・92号線の整備と合わせて、道路の緑化を進め、魅力ある街路形成を図る。また、環状4号線は東京都の「緑の東京10年プロジェクト ⁵⁻¹ 」に示す街路樹の倍増の計画と連携して進める。
藍染川通り 放射11号線 (尾久橋通り)	・道路の緑化の推進 ・花のみちによる名所づくり	・藍染川通りは、街なか花壇等を活用しながら、プランターで花による緑化を進めるなど、花が魅力のみちづくりを行う。また、尾久橋通りは、日暮里・舎人ライナーの高架下の緑化を東京都に要請していく。
日暮里駅周辺 西日暮里駅周辺 三河島駅周辺	・駅前緑化の推進 ・市街地整備事業に伴うみどりの確保	・日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅前における市街地再開発事業などの街づくりに際して、緑化スペースの確保に努めるとともに、駅前周辺の美化の強化も図っていく。

5-1：緑確保の総合的な方針

東京都全域を対象として、今後10年間に確保することが望ましい緑の抽出や地域特性に応じた緑の規制・誘導策等を明らかにするものであり、現在、東京都と区市町村が合同で策定中である。

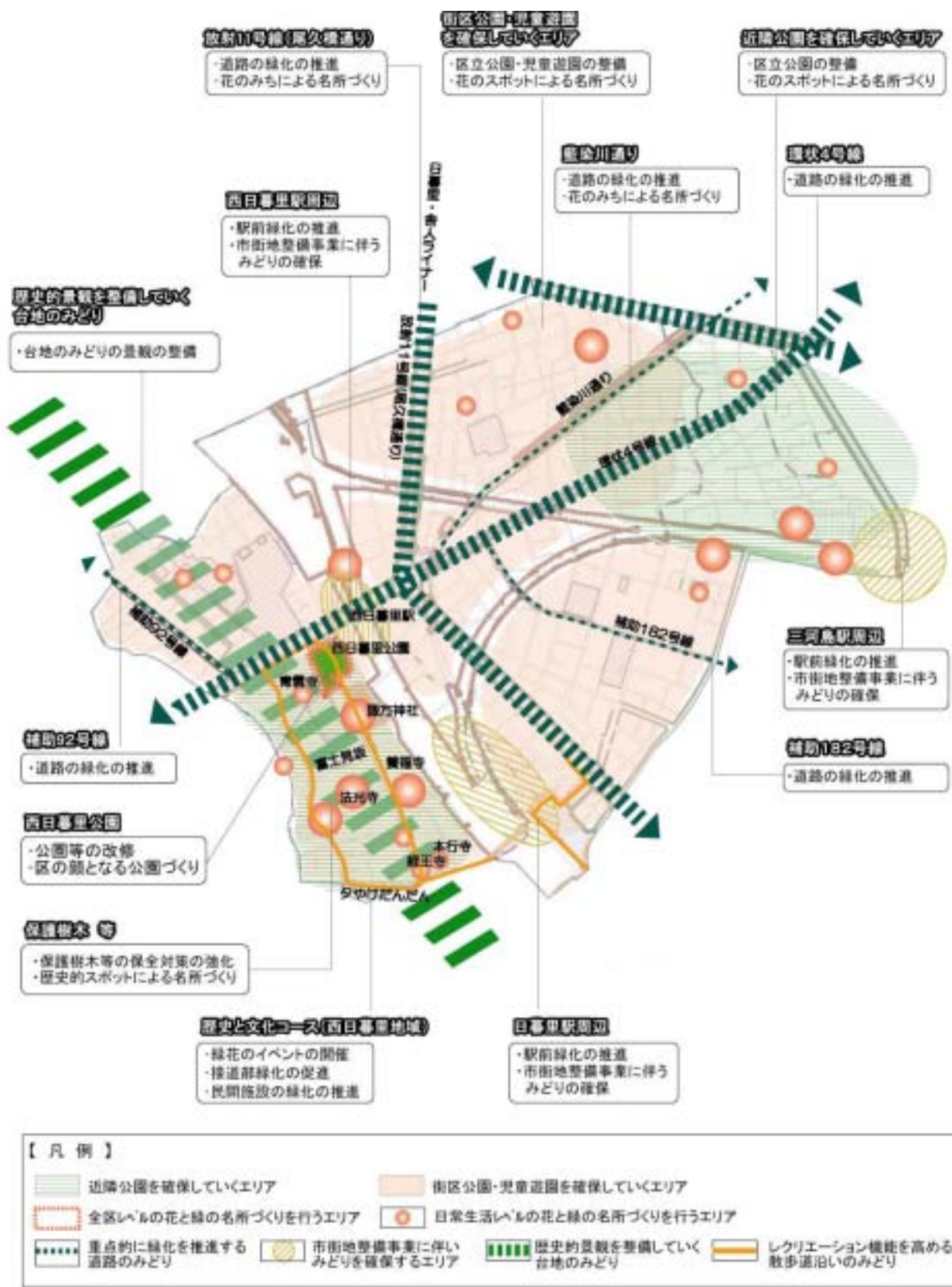


図 5-34 : 西日暮里地域の方針

第6章 計画の実現に向けて



第6章 計画の実現に向けて

本計画を計画的かつ効率的に進めていき、みどりの目標を、目標年次までに達成していくため、以下のような取組を行っていきます。

区、区民、事業者のパートナーとしての協働

計画を推進するためには、区・区民・事業者が、パートナーとして本計画の目指すべき姿や考え方などを共有し、それぞれの立場で計画の実現に向けて主体的に行動し、連携していくことが必要です。

1 区の役割

区は、花と緑の施策を進めるための体制を充実させるとともに、公園や公共施設の緑化などに必要な整備費や維持管理費の確保に努め、計画の推進役としての役割を担っていきます。また、3者の協働による推進のための先導役として、区民や事業者の活動を促す環境づくりや自主的な活動への支援等も積極的に行っていきます。

2 区民の役割

区民は、身近な花や緑の恩恵を受ける立場であるとともに、これらをつくり育てる主体でもあります。自分の身の回りのみどりに目を向け、大切さや魅力に気づき、積極的に様々な活動にかかわっていくことが必要です。

[具体的な活動]

公園等の新設・改修の計画づくりや運営管理へ参加する。

保護樹木・樹林・生垣などの貴重なみどりを守る。

建築行為を行うときは、緑化基準に基づく敷地の緑化を行う。また、玄関先や接道部、屋上、壁面など、身の回りの様々な空間に花や緑を取り入れる工夫をする。

日常生活レベルの花と名所づくりにかかわる。

街なか花壇、グリーンサポーター等の緑花活動に参加する。

3 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、企業の責務の一つとして地域に貢献できるみどりづくりの活動に参画することが求められています。

[具体的な活動]

緑化基準に基づく敷地の緑化を行うことに加え、接道部や屋上、壁面、駐車場などを活用した緑化空間の創出に取り組む。

事業者の敷地の開放や資材・人材や経費等の提供などにより、花と緑の名所づくりや区民の緑花活動の支援を行う。

街なか花壇に参加するなど、緑花活動にかかわる。

大規模な開発では、法令や要綱に基づく提供公園・公開広場の整備、敷地の開放などによりみどりのオープンスペースの確保に努める。

推進計画の策定

計画の将来像である「花と緑を通して幸せを実感できるまち」の実現に向け、基本方針に沿った施策を具体的に進めていくため、施策毎に具体的なプランや取り組む事業を明らかにした推進計画として、「荒川区花と緑の推進計画」を策定します。

1 区・区民・事業者等の役割分担・連携

区・区民・事業者のそれぞれが率先して行う事業、3者がパートナーとして協働・連携して行う事業、国や東京都に要請していく事業等を明らかにし、計画達成の姿を共有しながら進めていきます。

また、区の範囲を超えて広がるみどりについては、必要に応じて隣接区との連携を図りながら施策を推進します。

2 実施スケジュールの検討

本計画における50の施策を総合的・計画的に進めていくため、施策ごとの優先度を検討して実施時期（短期、中・長期）を設定し、戦略的に施策を展開していきます。

3 事業の目標・内容等の設定

実施スケジュールを踏まえて、各施策に応じた事業の目標や事業内容等を定めます。計画期間は3年（短期）とします。

進行管理

推進計画に基づき各施策・事業を実施します。進行管理に当たっては、PDCAサイクル（Plan（計画）Do（実行）Check（点検・評価）Action（見直し））の手法を用いて、（仮称）花と緑の推進委員会による継続的な施策・事業等の点検や評価を行い、実施方策等を改善していきます。

また、社会情勢や経済情勢の著しい変化、上位計画の見直し、その他の事情により、本計画がその時代にそぐわない状況が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直し（おおむね10年ごと）を行うこととします。

庁内の推進体制

本計画に示された施策には、庁内各課が所管する計画や施設、事業に関連するものが数多くあります。このため、「荒川区花と緑の推進計画」と併せて、庁内関係各課による横断的な進行管理体制の構築を検討し、密接な情報交換や連絡・調整を図り、施策の効果的・効率的な展開を図ります。



計画策定の経緯

荒川区花と緑の基本計画は、「荒川区みどりの基本計画策定委員会」を設置して調査・検討を行うとともに、みどりの区民懇談会・地球を守る区民会議・パブリックコメントなどを通じ、多くの区民のご意見や提言を踏まえて策定しました。

開催日時	内容	議題・テーマ等
平成 20 年		
6月 6日	第 1 回みどりの基本計画策定委員会	「みどりの現況と評価及び課題について」 公園等の整備 / 公園等の管理運営 / 緑化推進事業 / 区民による緑化活動
7月 7日	第 2 回みどりの基本計画策定委員会	「計画方針について」 みどりの将来像 / 緑と土のネットワーク形成 / 基本理念と基本方針 / 計画フレーム / みどりの確保目標量
7月 23日	第 1 回みどりの区民懇談会	「荒川らしいみどりの名所とは」
7月 31日	第 3 回みどりの基本計画策定委員会	「施策について」 みどりの基本計画をすすめる施策の考え方 / 緑と土のネットワークの形成方針 / 施策の体系と内容
8月 5日	第 2 回みどりの区民懇談会	「今あるみどりの名所・つくりたいみどりの名所とは」
8月 25日	第 3 回みどりの区民懇談会	「みどりの名所の育て方・つくり方とは」
9月 2日	第 10 回地球を守る区民会議	「あらかわのみどりを考える」 みどりを増やす方法について / 区内のみどりの名所について / みどりと触れ合う心について
9月 16日	第 4 回みどりの基本計画策定委員会	「荒川区花と緑の基本計画（中間のとりまとめ）」について
12月 11日 ～ 12月 24日	パブリックコメント	「荒川区花と緑の基本計画（中間まとめ）」について
平成 21 年		
2月 2日	第 5 回みどりの基本計画策定委員会	「荒川区花と緑の基本計画（最終案）」について
3月	「荒川区花と緑の基本計画」制定	

荒川区みどりの基本計画策定委員会

1 設置要綱

荒川区みどりの基本計画策定委員会設置要綱

平成20年5月20日制定

(20荒土公第171号)

(副区長決定)

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する市町村(特別区含む)の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置付ける荒川区みどりの基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を行うことを目的として、荒川区みどりの基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(分掌事務)

第2条 策定委員会は、区の公園緑地の実態等を踏まえ、今後の緑化推進に関する施策について調査・検討を行い、基本計画(案)を取りまとめて区長に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員14名以内をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政団体の代表者

(3) 地域団体の代表者

(4) 公募区民

(5) 区職員

2 策定委員会の委員のうち、関係行政団体の代表者及び区職員については、下表に掲げる職にある者を以って充てる。

関係行政団体の代表者	東京都都市整備局都市基盤部 公園緑地計画担当課長
区職員	副区長
	総務企画部長
	環境清掃部長
	都市整備部長
	土木部長

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 策定委員会に、施策に関する具体的事項を検討するため、荒川区みどりの基本計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会の委員は、区職員のうち下表に掲げる職にある者を以って充てる。

総務企画部	総務企画課長
	企画担当課長
管理部	営繕課長
区民生活部	区民課長
環境清掃部	環境課長
都市整備部	都市計画課長
	住環境整備課長
	建築課長
土木部	管理計画課長
	道路課長
	公園緑地課長
教育委員会	庶務課長
	教育施設課長

(庶務)

策定委員会及び検討委員会の庶務は、土木部公園緑地課において処理する。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び検討委員会の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

2 委員名簿

：委員長 / ：副委員長

区分	氏名	所属等
学識経験者	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部 教授
	木下 剛	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授
	一ノ瀬 俊明	独立行政法人国立環境研究所 上席研究員
関係行政団体の代表者	大塚 高雄	東京都都市整備局都市基盤部公園緑地計画担当課長
地域団体の代表者	近藤 利文	荒川区町会連合会 代表世話人
公募区民	青山 幸子	荒川三丁目在住
	加藤木 とみ江	東日暮里一丁目在住
	白倉 陽子	町屋一丁目在住
	林 輝司	町屋一丁目在住
区 職 員	三嶋 重信	荒川区 副区長
	北川 嘉昭	荒川区 総務企画部長
	新井 基司	荒川区 環境清掃部長
	倉門 彰	荒川区 都市整備部長
	緒方 清	荒川区 土木部長
事 務 局	土木部公園緑地課	
	株式会社 タム地域環境研究所	

3 議事要旨

(1) 第 1 回 荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 区のみどりの現状についての意見

- ・ 都電や都電のバラ、尾久の原公園のシダレザクラ、荒川公園の花壇などを楽しむために、区外からの来訪者が多い。
- ・ 色とりどりの花を付ける木を植栽している住宅も多い。
- ・ 狭い道や狭い敷地が多いが、鉢やプランターを利用してみどりを楽しむ家庭が増えている。
- ・ 同じような花がたくさん咲いている道路は、きれいで魅力的である。
- ・ 地先園芸等による小規模なみどりが、荒川区の魅力であり特徴となっている。
- ・ 白鬚西地区は、再開発事業により建物が高層化され、地上部にはみどりが多く確保されており、みどりのネットワークが形成されている。
- ・ (小さな)公園を多く整備し過ぎている。

(2) 計画策定に向けた意見

緑化施策に関する具体的意見

- ・ 街なかで子どもたちが草地に親しめるよう、原っぱのみの公園も造っていく方がいい。
- ・ テーマ性を持たせたみどりづくりの検討も重要である。
- ・ 優良なみどりのある個所をマップ化したり、コンクールを開催する等、区内のみどりを評価する場を設けてもいい。
- ・ 低層の住居地域においては、屋上緑化や軌道敷の緑化を進めることが有効である。
- ・ 民有地のみどりを増やしていくことが課題である。
- ・ 鉢植えやプランター緑化だけでなく、色とりどりの花も楽しめる道路もつくっていく方がいい。
- ・ 区民が工夫して行っている鉢植えやプランター緑化等の小規模なみどりづくりを、計画に反映させる必要がある。

企業の協力に関する意見

- ・ 企業の社会的責任(CSR)は、今回の基本計画を策定する上で重要なキーワードである。
- ・ 荒川区の緑化に対して、企業のあり方や貢献方法等を計画に示していくことが重要である。

防災性の向上に関する意見

- ・ みどりが市街地の防災性能の向上に、いかに寄与するかを計画に位置付ける必要がある。密集市街地が広がる荒川区においては、防災という側面から、学校など公共施設の緑化を進める必要がある。

啓発に関する意見

- ・区民に対して、みどりの重要性を理解してもらうための啓発は重要である。
- ・みどりを育む心を、子どもの頃から養っていくことが大事である。
- ・みどりづくりに関して、互いに声を掛け合い、褒め合うという行為が増えていくと、「自分だけが楽しむみどり」という意識から、「みんな見てもらいたいみどり」という意識に変わる。
- ・街なかに良いみどりを形成していくためには、区民が互いに褒めあう等、個人がみどりの管理を継続していく取組を考えることが大切である。
- ・みどりのボランティアに取り組む区民の活力を、最大限発揮させる仕組みがつかれるといい。

みどりのネットワーク形成に関する意見

- ・ネットワークの計画上、川沿いのみどりの拠点を、いかに市街地の中に引き込むかが課題である。
- ・市街地に大規模な公園を新たに造ることは難しいので、みどりの街区という考え方が大切になる。
- ・密集市街地内から、川沿いの大規模なみどりに至るまでのみどりの配置やアクセス等に関して、再検討する必要がある。

環境と観光に関する意見

- ・今回の計画には、観光と環境の視点を取り入れるべきである。
- ・都電や都電のバラのようなまちのシンボルとなるみどりをつくり、区内の人に加え、区外からの観光客にも、荒川のまち全体を楽しんでもらうことが重要である。
- ・CO₂削減やヒートアイランド現象の緩和等の他、街かどのみどりが環境面にどのように寄与するのかを検証できるといい。

(3) 現状把握についての意見

- ・昔からあるみどり(今後も残っていくみどり)は、現在、どの程度あるかを把握する必要がある。
- ・今後、まとまったみどりの確保が期待できる面的な整備の事業は、どの程度予定されているかを把握する必要がある。
- ・みどりのまちづくりを進めていくにあたり、どの程度の企業の協力が得られるかを把握する必要がある。

(2) 第 2 回荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 基本方針に関する意見

みどりの将来像について

- ・幸福実感都市の実現に向けて、みどりがどのように寄与できるのかを話し合うべきである。
- ・多くの人が、木や草原といった自然を感じることができる大きな公園に、幸せを感じているように思う。
- ・人の幸福を支えるみどりとして「生存レベル¹」「生活レベル²」の2種類がある。

1 生存レベル：災害時の避難地・避難路としての機能、癒し効果、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与するもの

2 生活レベル：レクリエーション、生き物とのふれあい、景観の魅力向上等に寄与するもの

大規模公園の配置及びネットワークについて

- ・市街地内にも大規模緑地を配置し、川沿いのみどりと連担させるみどりのネットワークをつくっていくことが望ましい。
- ・大規模公園は、隅田川沿いに整備されているが、市街地内にはない。市街地内に整備することが現状として困難だとしても、方針としては示しておくべきだ。
- ・土は緑の基盤であるという考えのもと、非舗装面を増やし連続させていくことを目指していく必要があると思う。
- ・冷涼な空気は、東京湾から川に沿ってあがってくるため、区の南境を重点的に緑化することが望ましい。
- ・風の道をつくるという視点を踏まえ、市街地内にも大規模な緑地を配置し、川沿いのみどりと連携させるネットワークをつくっていくことが望ましい。
- ・開発に伴う地上のみどりは、マンションの地先園芸として捉え、従来の地先園芸とあわせて、これらのみどりの分布を精査し、みどりのネットワークを検討していくべきだ。
- ・みどりと土のネットワークを形成するために、区内の基本的なみどりの状況を整理するとともに、具体的なみどりの確保箇所、利活用方法等も踏まえて検討する必要があると思う。
- ・みどりの配置を検討するにあたっては、災害時の一時避難場所の分布等の実態を把握しておく必要があると思う。

みどりづくりについて

- ・「風の道をつくる」という視点で、環境改善に資するみどりを創出する施策を考えていくべきだ。
- ・荒川区は、ヒートアイランド現象の影響を受けやすい地域であるため、河川沿いだけでなく、市街地内にもまとまったみどりを確保しなければならない。
- ・密集市街地の中で目指すべきみどりの姿を、計画の中で明記しておく必要がある。
- ・都市計画と連動してみどりのあり方・増やし方を検討すべきだ（地区計画の活用・土地用途別の緑化率の規定等）。
- ・みどりを整備し、量を増やすことに加え、維持管理の面も併せて考えていくべきだ。

名所づくりについて

- ・観光客がきて楽しめる公園をもっとつくって行くべきだ。
- ・文化財等の歴史資源は、名所の候補地となるため、分布を洗い出し、どのように残っているかを押さえることが大事である。
- ・名所づくりに関しては、古くから残る名所、新たな名所をともに検討していく必要がある。
- ・徒歩や自転車で快適・安全に名所を移動できるように、名所同士をつないでいくことにも配慮することが望ましい。

みどりの確保目標量の設定について

- ・みどりの確保目標量の設定にあたっては、緑化指導の規定について、現行制度に基づく成果を精査し、今後見直せる余地があるか検討する。
- ・みどりの確保目標量として挙げた意見は以下のとおり。

人の目線から捉えたみどり（人が感じるみどり）の量

樹木地と草地の重み付けを変えたもの（樹木地は+3pt、草地は+0.5ptにする等）

緑視率（地先園芸等や壁面緑化等のみどりも算定される）や緑積率

みどりのボランティア団体数

壁面緑化の量

みどり率

(3) 第 3 回 荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 施策体系等に関する意見

施策の体系について

- ・ 施策の策定とともに、達成に向けたアクションプラン(行動計画)の策定も必要である。
- ・ アクションプランは、施策毎にいつまでに・誰が・どこで・どのように・何をするかを明確にする。
- ・ アクションプランは、施策をどのように進めるかが明確なものとしていくべきだ。

施策の優先順位について

- ・ 防災・子どもたちの遊び場・自然とのふれあい等の視点から、公園の適正配置やみどりが必要な個所を精査し、優先的にすすめていく施策を検討していくことが重要だと思う。
- ・ 区民の視点からみて、重要であると感じたみどりの施策を計画に取り入れていく。
- ・ 区民の興味が湧く施策を、優先的に実施していくことが有効である。
- ・ 人の往来が多い駅前周辺の緑化を優先的に進めていくべきだ。

(2) 施策に関する意見

みどりづくりに関する施策について

- ・ 緑化地域制度の導入に際しては、実効性も含め精査し、計画書への掲載方法も検討する必要がある。また、導入にあたっては、まずモデル地域で進めていくことが望ましい。
- ・ 緑化地域制度の運用時は、条例等で緑化規定に関して細かい事項を決めていく措置をとることも必要である。
- ・ 駅前の緑化は、荒川の玄関口として、緑化・花による修景等により整然とした空間としていくべきだ。
- ・ 駅前に加え、都電の停車所・バス停等においても緑化・修景が可能だ。
- ・ 荒川区の放置自転車の対策として、整然とした空間を保とうとする心理が働くように促すためには、接道部の緑化・修景が有効だと思う。
- ・ 緑化スペースに余地がある学校の屋上緑化も施策に取り入れるべきだ。

みどりの名所に関する施策について

- ・ 荒川の名所のいずれかにおいて、1年通して楽しめるプログラムがあると望ましい。
- ・ 名所のPRとして、都電の停車所から名所まで移動できるルートを利用者に提供できるといい。
- ・ 名所づくりに関してガイドツアーを実施し、併せて名所を案内するガイドも養成できるといい。
- ・ ガイドツアーは、ツアーコースの中に、名所に加え、区民活動の場所も取り入れ、名所を増やすとともに、区民活動への参加を促せるといい。

みどりの普及啓発に関する施策について

- ・みどりの普及・啓発には、区報・CATV・HPに加え、インターネットも積極的に活用していく。
- ・インターネットの活用により、区内の名所・区民活動・イベント等を区民に提供していく。

(3) みどりのネットワークに関する意見

- ・地域を1つの単位とし、地域毎の特色を踏まえ、「地域のみどりのあるべき姿」を明確にし、達成に向けた施策を立てていく。
- ・みどりと土のネットワークの形成とともに、生き物が生息できる空間を増やすことにより、自然性の高い場所を増やし、エコロジカルネットワークの形成も目指していくことが望ましい。
- ・みどりと土のネットワークの形成方針図に加え、計画の具体化を図るため、「現況図」「実際の施策のアプローチ図」「計画目標図」を作成することが望ましい。
- ・核・軸となるみどりに関して、達成目標年次を大まかに示しておくことが望ましい。
- ・ヒートアイランド現象緩和対策として、市街地内に冷涼な風を取り入れる計画を立てる場合、河川上の冷涼な風が、市街地のどこまで入ってくるかを、矢印と長さで表現する。
- ・加えて、冷涼な風を取り入れるための緑化や建築計画のための施策を図示していく。
- ・内容が煩雑にならないよう、みどりと土のネットワーク形成方針図とは別に、「(仮称)市街地内に冷涼な風を取り入れる計画図」を新たに作成することが望ましい。

(4) 第4回荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 全体構成に関する意見

- ・計画の視点と基本方針について、コンセプトを整理した方がよいのではないか。
具体的には、名所づくりというと区外の人を対象にしたものに限定されるように感じる。区内の人にとっても区外の人にとっても魅力あるみどりづくりが必要である。計画の視点には、観光の部分が欠如している。基本方針には、区民の視点が欠落している。両方の視点を入れて魅力あるみどりづくりを行っていくようにすべき。それに沿って体系を整理すべき。
- ・「花と緑」、「緑化」、「緑花」、「みどり」等、言葉の定義付けをしっかりとした方が良い。
- ・道路の部分に関して、特徴、現状、そして計画も不足している。例えば、現状の部分には、街路樹の本数だけが記載されているが、図面で示したほうが良い。
- ・みどりは視覚だけでなく五感である。匂い、香り、虫の音を聴ける、幅の広い、トータルデザインの考え方を打ち出していくべきである。みどりは魅力的で、街づくりに有効なのだということをどこかに記載すべきである。
- ・2章の4の内容がまとまっていない。現況をまとめて課題を整理する部分である。ここを出されたことが、3章5章に対応してくると思うが、対応関係がはっきりしない。課題と施策が整合していない。

(2) みどりの確保目標量に関する意見

- ・CO₂削減やヒートアイランド対策に関する目標量を入れた方が良い。
- ・1年間に樹木を20本必ず植える、駅前に桜の木を植えていく、地域を決めて10本植えるなど、具体的な目標が欲しい。
- ・環境交通省エネルギー詳細ビジョンでは、CO₂削減の効果を樹齢30年の杉で換算して示している。このように、区民が分かりやすい目標値の設定が必要である。(例：夜間温度がどの程度下がる。ヒートアイランド現象の緩和)
- ・みどりがあれば、健康に良いということを分かりやすく示すべきである。
- ・緑被率については、新たな土地を確保して増やすものと、既存の公園等を利用してみどりだけを増やすものがあると思うが説明が欲しい。
- ・公園面積については、12.2haの根拠や内訳のほか、何処にどのように増やすのかについて説明が欲しい。

(3) みどりと土のネットワーク図に関する意見

- ・土にこだわる必要があるのか？みどりのネットワークでも良いのではないかと。
- ・土というキーワードは良いが、土というニュアンスがあまり盛り込まれていないのなら、削除しても良いと思う。「土」は、前計画から続いているキーワードである。舗装されていない地面を確保して、そこにみどり花を増やしていこうという考えであると思う。ビオトープとかエコロジーというエッセンスを入れたかったのではないかと。地べ

たとか土を確保して、公園などまとまった面積のオープンスペース、大地とかをどうしたいかが、今のままでははっきりしない。大地の土をどうするのかという判断が必要である。

(4) 施策別計画に関する意見

- ・「環境に資するみどりをまもりつくる」の計画に、CO₂削減、ヒートアイランドなど、環境の視点で施策を盛り込んだ方が良い。
- ・美しくきれいに連なっていく地先園芸などについて考えるべきである。路地がきれいにみえてくるようなことが実現できるプランづくりが必要。(啓発活動などを地道に続けるなど。)
- ・作って終わりではなく、進行管理、計画の実効性の評価について、考え方を示した方が良い。(例：PDCAサイクルを説明して、「モニタリングしていく。」など。)また、アクションプログラムは別立てだが、これについても大まかな内容を明記すべきである。今後どのように実現していくのか、進行をどのように管理していくのかということを示すべき。

(5) 個別施策に関する意見

- ・子どもの教育のために、尾久の原公園に自然を体験する場所をつくるべきである。今のままでは難しい。環境づくりを東京都に働きかけて欲しい。
- ・方針2の名所づくりの施策のうち、尾久の原公園の整備促進については、街の魅力を高め、関心を持ってもらうために、イベントの充実などに触れて、荒川らしさを出した方が良い。例えば、シダレザクラ祭り、ウォークラリーの実施など。
- ・方針3のうち、取組の体制づくりについては、バラの会、街なか花壇などへの参加者を増やすことを明記すべきである。
- ・街なかや、区の事業で使用しているプランターや鉢の色についての配慮が必要である。カラーコーディネーターなどを採用した施策の展開が必要である。
- ・低木内のゴミの清掃が大変である。管理を考えた公園づくりが必要である。
- ・ひまわりが咲き乱れる公園など、魅力ある公園づくりが必要である。
- ・区民参加、商店会の参加の部分が不足している。これらは、計画を進めるうえで強力な武器となる。商店会を巻き込むような施策を提案すべきである。
- ・花を種から育てる場所が欲しい。児童遊園の一部を利用して、つくっても良いと思う。
- ・花と緑の街づくりには、子どもたちの花壇、ビオトープ、緑化活動、自然体験などが街に染み出し、地域と商店会などが一体となるような施策の展開が必要である。子ども会、商店会、町会、学校などコミュニティーに根ざした花と緑の街づくり活動を目指していく必要がある。講習会とかサロンとかを新しくつくるのであれば、既存のコミュニティーを活用したほうが現実的である。

(6) 地域別方針に関する意見

- ・ 緑被率の目標値、企業とか区民の活動の状況、名所の数の目標値は記載しないのか。
- ・ 地域ごとの方針図の中に記載されている公園やみどりの計画位置については 生々しい割に、必要な説明があっさりしすぎている。南千住、町屋、西日暮里については、現況と課題で説明している災害時の危険度ランキングや公園の誘致圏図を重ねると空白地帯が分かるのではないか。
- ・ 量的な目標など、地域の特色を生かした花と緑の方策を明確にする必要がある。また、それを、アクションプログラムに入れるなど、明確にすべきである。
- ・ すぐできることと、長くかかることを明確にしていきたい。

(7) アクションプログラムに関する意見

- ・ アクションプログラムには デザイン、景観などをテーマした施策を盛り込むのも良い。

(5) 第 5 回 荒川区みどりの基本計画策定委員会

(1) 《第 1 章：計画の位置付け》に関する意見

- ・本計画との関連計画（東京都の緑施策）に関する記述について、現在は主に緑の東京 10 年プロジェクトにより進められているため、緑の東京計画は削除して欲しい。
- ・1 章と 6 章の目標年次の説明について、整合を図るべきである。
- ・荒川区は外国人の占める割合も少なくないため、外国人登録を含めた人口の実態が分かる記述に変更した方がいい。

(2) 《第 4 章：施策別計画》に関する意見

- ・本計画には、事業者参画に係わる緑化施策が網羅されていると思うが、実際に事業者がすべきことが分かる掲載方法を検討して欲しい（事業者の参画による緑化の仕組みづくりの事例 等）。
- ・西日暮里地域にも一部かかっている南北崖線^{がいせん}の緑に関して、東京都は、このまとまった緑の保全に向けて検討を進めている。このため、この崖線^{がいせん}の緑の保全・歴史的な景観整備等についても示唆して欲しい。
- ・荒川区の緑化指導は、「荒川区みどりの保護育成条例」「荒川区市街地整備指導要綱」「荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例」により実施しているため、その記述を加えるべきである。
- ・みどりの協定を締結している町会・企業等の件数について、ページにより相違があるので精査して欲しい。
- ・在住している町屋地域は、個々の敷地規模が小さく緑化スペースも狭い。このため、事業者がまとまった土地を手放した際には、区が積極的に確保し緑化して欲しい。
- ・荒川区は、都市計画マスタープラン・住宅マスタープランもあわせて作成しているが、この中で、これからの 20 年間は密集地域の改善を視野に入れた計画を進めることとしている。密集地域の道路の拡幅、公園等の整備等は重点的に進めていきたいと考えている。
- ・上記に関しては、地域別のみどりにかかわる方針の項目で、より詳細に示して欲しい。

(3) 《第 5 章：地域別計画》に関する意見

- ・各地域別方針に掲載した土地利用図と現況図の内容の整合を図って欲しい（公園の分布状況等）。

(4) その他計画全般について

- ・本計画は、花と緑の名所づくりの施策を取り入れた特徴的な計画書であり、荒川区の地域性を活かしており、非常にすばらしい。区民の心のよりどころとなる花と緑がいつばいのまちづくりになるように願っている。
- ・人々が多く集まる公園や駅前の美化・緑化推進は積極的に進めて欲しい。
- ・本計画には、いくつかの江戸名所図会が掲載されているが、荒川区ならではの特徴的な花や緑を活かしたまちづくりも意識して欲しい。
- ・尾久の原公園や荒川自然公園等の緑の情報は、来訪者にも紹介できるよう、立て看板や区報等による情報発信を進めて欲しい。
- ・教育現場でも活用できるように、子ども達にも分かる情報発信を進めて欲しい。
- ・尾久の原公園のPRに関しては、土木部と環境清掃部と共同で小冊子をつくっていきたい。

(5) 最終案について

「荒川区花と緑の基本計画」最終案については、全出席委員の賛成により承認された。ただし、本委員会の議事を受けて最終案を事務局が修正し、委員長が確認することとする。

区民参加の記録

1 みどりの区民懇談会

荒川区の環境資産となるみどりの名所や、その名所のつくり方について、区民からの意見を集約することを目的とし、全3回のみどりの区民懇談会を開催しました。

第1回みどりの区民懇談会

日 時 平成20年7月23日(水) 午後7:00 ~ 午後8:30

場 所 荒川区役所北庁舎 第一会議室

参加人数 18名

テ - マ 荒川らしいみどりの名所とは?

- 内 容
- ・荒川区みどりの基本計画の策定について説明
 - ・「みどりとは何か」「みどりの役割」「みどりの状況」について認識を深めるために、クイズ形式により説明
 - ・「今あるみどりの名所」「つくりたいみどりの名所」について意見交換

主な意見 今あるみどりの名所

- ・尾久の原公園 ~ シダレザクラ、多様な生き物など
- ・荒川自然公園 ~ 樹木、池、ホタルなど
- ・汐入公園 ~ 隅田川沿いのサクラ、ツツジ
- ・西日暮里公園 ~ 豊富なみどり
- ・都電のバラ
- ・正庭通り、かんかんもり通り、七中前 ~ サクラ並木
- ・向陵稲荷坂 ~ みどりのトンネル
- ・素盞雄神社 ~ 桃の木

つくりたいみどりの名所

- ・森のような公園 ~ 自然を観察できる公園
- ・バラ園
- ・川辺を取り込んだ公園 ~ 隅田川沿い、ポピーやコスモスなど同じ花がたくさん咲く公園
- ・荒川自然公園 ~ 樹木や花を増やした荒川自然公園
- ・尾久の原公園 ~ 大きな花壇のある公園
- ~ 多様な生き物や野草などが生息する公園



第2回みどりの区民懇談会

日 時 平成20年8月5日(火) 午後7:00~午後8:30

場 所 荒川区役所北庁舎 第一会議室

参加人数 14名

テ ー マ 今あるみどりの名所・つくりたいみどりの名所とは？

内 容 ・「今あるみどりの名所」「つくりたいみどりの名所」について、意見を集約
・「案内したいみどりの名所」「かかわりたいみどりの名所」を抽出し、名所マップを作成

主な意見 案内したいみどりの名所

- ・下町の展望を楽しめる諏訪台
- ・花や樹木がいっぱいの尾久の原公園
- ・多くの自然と触れ合える荒川自然公園
- ・バラのきれいな都電沿線
- ・隅田川沿いの親水空間
- ・子どもが楽しめる荒川遊園

関わりたいみどりの名所

- ・魅力いっぱいの尾久の原公園
- ・区民みんなが協力してつくる花のみち
- ・ケヤキ並木により木陰ができるウォーキングコース
- ・緑が多い幹線道路
- ・みどりと花がいっぱいのマンション
- ・街なか花壇
- ・シンボルツリーのある町屋駅前



第3回みどりの区民懇談会

日 時 平成20年8月25日(月) 午後7:00~午後8:30

場 所 荒川区役所北庁舎 第一会議室

参加人数 16名

テ ー マ 区民が作りたいみどりの名所とは？

今後の区民活動にむけての動機付けをするために、区民が主体的に行うみどりの名所づくりの内容や手法と区民の役割について整理し共有化を図る。

内 容 ・グループ討議(3グループ)

・これまでに出的意見を踏まえ、グループ毎にモデル地域とテーマを設定し「区民主体のみどりの名所づくり」について討議

・それぞれ「プロジェクト」と称し対象となる拠点を名所化していくために、「区民ができること」「支援してもらいたいこと」について意見交換し、まとめる

討議結果 1 宮前公園と都電沿線

プロジェクト名:「(仮)荒川バラプロジェクト」

- ・梶原から小台間の歩道にバラを植栽する
- ・補助90号線事業の残地を利用してミニバラ公園を整備する。
- ・宮前公園をバラの公園として整備する

2 尾久の原公園

プロジェクト名:「尾久の原公園アピールプロジェクト」

- ・尾久の原公園での活動内容、イベント、生き物の情報を発信する
- ・公園のみどころなどを記載した立派な看板を設置する
- ・区民が維持管理できる花壇を設置する

3 町屋駅周辺

プロジェクト名:「花と緑のオアシスプロジェクト」

- ・都電の駅の雰囲気もう少し良くする
- ・駐輪する自転車への対策
- ・交番の位置を少し移動する
- ・地下鉄の出入口を反対側にも設ける
- ・小さな緑の広場を整備する
- ・美しい路地づくりを進める



2 地球を守る区民会議

区民、事業者が環境への取組について意見交換することを目的に設置された、地球を守る区民会議に「みどり」をテーマとして取り上げてもらい、下記のとおり提案を受めました。

第10回地球を守る区民会議	
開催日時	平成20年9月2日(火) 18:00~20:00
場 所	サンパール荒川 小ホール
参加人数	71名
テ ー マ	みどりを増やす方法について 区内のみどりの名所づくりについて みどりを普及するための仕組みづくりについて
方 法	グループ討議
討議内容	<p>みどりを増やす方法に関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街のブロック塀を生垣に変更(簡単に殖やせる植物、四季を通じて楽しめる植物) ・緑のカーテン、屋上緑化の促進(緑化の義務付け、補助制度の拡充) ・廃校の利用(運動場の緑化) ・校庭緑化の推進(芝生のボランティアによる維持管理、ピオトープの整備) ・空地の緑地化(尾久の原のグラウンド、防災広場、駐車場、JRの敷地) ・家庭菜園の奨励(助成制度の確立) ・街なか花壇の拡充、道路上へのプランター設置 ・公園、公有地を家庭菜園として利用(貸し出し、指導員の配置) ・日暮里・舎人ライナーの橋脚間を緑化 ・苗木の無料配布 ・自然公園などの公園を中心にみどりを増やす ・緑のカーテンを街路樹代わりに利用(狭い歩道の緑化) <p>区内のみどりの名所づくりに関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バラを広める(都電沿線から荒川公園、自然公園などへ広める。点から線、面へ) ・同じ花による名所化(1万本単位の同種の花を植える) ・壁面、屋上、ベランダを緑化し区全体を名所化 ・緑のライン化(桜並木の連続化など) ・西日暮里三丁目社寺の緑の名所化(谷中からの連続性を確保、PRの徹底) ・公園への植樹(常緑樹による森のようなゾーンづくり) ・荒川デートマップの作成(樹木、草花の名前などを記載) <p>みどりを普及するための仕組みづくりに関する提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくりリーダーの養成(土のつくり方を知らずにみどりと触れ合う心は育たない) ・緑のコンテスト開催(緑の調査隊による採点、区内ベストテンの決定) ・緑の復活(昔あった緑を復活させる)

- ・ 緑のアドバイザー制度（玄関にシールを貼る。誰もが気軽に失敗談、成功談を聞ける。）
- ・ 姉妹都市との連携（緑の多い個所を見て、緑を増やしたい気持ちを育む。ツアーの実施、山菜採り体験の実施など）
- ・ 緑のカーテンコンクールの開催（緑の週間に合わせて開催）



3 パブリックコメント

荒川区花と緑の基本計画（中間まとめ）について、広く区民から意見を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	平成 20 年 1 2 月 1 1 日（木）～ 1 2 月 2 4 日（水）		
公表方法	中間まとめの全文（以下の場所における閲覧） 以下の場所における閲覧 ・区役所北庁舎 2 階公園緑地課 ・区役所 2 階情報提供コーナー 荒川区のホームページへの掲載		
対象	次のいずれかに該当する方 ・区内在住・在勤・在学の方 ・区内に事務所・事業所を有する個人・法人・各種団体		
意見募集方法及び 意見提出件数	意見募集方法	意見提出件数	意見項目数
	公園緑地課への持参	0	0
	郵送	3	3
	ファックス	0	0
	電子メール	3	28
	合計	6	31

公園・児童遊園等一覧

1 公園

(1) 区立公園

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
荒川遊園	50,840.69 m ²	荒川区西尾久 6-35-11
尾久小公園	661.00 m ²	" 東尾久 6-42-6
三河島公園	2,464.00 m ²	" 荒川 8-25-2
尾久八幡公園	786.97 m ²	" 西尾久 3-6-4
日暮里公園	3,580.16 m ²	" 東日暮里 3-11-10
日暮里南公園	6,229.85 m ²	" 東日暮里 5-19-1
尾竹橋公園	4,193.61 m ²	" 町屋 7-17-6
熊野前公園	953.00 m ²	" 東尾久 8-1-1
瑞光公園	1,091.84 m ²	" 南千住 1-26-10
天王公園	6,159.00 m ²	" 南千住 6-67-21
荒川公園	14,707.90 m ²	" 荒川 2-2-3
荒川東公園	973.97 m ²	" 荒川 1-4-11
荒木田公園	791.14 m ²	" 町屋 7-4-5
藍染公園	1,678.74 m ²	" 町屋 1-34-9
西日暮里公園	3,841.38 m ²	" 西日暮里 3-5-5
荒川五丁目公園	1,057.13 m ²	" 荒川 5-41-1
東日暮里一丁目公園	1,462.27 m ²	" 東日暮里 1-17-22
荒川自然公園	56,925.24 m ²	" 荒川 8-25-3
荒川二丁目公園	1,619.09 m ²	" 荒川 2-58-2
町屋五丁目南公園	968.54 m ²	" 町屋 5-17-3
町屋五丁目北公園	1,391.59 m ²	" 町屋 5-11-20
西尾久四丁目公園	3,094.00 m ²	" 西尾久 4-6-3
西尾久四丁目北公園	1,006.04 m ²	" 西尾久 4-12-6
西日暮里六丁目公園	971.56 m ²	" 西日暮里 6-11-2
荒川八丁目公園	3,474.85 m ²	" 荒川 8-16-5
荒川三丁目公園	967.87 m ²	" 荒川 3-33-8
荒川二丁目南公園	1,465.61 m ²	" 荒川 2-18-6
荒川八丁目南公園	729.34 m ²	" 荒川 8-2-2
原公園	2,050.28 m ²	" 町屋 5-9-7
リバーハープ公園	2,434.37 m ²	" 南千住 4-9-5
真土公園	1,656.55 m ²	" 西日暮里 1-26-9
瑞光橋公園	15,038.04 m ²	" 南千住 8-18-1
町屋七丁目公園	1,266.56 m ²	" 町屋 7-16-6
合計	196,532.18 m ²	33 か所

(2) 都立公園

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
尾久の原公園	61,841.28 m ²	荒川区東尾久7丁目
汐入公園	126,485.44 m ²	" 南千住8丁目
合計	188,326.72 m ²	2か所

2 児童遊園

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
南千住第一児童遊園	249.14 m ²	荒川区南千住2-21-8
南千住第二児童遊園	174.06 m ²	" 南千住6-60-15
南千住第四児童遊園	528.30 m ²	" 南千住1-56-11
三河島第二児童遊園	341.06 m ²	" 荒川2-31-7
町屋第二児童遊園	483.14 m ²	" 町屋4-3-10
町屋第三児童遊園	290.21 m ²	" 町屋4-30-6
町屋第四児童遊園	641.88 m ²	" 町屋3-10-13
尾久第一児童遊園	406.68 m ²	" 東尾久4-45-3
尾久第二児童遊園	350.74 m ²	" 町屋6-8-8
尾久第三児童遊園	420.39 m ²	" 東尾久6-5-10
尾久第四児童遊園	320.62 m ²	" 東尾久6-21-2
尾久第五児童遊園	515.04 m ²	" 東尾久8-21-6
日暮里第一児童遊園	465.09 m ²	" 東日暮里3-37-6
日暮里第二児童遊園	224.00 m ²	" 西日暮里4-7-11
小鳩児童遊園	990.85 m ²	" 西日暮里1-17-5
前沼児童遊園	553.49 m ²	" 荒川3-28-12
宮前児童遊園	1,848.55 m ²	" 東尾久5-46-14
一本松児童遊園	588.62 m ²	" 町屋1-10-2
八幡児童遊園	377.85 m ²	" 西尾久2-5-9
峡田児童遊園	664.22 m ²	" 荒川1-55-2
西尾久一丁目児童遊園	661.15 m ²	" 西尾久1-26-7
花見寺前児童遊園	350.40 m ²	" 西日暮里3-18-7
本町通児童遊園	495.85 m ²	" 東尾久2-37-13
荒川六丁目児童遊園	184.89 m ²	" 荒川6-49-8
三瑞児童遊園	262.16 m ²	" 南千住7-8-9
東尾久一丁目児童遊園	421.35 m ²	" 東尾久1-24-21
東日暮里四丁目児童遊園	305.38 m ²	" 東日暮里4-15-9
新地児童遊園	229.54 m ²	" 荒川6-39-1
仲通り児童遊園	196.86 m ²	" 南千住5-5-8
東尾久二丁目児童遊園	358.33 m ²	" 東尾久2-9-3
東尾久三丁目児童遊園	111.55 m ²	" 東尾久3-5-1
花の木児童遊園	453.27 m ²	" 荒川6-14-3
真土児童遊園	281.38 m ²	" 西日暮里1-11-7

若葉児童遊園	232.67 m ²	荒川区南千住 5-12-3
地藏堀児童遊園	385.21 m ²	" 南千住 6-11-1
江川堀児童遊園	381.15 m ²	" 町屋 6-4-12
西尾久四丁目児童遊園	330.61 m ²	" 西尾久 4-17-9
西尾久五丁目児童遊園	436.21 m ²	" 西尾久 5-5-11
南千住三丁目児童遊園	686.43 m ²	" 南千住 3-28-2
宮前第二児童遊園	1,134.52 m ²	" 東尾久 8-45-4
東尾久上児童遊園	479.35 m ²	" 東尾久 4-24-1
東尾久三丁目西児童遊園	468.23 m ²	" 東尾久 3-24-7
町屋六丁目児童遊園	860.48 m ²	" 町屋 6-22-3
町屋八丁目児童遊園	467.86 m ²	" 町屋 8-2-5
東日暮里六丁目児童遊園	264.05 m ²	" 東日暮里 6-5-5
西日暮里六丁目児童遊園	385.74 m ²	" 西日暮里 6-45-4
荒川五丁目児童遊園	354.13 m ²	" 荒川 5-24-7
東尾久四丁目児童遊園	347.28 m ²	" 東尾久 4-12-1
西尾久七丁目児童遊園	421.38 m ²	" 西尾久 7-16-9
町屋五丁目児童遊園	546.51 m ²	" 町屋 5-17-13
東日暮里二丁目児童遊園	247.74 m ²	" 東日暮里 2-17-11
町屋三丁目児童遊園	1,073.00 m ²	" 町屋 3-27-6
東尾久三丁目北児童遊園	619.10 m ²	" 東尾久 3-18-4
町屋八丁目南児童遊園	224.55 m ²	" 町屋 8-21-12
東日暮里六丁目西児童遊	386.25 m ²	" 東日暮里 6-38-3
町屋七丁目児童遊園	485.21 m ²	" 町屋 7-19-8
東尾久五丁目南児童遊園	554.38 m ²	" 東尾久 5-28-3
東尾久六丁目児童遊園	212.32 m ²	" 東尾久 6-16-15
東日暮里三丁目児童遊園	866.69 m ²	" 東日暮里 3-14-5
西日暮里二丁目北児童遊	908.50 m ²	" 西日暮里 2-2-8
町屋六丁目東児童遊園	219.01 m ²	" 町屋 6-36-17
西尾久四丁目南児童遊園	460.13 m ²	" 西尾久 4-11-1
西尾久八丁目児童遊園	419.48 m ²	" 西尾久 8-12-8
町屋七丁目北児童遊園	408.28 m ²	" 町屋 7-5-8
荒川一丁目児童遊園	497.37 m ²	" 荒川 1-5-9
荒川五丁目東児童遊園	357.71 m ²	" 荒川 5-7-2
東尾久五丁目児童遊園	186.50 m ²	" 東尾久 5-9-4
若宮八幡児童遊園	584.51 m ²	" 南千住 6-35-7
町屋六丁目北児童遊園	629.43 m ²	" 町屋 6-37-2
南千住六丁目児童遊園	471.70 m ²	" 南千住 6-49-9
合計	32,739.71 m ²	70 か所

3 グリーンスポット

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
町屋三丁目グリーンスポット	121.16 m ²	荒川区町屋 3-2-3
千住間道グリーンスポット	27.87 m ²	" 南千住 6-26-13
一本松グリーンスポット	250.86 m ²	" 町屋 1-9-14
荒川三丁目グリーンスポット	166.23 m ²	" 荒川 3-22-3
西尾久五丁目グリーンスポット	198.37 m ²	" 西尾久 5-27-12
西尾久六丁目グリーンスポット	170.12 m ²	" 西尾久 6-10-21
東尾久八丁目グリーンスポット	244.49 m ²	" 東尾久 8-5-1
町屋四丁目グリーンスポット	260.90 m ²	" 町屋 4-1-10
荒川六丁目西グリーンスポット	123.30 m ²	" 荒川 6-66-9
荒川六丁目グリーンスポット	242.84 m ²	" 荒川 6-32
合計	1,806.14 m ²	10 か所

4 広場、遊び場、緑地等

平成20年12月現在

名称	面積	所在地
南千住浄水場遊戯広場	1,874.69 m ²	荒川区南千住 6-39-15
西日暮里六丁目遊び場	102.34 m ²	" 西日暮里 6-29-5
西日暮里一丁目広場	3,551.67 m ²	" 西日暮里 1-6-20
南千住七丁目緑地	136.97 m ²	" 南千住 7-23-2
西尾久八丁目緑地	122.30 m ²	" 西尾久 8-12-20
緑地(南千住一丁目公衆便所跡地)	9.06 m ²	" 南千住 1-12-11
南千住六丁目緑地	1,350.75 m ²	" 南千住 6-38-2
汐入せせらぎ広場	1,589.48 m ²	" 南千住 8-17-2
荒川一丁目広場	530.53 m ²	" 荒川 1-8
合計	9,267.79 m ²	9 か所

荒川区花と緑の基本計画

平成21年3月

発行 荒川区

編集 荒川区 土木部 公園緑地課

〒116-8501 東京都 荒川区 荒川 2-2-3

☎(03)3802-3111 (内線)2752・2761

登録 (20)0099号



荒川区